

石川県包括外部監査報告書

令和4年3月

石川県包括外部監査人
公認会計士 越田 圭

本書は、包括外部監査人から提出された「令和3年度包括外部監査報告書」を
石川県が印刷・発行したものです。

負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

目次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件として選定した理由	1
4. 外部監査の対象	1
(1) 監査対象部局	1
(2) 対象年度	2
5. 外部監査の方法	2
(1) 監査要点	2
(2) 監査手続	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人及び補助者	2
8. 利害関係	2
9. その他	2
第2 指摘、意見の一覧	3
1. 指摘、意見の定義	3
2. 意見の一覧表	3
(1) 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等に関する意見	3
(2) 令和2年度における補助金等（総括事項）に関する意見	4
(3) 令和2年度における補助金等（個別事項）に関する意見	4
3. 参考事項	4
第3 監査対象の概要	5
1. 補助金等の内容	5
(1) 概要	5
2. 県における補助金等の状況	6
(1) 補助金等に係る規則	6
(2) 補助金に関する事務	7
(3) 負担金及び交付金に関する事務	10
3. 事務事業の評価	10
(1) 目標管理型行政経営システムの概要	10
(2) 目標管理型行政経営システムにおいて評価対象となる事務事業	11
(3) 目標管理型行政経営システムにおける事務事業の評価	11
(4) 目標管理型行政経営システムにおける評価結果の公表	11
(5) 目標管理型行政経営システムの対象外である事務事業の評価	11

4.	公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱い	12
	(1) 概要	12
	(2) 派遣職員に対する給与支給と公益的法人等派遣法等	12
	(3) 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例等	13
	(4) 派遣職員の人件費の支給方法	14
	(5) 職務専念義務の免除による公益的法人等における職務への従事	14
5.	県の決算における補助金等の状況	15
	(1) 総括	15
	(2) 科目別の状況	16
第4	監査手続	17
1.	概要	17
	(1) 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等	17
	(2) 令和2年度における補助金等	17
2.	過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等	18
	(1) 監査対象の抽出及び抽出した補助金等に対する監査手続	18
3.	令和2年度における補助金等	55
	(1) 監査対象の抽出	55
	(2) 抽出した補助金等に関する監査手続	80
第5	監査の結果	81
1.	過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等	81
	(1) 概要	81
	(2) 医王山スポーツセンター運営費補助金(その1)	81
	(3) 医王山スポーツセンター運営費補助金(その2)	84
	(4) 石川県社会福祉協議会に対する補助金に係る人件費の積算	85
	(5) 中小企業情報支援事業費補助金(その1)	86
	(6) 中小企業情報支援事業費補助金(その2)	88
	(7) 石川県食品協会運営費補助金	89
	(8) 石川県発明協会補助金(その1)	90
	(9) 石川県発明協会補助金(その2)	91
	(10) 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	92
	(11) なぎさ保全対策事業費補助金	94
	(12) 土地区画整理事業費補助金	95
	(13) ゆーりんピック開催事業費補助金	96
	(14) 生きがいと健康づくり推進事業費補助金	97
	(15) 高度専門医療人材養成支援事業費補助金	98

2.	令和2年度における補助金等（総括事項）	100
	（1）概要	100
	（2）補助金交付要綱の作成に関するルールの整備	100
	（3）補助金に係る事務事業における石川県暴力団排除条例第6条の措置	101
	（4）実績報告の期限	102
	（5）現地調査の実施方法	103
	（6）補助金の概算払	105
	（7）県補規第20条《財産の処分の制限》の対象となる財産の有無確認	106
	（8）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還	107
	（9）ウェブサイトで公開している事務事業評価結果のアクセス状況	109
	（10）書面で公開している事務事業評価結果の閲覧	110
	（11）公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表	112
3.	令和2年度における補助金等（個別事項）	113
	（1）概要	113
	（2）石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金	113
	（3）石川県保育環境改善等事業費補助金	115
	（4）感染拡大防止対策支援金支給事業費補助金	116
	（5）温泉旅館魅力開発支援事業費補助金	117
	（6）いしかわ百万石食材ブランド化推進費補助金	118
	（7）ルビーロマンブランド化推進費補助金	120
	（8）白山市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金	121
4.	令和2年度における補助金等（参考事項）	123
	（1）概要	123
	（2）総務部	124
	（3）危機管理監室	124
	（4）企画振興部	124
	（5）県民文化スポーツ部	125
	（6）健康福祉部	126
	（7）生活環境部	126
	（8）商工労働部	127
	（9）観光戦略推進部	128
	（10）農林水産部	128
	（11）競馬事業局	129
	（12）土木部	129
	（13）教育委員会	129
	（14）公安委員会	130

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第252条の37の規定による監査

2. 選定した特定の事件

負担金、補助金及び交付金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

3. 事件として選定した理由

石川県（以下「県」という。）は、政策目的を達成するため、様々な補助金を交付している。県の補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等に関する取扱を明確にするとともに、補助金の交付及び受領について必要な事項を定めることを目的とする石川県補助金交付規則（以下「県補規」という¹）において、補助金とは、県が交付する、相当の反対給付を受けない給付金であって、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいうとされる（県補規第2条第1号）。このように、補助金は反対給付を受けない給付金という性質があることから、補助金は公益上必要と認める場合に支出するものである。しかし、補助金は一度支出すると、前例に基づき既得権化する懸念があることから、公益上必要かどうかといった点等について十分な検討が必要であると考えられる。また、補助金と類似する性質の支出として、負担金及び交付金が存在することから、これらの支出も監査対象とする。

なお、県の平成15年度包括外部監査において、「補助金及び負担金（主に総務部、健康福祉部、土木部、教育委員会、その他必要と認めて実施した企画開発部及び県民文化局）に関する財務事務」が特定の事件として選定され、当該監査の結果を受けた措置が講じられたが、措置が講じられた時点から現在まで、相当程度の時間が経過している。したがって、当該監査の結果を受けた措置が、現在においても適切に機能しているかどうかといった点等について改めて検討する意義があるものと考えられる。

このような状況を踏まえて、負担金、補助金及び交付金（以下「補助金等」という²）を監査対象とする必要があると判断したことから、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の対象

（1）監査対象部局

総務部、危機管理監室、企画振興部、県民文化スポーツ部、健康福祉部、生活環境部、商工労働部、観光戦略推進部、農林水産部、競馬事業局、土木部、議会事務局、教育委員会、人事委員会、公安委員会

¹ 報告書の構成や説明の都合上、「石川県補助金交付規則」と記載することもある。

² 報告書の構成や説明の都合上、負担金、補助金及び交付金を分けて、それぞれ単独で記載することもある。

(2) 対象年度

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）

ただし、必要に応じ令和元年度以前又は令和3年度の情報も参考とした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 補助金等が公益上必要かどうか。
- ② 補助金等の申請、決定、交付といった財務事務が適切に実施されているか。
- ③ 補助金等の算定及び交付する時期が適切なものかどうか。
- ④ 補助事業の実績が適切に把握されているか。
- ⑤ 補助事業の効果測定が適切に実施されているか。
- ⑥ 補助事業の効果測定に基づいた見直しが適切に実施されているか。
- ⑦ 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が適切に機能しているか。

(2) 監査手続

「第4 監査手続」に詳細を記載している。

6. 外部監査の実施期間

令和3年5月1日から令和4年3月4日まで

なお、上記のうち、令和3年6月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任及び予備調査等を実施した。

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 越田 圭

補助者	公認会計士	窪田 隆之
	弁護士	宮本 研太
	税理士	山田 康二

8. 利害関係

県と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第252条の29の規定による利害関係はない。

9. その他

報告書の表の合計（又は差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（又は差額）とが一致しない場合がある。なお、単位未満の端数は切り捨てて表示している。

第2 指摘、意見の一覧

1. 指摘、意見の定義

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の観点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

なお、本年度の包括外部監査において、指摘に該当する事項は検出されなかった。

2. 意見の一覧表

(1) 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等に関する意見

過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等に関する意見は以下の 14 件である。

番号	内容	頁
意見 01	医王山スポーツセンターの今後のあり方に関する検討	83
意見 02	医王山スポーツセンターにおける感染防止対策の周知徹底	84
意見 03	人件費の積算の精緻化	85
意見 04	DVD 棚卸結果の保管	87
意見 05	各種経済誌、専門誌に係る貸出管理簿の記載	88
意見 06	補助事業の申請内容の明確化	89
意見 07	補助事業の申請内容の明確化	90
意見 08	収支予算書における会費収入の加味	91
意見 09	経費総額の内訳に関する差異原因の把握	93
意見 10	使用状況報告書の記載方法の統一	94
意見 11	繰越理由の具体的な記載	95
意見 12	原始証憑の入手に関する考え方の整理	96
意見 13	原始証憑の入手に関する考え方の整理	97
意見 14	実績報告書の記載誤りの訂正依頼	99

(2) 令和2年度における補助金等（総括事項）に関する意見

令和2年度における補助金等（総括事項）に関する意見は以下の11件である。

番号	内容	頁
意見 15	補助金交付要綱の作成に関するルールの整備	100
意見 16	県暴力団排除条項に規定する措置に係る取扱いの整備	101
意見 17	実績報告の期限を設ける旨の周知	102
意見 18	現地調査の実施方法	104
意見 19	補助金の概算払を実施する理由の具体的記載	105
意見 20	県補規第20条の対象となる財産の有無の確認	106
意見 21	直接補助における仕入税額控除に関する一律の確認	108
意見 22	間接補助における仕入税額控除に関する一律の確認	108
意見 23	事務事業評価に関するウェブサイトの周知	109
意見 24	事務事業評価に関するファイル配架場所の周知	111
意見 25	公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表の見直し	112

(3) 令和2年度における補助金等（個別事項）に関する意見

令和2年度における補助金等（個別事項）に関する意見は以下の7件である。

番号	内容	頁
意見 26	県暴力団排除条項にいう措置の同一化	114
意見 27	県暴力団排除条項にいう措置の未対応	115
意見 28	公募型プロポーザル等の導入	116
意見 29	間接補助における仕入税額控除に関する確認	117
意見 30	直接補助における仕入税額控除に関する確認	119
意見 31	直接補助における仕入税額控除に関する確認	120
意見 32	実績報告の期限の規定	122

3. 参考事項

指摘、意見のいずれにも該当する事項ではないが、意見15《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》及び意見19《補助金の概算払を実施する理由の具体的記載》に関する参考事項として131件の事例が検出された。

第3 監査対象の概要

1. 補助金等の内容

(1) 概要

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（地自法第 232 条の 2）。このうち、補助をする場合に支出する補助金等について法令上の明確な定義はないが、以下のように区分して説明されることがある。

負担金…法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの
補助金…一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの
交付金…法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの

（出所：月刊「地方財務」編集局『九訂地方公共団体歳入歳出科目解説』（ぎょうせい））

これらのうち、補助金の説明にある「公益上必要があると認めた場合」は、普通地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することとなるが、これは全くの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。したがって、普通地方公共団体としては、補助を行うに当たっては慎重にその必要性及び効果等について検討をする必要がある。地方公共団体と宗教との分離又は地方公共団体の宗教からの独立の確保、並びに公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業への統制を排除するため、宗教団体や慈善団体等への支出が禁止されている（憲法第 89 条）³。

³ 松本英昭『新版 逐条地方自治法〔第9次改訂版〕』874頁（学陽書房 2017）によると、慈善、教育若しくは博愛の事業のうち、例えば、私立学校振興助成法、社会福祉法等の適用のある教育、福祉等の事業は、公の支配に属しているものとして公金の支出が可能と解されている。

2. 県における補助金等の状況

(1) 補助金等に係る規則

① 石川県財務規則

石川県財務規則（以下「県財規」という。）は、県の財務事務の執行に関する基準を定め、事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする（県財規第1条）。主務課長又は麻⁴長は、補助金等に係る歳出予算を執行しようとするときは、支出負担行為の整理によりあらかじめ決裁を受ける（県財規第17条第2項）。支出負担行為の整理は、請求のあったとき又は通知をするときにおいて、通知書の写し、内訳書の写し等に基づき、請求のあった額又は通知金額について行われる（県財規第18条第1項）。支出負担行為の整理後、県財規の「第4章 支出」の規定に基づき、補助金等を支出する。

② 石川県補助金交付規則

県補規は、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金の交付の申請、決定等に関する取扱いを明確にするとともに、補助金の交付及び受領について必要な事項を定めることを目的とする（県補規第1条）。県補規は22の本則及び4の附則から構成されており、本則及びその見出しを示すと、以下のとおりである。

- | |
|---------------------|
| 第1条《目的》 |
| 第2条《用語の意義》 |
| 第3条《適用関係》 |
| 第4条《補助金の交付の申請》 |
| 第5条《補助金の交付の決定》 |
| 第6条《補助金の交付の条件》 |
| 第7条《決定の通知》 |
| 第8条《申請の取下げ》 |
| 第9条《事情変更による決定の取消等》 |
| 第10条《補助事業の遂行》 |
| 第11条《状況報告》 |
| 第12条《補助事業の遂行に関する指示》 |
| 第13条《実績報告》 |
| 第14条《補助金の額の確定》 |
| 第15条《是正のための措置》 |
| 第16条《補助金の交付》 |
| 第17条《決定の取消》 |
| 第18条《補助金の返還》 |
| 第19条《延滞金》 |

⁴ 麻（かい）とは、予算の執行ができる機関であって、石川県組織規則に定める出先機関及びその他の機関のうち県財規別表第二の表の上欄に掲げるもの及び知事が指定するものをいう（県財規第2条第4号）。

第 20 条《財産の処分の制限》

第 21 条

第 22 条《雑則》

県補規において、補助金とは、県が交付する、相当の反対給付を受けない給付金であって、補助金、助成金及び利子補給金の名称を用いるものをいうとされている（県補規第 2 条第 1 号）。したがって、負担金及び交付金は、県補規とは異なる取扱いとなっている。

また、補助金のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 条第 4 項の間接補助金等に該当する国庫間接補助金（県補規第 2 条第 4 号）であって、その交付につき法令の定めがあり、又はこれに基づく上級官庁の処分若しくは通達等により特別の手續によるべきことが必要なものについては、県補規は適用されない（県補規第 3 条第 1 項前段）。この場合にあつては、当該法令の定により、又は当該上級官庁の処分若しくは通達等に従って別に定める要綱によるものとされる（県補規第 3 条第 1 項後段）。

（2）補助金に関する事務

① 交付の決定

県は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令の定め又はこれに基づく上級官庁の処分若しくは通達その他この規則及び補助金の交付に関する要綱で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする（県補規第 5 条第 1 項）。

補助金の交付の申請者から、県に対し補助金交付申請書及び添付書類が提出される（県補規第 4 条第 1 項、第 2 項）。補助金交付申請書の記載事項は、以下のとおりである。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 補助事業の目的及び内容
- 三 補助事業の経費の配分、経費の使用法、当該事業の完了の予定期日その他当該事業の遂行に関する計画
- 四 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

添付書類の記載事項は、以下のとおりである。

- 一 補助事業の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 二 補助事業の計画及び執行方法に関する具体的事項
- 三 補助事業の効果

なお、補助金交付申請書若しくは添付書類の記載事項について、必要と認める事項を追加し、一部を省略させ又は前項の添付書類を省略させることがある（県補規第4条第3項）。追加又は省略できる内容は、各補助金の交付要綱等で確認することができる。

② 交付の決定の通知

県は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を申請者に通知する（県補規第7条）。

また、申請者は通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる（県補規第8条第1項本文⁵）。一方で、県から補助金の交付の決定を取り消すことができる場合があり、県は、補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる（県補規第9条第1項本文⁶）。補助金の交付の決定を取り消すことができるのは、以下の場合に限定される（県補規第9条第2項）。

- 一 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 二 補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと。補助事業に要する経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合

加えて、事情変更のほか、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、又はこれに附した条件その他この規則又はこれに基づく県の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある（県補規第17条第1項）。県は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させなければならない（県補規第18条第1項）。補助事業者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない（県補規第19条第1項）。

⁵ 県が特に必要があると認めるときは、その期間を延長し又は短縮することができる（県補規第8条第1項ただし書）。

⁶ 補助金交付の対象となる補助事業が開始されており、すでに経過した期間に係る部分については、取消しの対象外となる（県補規第9条第1項ただし書）。

③ 補助事業遂行中の事務

補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、交付された補助金の他の用途への使用が認められていない（県補規第 10 条第 1 項）。また、補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない（県補規第 10 条第 2 項）。県は、補助事業の遂行状況を把握するため、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、別記様式第三号による遂行状況報告書を提出させることができる（県補規第 11 条）。また、必要に応じて補助事業者に対し現地調査等を行うこともある。

また、県は、地自法第 221 条《予算の執行に関する長の調査権等》第 2 項の規定に基づく状況の調査及び補助事業者が提出する報告並びに地自法第 199 条の規定に基づく監査委員の監査の結果報告等により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる（県補規第 12 条）。

④ 補助事業完了後の事務

県補規第 13 条に基づき、補助事業者は、県に補助事業実績報告書及び添付書類を提出し、実績報告を行う。実績報告の際に提出する書類は、補助事業の内容により異なることがある。

県は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する（県補規第 14 条第 1 項）。県は、補助金の額を確定したときは、速やかにその額を補助事業者へ通知する（県補規第 14 条第 2 項）。

なお、県は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容、これに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる（県補規第 15 条第 1 項）。

⑤ 補助金の交付

補助金の支払は、交付すべき補助金の額を確定した後に行うのが原則である。ただし、県が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる（県補規第 16 条第 1 項）。

補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定後の場合は補助金請求書又は補助金精算請求書、補助事業遂行中の場合は補助金概算払（前金払）請求書を提出しなければならない（県補規第 16 条第 2 項）。

⑥ 補助事業に係る財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち以下に掲げるものを、県の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされている（県補規第 20 条第 1 項本文）。

- | |
|--|
| 一 不動産 |
| 二 船舶 |
| 三 前二号に掲げるものの従物 |
| 四 機械及び重要な器具 ⁷ |
| 五 その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの |

県は、県補規第 20 条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずる場合がある（県補規第 21 条）。

（3）負担金及び交付金に関する事務

負担金及び交付金については、県補規のような規則が定められておらず、各部局において県補規及び県財規に準じて事務が執行されている。また、一部の負担金及び交付金について、交付要綱等が整備されていることがある。

3. 事務事業の評価

（1）目標管理型行政経営システムの概要

石川県では、厳しい行財政環境の中、多様化する県民ニーズに応じていくため、平成 17 年度から「目標管理型行政経営システム」を導入している。この「目標管理型行政経営システム」は、①県民ニーズを起点に各所属の使命や目標を明らかにし、②事業実施を通じて施策や業務の達成状況を自ら評価し、③今後の事務事業の見直しや業務の改善に活用する、という一連の仕組みにより、各所属の事務事業の評価のみならず、その適切な執行を管理し、各所属が課題に的確に対応できる体制を構築することを目的としている。

⁷ 原則として、県財規第 223 条第 3 項の「重要物品」を参考に、一点百万円以上のものを対象とし、国の要綱で別段の定めがある場合はそちらに準拠しているとのことである。

(2) 目標管理型行政経営システムにおいて評価対象となる事務事業

目標管理型行政経営システムで評価対象となる事務事業は、県長期構想の重点戦略に基づく事業など、県が施策目的を達成するために主体的に実施している事業が中心であるが、当年度の包括外部監査で特定の事件となっている補助金等に係る事業も含まれ、評価結果を今後の事務事業の見直し的手段として活用している。そこで、補助事業の効果測定が適切に実施されているかどうかを検証するに当たり、目標管理型行政経営システムの内容を把握することとした。なお、評価作業の効率化を図るため、法令等で実施が義務付けられている事業や公共事業など既に他の制度で評価を行っている事業は対象から除外されている。

(3) 目標管理型行政経営システムにおける事務事業の評価

目標の設定に当たっては、組織の目標、その組織の目標を達成するための施策の体系及び施策の目標を達成するための事務事業の内容を明らかにするものとされる。評価については、施策の評価では、施策・課題の目標の達成状況、課題解決の手段として実施した事務事業のこれまでの有効性の評価及び施策の今後の方向性の検討を行うものとされ、また、事務事業の評価では、事務事業の「これまでの有効性」（施策目標の達成に向け、当該事業が、課題解決にどのように役立ったかを評価するもの）及び「今後の方向性」（県民ニーズ、緊急性、県関与のあり方を踏まえ、今後どのように取り組むのかを判断するもの）について評価を行うものとされている。

(4) 目標管理型行政経営システムにおける評価結果の公表

目標管理型行政経営システムの評価結果は、例年 11 月から 12 月ごろに前年度分が公開される。公開の方法は、県のウェブサイト⁸及び紙面の 2 種類である。紙面は、県庁舎 1 階の行政情報サービスセンター、小松合同庁舎内の行政相談窓口、中能登総合事務所内の行政相談窓口及び奥能登総合事務所内の行政相談窓口の 4 か所で、県民が自由に閲覧できる。

(5) 目標管理型行政経営システムの対象外である事務事業の評価

目標管理型行政経営システムで使用する評価シートとは異なるが、KPI（重要業績評価指標）や補助金等交付先へのヒアリング等により評価を実施している。

⁸ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/mokuhyou/> 本報告書作成時点における URL は左記のとおりである。

4. 公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱い

(1) 概要

最高裁平成24年4月20日第二小法廷判決(民集66巻6号2583頁)は、神戸市がその職員を派遣していた公益的法人等及び退職派遣者を在職させていた特定法人に対して派遣職員または退職派遣者の給与相当額を含む補助金又は委託料を支出したことについて、かかる支出は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(以下「公益的法人等派遣法」という。)の定め違反する手続的瑕疵があり無効であると判示したものである。令和2年度における補助金等の事業名を概観したところ、県の財政的援助団体の運営費を対象とした補助金等が散見された。そこで、補助金等の交付に関する合規性の観点から、当該補助金等に、当該財政的援助団体の職務に従事している職員の人件費が含まれていないかどうか検討するため、公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱いを整理することとした。

(2) 派遣職員に対する給与支給と公益的法人等派遣法等

派遣とは、一般に公務員の身分を保有させたまま他の団体等の職務に従事させることを意味する⁹。派遣職員に対する給与支給について、公益的法人等派遣法によれば¹⁰、派遣職員は、派遣時の原職にとどまるが、その職務に従事せずに派遣先団体の業務に従事し(公益的法人等派遣法第4条第1項、第2項)、その給与は派遣先団体が支給し、地方公共団体は給与を支給しないとされる(公益的法人等派遣法第6条第1項)。もっとも、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が給与支給可能業務である場合又は給与支給可能業務が派遣先団体の主たる業務である場合は、地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすものと認められることから、その場合に限り、例外的に、地方公共団体は、条例で定めることを条件として、派遣職員に対し給与を支給することができるものとされている(公益的法人等派

⁹ 公務員の勤務関係の異動(広義)には、派遣のほか、昇任、転任、降任、併任、休職、休業などがある(宇賀克也『行政法概説Ⅲ〔第5版〕』412頁(有斐閣))。

¹⁰ 公益的法人等派遣法には、2つの種類の派遣についての定めがある。

第1は、「公益的法人等」に対して職員を派遣するものである(公益的法人等派遣法2条1項)。派遣される者は、当該地方公共団体の職員としての身分を保有したまま派遣される。上記に従って派遣された職員のことを派遣職員という。同項は、「任命権者…は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下「公益的法人等」という。)との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。」と定めている。

第2は、特定法人への派遣である。特定法人とは、当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部または一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるとして条例で定めるものをいう(公益的法人等派遣法第10条第1項)。派遣される者は、いったん当該地方公共団体を退職する。当該地方公共団体には、派遣期間満了時に改めて当該職員を採用する義務が課されている。上記に従って派遣された者を、退職派遣者という。

遣法第6条第2項)。なお、地方公共団体がその職員を派遣することができる公益的法人等については、公益的法人等派遣法第2条第1項に規定されている。

(3) 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例等

公益的法人等派遣法の規定を受けて、県における公益的法人等への職員の派遣等については、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則がそれぞれ制定されている。

地方公共団体がその職員を派遣することができる公益的法人等について定める、公益的法人等派遣法第2条第1項の規定を受けた公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例第2条第1項は、公益的法人等派遣法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる旨を規定し、これを受けて、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則第2条、第5条において、別表に掲げる団体又は株式会社が職員派遣を受けることができるものとして定められている。別表に掲げる団体又は株式会社は、以下のとおりである。

- ・石川県公立大学法人
- ・公益財団法人石川県音楽文化振興事業団
- ・一般財団法人石川県県民ふれあい公社
- ・公益財団法人石川県国際交流協会
- ・公益財団法人石川県産業創出支援機構
- ・公益財団法人石川県体育協会
- ・公益財団法人石川県デザインセンター
- ・公益財団法人石川県文教会館
- ・公益財団法人石川県埋蔵文化財センター
- ・公益財団法人石川県林業公社
- ・公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団
- ・公益財団法人いしかわ農業総合支援機構
- ・公益財団法人いしかわまちづくり技術センター
- ・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
- ・社会福祉法人石川県社会福祉協議会
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会
- ・社会福祉法人徳充会
- ・社会福祉法人松原愛育会
- ・公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議
- ・一般社団法人石川県農業開発公社
- ・一般社団法人金沢港振興協会
- ・公益社団法人日本フェンシング協会
- ・地方公共団体金融機構
- ・のと鉄道株式会社
- ・IR いしかわ鉄道株式会社

(4) 派遣職員の人件費の支給方法

派遣職員の給与の支給方法は、県提供資料によると、①派遣先団体が支給する方法（県と同じ算定方法による）か、②県が一部給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当等）を支給し、派遣先団体がその他の給与（通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当、勤勉手当等）を支給する方法（県と同じ算定方法による）のいずれかによるとされており、団体又は株式会社ごとに①又は②のいずれかの方法が適用されている。

(5) 職務専念義務の免除による公益的法人等における職務への従事

県の職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、県がなすべき責任を有する職務にのみ従事しなければならない（地方公務員法第 35 条）。県は、地方公務員法第 35 条の例外規定として、職務に専念する義務の特例に関する条例及び職務に専念する義務の特例に関する規則を定め、職務専念義務が免除できる場合を明記している。

職務専念義務を免除できるのは、以下のいずれかの場合である（職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 6 号、職務に専念する義務の特例に関する規則第 1 号から第 9 号）。

- | |
|--|
| 一 地方公務員災害補償法第 51 条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 4 条の規定により、公務災害補償に関する審査を申し立て、又はその審査に出頭する場合 |
| 二 地方公務員法第 46 条の規定により、勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合 |
| 三 地方公務員法第 49 条の 2 第 1 項の規定により、不利益処分についての審査請求をし、又はその審理に出頭する場合 |
| 四 地方公務員法第 55 条第 11 項の規定により、当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合 |
| 五 職員の苦情相談に関する規則第 5 条の規定により、事情聴取、照会その他の調査に応ずる場合 |
| 六 国又は地方公共団体の公務員としての職若しくは、その他の団体の役員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 |
| 七 特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 |
| 八 県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公社、団体等の職員を兼ね、その職に属する事務を行う場合 |
| 九 前各号に掲げる場合を除くほか、人事委員会が特に適当と認める場合 |

例えば、県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公益的法人等と県の職務を兼務する場合は、職務に専念する義務の特例に関する規則第 8 号に該当することから、職務専念義務の免除による公益的法人等における職務に従事することとなるため、公益的法人等派遣法の適用により派遣した場合と異なり、当該職員の人件費は全額県が負担することとなる。

5. 県の決算における補助金等の状況

(1) 総括

県の決算において、補助金等は、負担金補助及び交付金とされている。そこで、平成28年度から令和2年度までの県の一般会計における負担金補助及び交付金の支出額と構成比の推移を示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

節名	H28d 支出額	H29d 支出額	H30d 支出額	R1d 支出額	R2d 支出額
負担金補助及び交付金	133,137	144,005	130,152	135,372	193,804
その他	454,072	412,033	422,011	424,954	450,940
合計	587,210	556,038	552,164	560,327	644,744

(出所：一般会計歳出節別決算額の推移（石川県歳入歳出決算説明資料の第5表）)

(単位：%)

節名	H28d 構成比	H29d 構成比	H30d 構成比	R1d 構成比	R2d 構成比
負担金補助及び交付金	22.7	25.9	23.6	24.2	30.1
その他	77.3	74.1	76.4	75.8	69.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所：一般会計歳出節別決算額の推移（石川県歳入歳出決算説明資料の第5表）)

負担金補助及び交付金の構成比は平成28年度から令和2年度まで節別の決算において最も高くなっている。なお、令和2年度の構成比のその他69.9%のうち、最も高いものが繰出金15.3%となっており、その次に高いのが工事請負費10.4%となっている。

(2) 科目別の状況

平成 28 年度から令和 2 年度までの県の一般会計における負担金補助及び交付金の推移を科目別に示すと、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目名	H28d	H29d	H30d	R1d	R2d
議会費	128	125	133	129	120
総務費	29,746	32,140	31,645	30,336	35,531
企画振興費	8,288	12,782	7,475	8,631	7,957
県民文化スポーツ費 ¹¹	—	1,157	1,132	1,261	1,325
健康福祉費	60,915	62,682	57,046	59,926	90,383
生活環境費 ¹²	1,428	386	427	498	578
商工労働費	5,015	5,056	4,544	5,206	27,980
観光費	505	1,259	650	616	492
農林水産業費	8,017	9,973	8,074	8,390	8,495
土木費	9,443	9,090	9,385	10,556	11,105
警察費	9	9	80	25	24
教育費	9,501	9,016	8,865	9,051	9,522
災害復旧費	136	324	690	742	286
支出済額合計 ¹³	133,137	144,005	130,152	135,372	193,804
予算現額	142,486	150,444	137,384	142,887	205,240
翌年度繰越額	8,920	5,202	5,402	6,474	7,459
不用額	428	1,236	1,828	1,040	3,976

(出所：歳出決算額款別節別内訳（石川県歳入歳出決算説明資料の第 4 表）)

平成 29 年度の支出済額が 144,005 百万円と増加しているが、平成 28 年度、平成 30 年度及び令和元年度は 130,000 百万円台に収まっていた。しかし、令和 2 年度の支出済額が 193,804 百万円（前年度比 58,431 百万円の増加）と大幅に増加している。これは、総務費が 35,531 百万円（前年度比 5,194 百万円の増加）、健康福祉費 90,383 百万円（前年度比 30,457 百万円の増加）及び商工労働費 27,980 百万円（前年度比 22,773 百万円の増加）が大幅に増加したことが原因である。その内容は、主に、新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、検査・医療提供体制等の確保・充実による感染拡大の防止に向けた取組や、厳しい状況にある事業者の事業活動の継続に向けた支援などの社会経済活動の正常化に向けた取組に要したものである。

¹¹平成 29 年度に企画振興部県民文化局から県民文化スポーツ部が独立した。平成 28 年度以前においては、まとめて企画県民文化費として計上していた。

¹²平成 29 年度に環境部を生活環境部に改組した。平成 28 年度欄は、当時の環境費を記載している。

¹³予算現額から翌年度繰越額及び不用額を差し引くと、支出済額合計に一致する。

第4 監査手続

1. 概要

(1) 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等

県の平成15年度包括外部監査において、「補助金及び負担金（主に総務部、健康福祉部、土木部、教育委員会、その他必要と認めて実施した企画開発部及び県民文化局）に関する財務事務」が特定の事件として選定され、当該監査の結果を受けた措置が講じられた。平成16年度以降の包括外部監査においては、補助金等が特定の事件とされた事例はないが、監査報告書及び監査の結果に対する措置を通読すると、補助金等に関連するものが散見された。そこで、平成15年度包括外部監査に係る指摘・意見に対する措置のほか、平成16年度以降の包括外部監査においても、補助金等に関連すると包括外部監査人が判断した指摘・意見に対する措置も監査対象とすることとした。

(2) 令和2年度における補助金等

令和2年度における補助金等について、県から事業単位で以下の事項が入力されたデータ（以下「令和2年度補助金等データ」という。）を入手した。

- ・管理番号
- ・所管部
- ・所管課
- ・事業名
- ・交付先
- ・当初予算額
- ・補正予算額
- ・補正後予算現計
- ・補正後予算現計の財源内訳（国支出金、特定財源、一般財源に区分）

令和2年度補助金等データを母集団として、以下の事項を総合的に勘案して監査対象を抽出した。

- ・補正後予算現計÷当初予算額で200%以上になったもの（当初予算額が補正により大幅に増加したと考えられるもの）
- ・当初予算で計上がなく補正予算で計上されたもの
- ・事業名に「緊急」が入っているなど、交付手続に緊急性を要すると考えられるもの
- ・令和2年度における県議会（各種委員会含む）で言及されたと考えられるもの
- ・同一の交付先に対し複数の事業に基づく交付があるもの
- ・同一の交付先に対し複数の部局からの交付があるもの
- ・財源が国の負担となっているかどうか

このうち、財源が国の負担となっているかどうかという点は、地方財政法に規定があるかどうか及び地方創生推進交付金の対象であるかどうかを考慮した。

地方財政法の規定を要約すると、以下のとおりである。

- ・第 10 条《国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費》
- ・第 10 条の 2 《国がその全部又は一部を負担する建設事業に要する経費》
- ・第 10 条の 3 《国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費》
- ・第 10 条の 4 《地方公共団体が負担する義務を負わない経費》

このような国庫補助事業に関する経費の種目、算定基準、国と県の負担割合は法律又は政令で定められることとなっている（地方財政法第 11 条）。

また、地方創生推進交付金とは、地域再生法第 5 条第 4 項第 1 号及び第 13 条に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

これら財源が国の負担となっている事業の取扱いについて、財源における国の負担割合が大きければ大きいほど、県の裁量の働く余地が狭まる可能性があると判断したことから、予算における財源の全額が国の負担となっている事業は監査対象から除外した。

2. 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等

(1) 監査対象の抽出及び抽出した補助金等に対する監査手続

① 平成 15 年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等

平成 15 年度包括外部監査は、指摘 13 件、意見 23 件という結果であった。平成 15 年度包括外部監査報告書には、指摘・意見に係る番号が設けられていなかったことから、包括外部監査人が当年度の包括外部監査報告書記載の便宜のため、管理番号を設けた。また、平成 15 年度包括外部監査の結果を受けた措置は、指摘に対し講じたものだけが当時の県公報に掲載されていたが、意見に対する措置も講じており、指摘に対する措置と合わせて書面で回答を得た。

ア 平成 15 年度包括外部監査における指摘

平成 15 年度包括外部監査における指摘について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名、指摘の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
H15d-指摘01	私立幼稚園 経常費補助 金	私立学校法第59条及び私立学校振興助成法第10条では学校法人に対し補助金を支出することができる旨を規定しているが、社団法人へ支出し、結果として個人立幼稚園に補助金が支出されている事例がある。その根拠は法律に求めざるを得ない。支出する根拠法律が異なる補助金は分けて審議するのが良いと思われる。	私立学校法及び私立学校振興助成法に規定していない個人立幼稚園に対する補助金は、私立学校法及び私立学校振興助成法の対象とならないため、私立幼稚園経常費補助金には含めないこととした。なお、当該個人立幼稚園は、平成17年3月23日付けで学校法人として認可された。	変更なし
H15d-指摘02	私立幼稚園 経常費補助 金	著しい債務超過に陥っている学校法人立幼稚園に補助金支出を行っているが、計算書類が提出された際に、各幼稚園の内容審査を行い、原因の小さいうちに助言、又は対策を求めていくことが望まれる。	補助対象幼稚園から計算書類等が提出された際、経営内容の審査を行い、必要があれば適切な指導助言を行うこととした。なお、当該幼稚園の固定負債額は適切な助言指導により減少している。	変更なし
H15d-指摘03	私立幼稚園 経常費補助 金	石川県私立学校教育助成条例は制定されて長い年月が経過しているため、検討する必要があること。	石川県私立学校教育助成条例については、私立学校は本県学校教育の一翼を担ってもらいという観点から、学校法人以外の学校を含めその振興を図るための拠り所にしてきたものであり、監査結果について細部にわたって検討した結果、私立学校振興助成法施行後においても、学校教育法の特例として条例を適用すべき学校法人以外の学校の設置について制度として現存する以上、現行条例をこのまま残す必要がある。	変更なし
H15d-指摘04	私立学校教 職員退職基 金補助金	基金残高が徐々に減少してきているので、これから大量退職の時代を迎えると仮定すると、今後の基金の運営に不安があるように思われる。専門家である年金数理士 ¹⁴ によ	私学振興会は、年金数理士に診断を委託した。	変更なし

¹⁴報告書原文のまま記載しているが、おそらく年金数理人を指すものと考えられる。

管理番号	事業名	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
		る科学的根拠をもった財政診断を行うよう、社団法人石川県私学振興会に対し指導する必要がある。		
H15d-指摘05	航空学校整備促進費補助金	今後毎年発生する借入金の元利償還に対する補助金であるが、この名称では県が学園整備に関する助成を毎年実施するかのような誤解を招く恐れがあるので、「航空学校整備資金元利償還費補助金」といった方法で表示する方が、その内容を明示するのではないかと思われる。	平成16年度当初予算から「航空学校整備資金元利償還費補助金」と名称変更した。	変更なし
H15d-指摘06	老人ホーム等整備費補助金	平成12年度に介護保険制度が開始されたことにより老人ホームの収支計算が様変わりしてくるが、変化する収支について、数理シミュレーションをもって検討した形跡がない。金額を伴う検討は数理をもって行うことが必要である。	介護保険制度移行前には、制度の不確定要素が多く、シミュレーションを行えなかったが、制度移行後に法人の決算状況が好転したことから、新規の元金補給は廃止し、継続分については経過措置を設けて段階的に縮減廃止することとした。この継続分の収支シミュレーションについて作成した。	事業廃止
H15d-指摘07	心身障害者扶養保険負担金 及び心身障害者扶養共済特別調整費負担金	平成14年度に掛金減免対象者であった者が、所得が増加しているとは考えにくく、もはや減免申請書を書く気力も能力もなくなっていると思われ、減免申請書が提出されなかったという理由で除外してよいのだろうかという疑問が残った。	該当市町村を通じ、加入者から減免申請書の提出を求めて、掛金を減免した。	変更なし
H15d-指摘08	社会教育団体等活動促進費	社会教育団体の育成と活動の促進を図るため、補助金の支出を行ってきたが、補助金交付対象、交付金額等を規定した交付要綱が存在しない。対象及び金額の決定において、主観的価値が介入し、公平性に問題が生ずる恐れがあると思われるので、団体及び活動の範囲、補助金額の算定をある程度絞り込むための社	平成17年3月25日に補助金交付要綱を制定し、補助の目的、補助対象事業、補助対象経費及び補助金額を明確にした。	変更なし

管理番号	事業名	指摘の内容	措置の内容	現在の状況
		会的に公開された交付要綱が必要と思われる。		
H15d-指摘09	選手強化費補助金	選手強化費補助金における、一部の競技団体で、成年・少年各区分の補助金申請額内訳額と実績額に齟齬がある。	成年・少年別の「チェック表」を作成・提出させることとした。	変更なし
H15d-指摘10	選手強化費補助金	選手強化補助金における、各競技団体から（財）石川県体育協会への実績報告書が不明確である。	重点強化と基礎強化を区分した新たな様式を定め、支出金額の詳細な記載を実施することとした。	変更なし
H15d-指摘11	選手強化費補助金	選手強化費補助金における、「全国大会出場選手助成事業」で、対象選手が分からない。	実績報告書について、選手名を記載する様式に改めた。	変更なし
H15d-指摘12	国民体育大会派遣費補助金	国民体育大会派遣費補助金における、旅費精算で、実態にそぐわない精算を行っている。	本部役員の派遣費については、総監督へ役員全員の報告書を提出させ、総監督が確認する方法に改めた。	変更なし
H15d-指摘13	医王山スポーツセンター運営費補助金	医王山スポーツセンター運営費補助金において、医王山スポーツセンターの会計間でやり取りを行い、退職給与引当金へ繰り入れているが、目的と根拠がはっきりしない。	平成17年度より、退職給与引当金への繰り入れは行わないこととした。	変更なし

以上のように、措置の内容は現在においても変更なしという回答が大半であったが、指摘に対する措置の内容を具体的に把握するため、現行の補助金交付要綱、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出及び回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。

イ 平成15年度包括外部監査における意見

平成15年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H15d-意見01	私立高等学校経常費補助金	内部基準である補助金配分基準は、石川県私立学校経常費補助金交付要綱に規定し広く周知することが好ましいと思われる。	高等学校特色教育等実施状況調査表に補助金配分基準を添付し周知した。	変更なし
H15d-意見02	私立高等学校経常費補助金	激減対策調整分は、配分基準に掲載し広く周知することが好ましいと思われる。また、事業実績	意見01に対する措置と同様に周知した。	変更なし

管理番号	事業名	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		分、教育条件改善分は各学校の明確な努力目標として位置づけられるようにすることが、この補助金をより生かしていく方法と思われる。		
H15d-意見03	私立小中学校経常費補助金	激減対策調整分の算定方法については、目的、金額、基準等を明確にする意味で要綱で規定しておいた方が良いと思われる。	意見01に対する措置と同様に周知した。	変更なし
H15d-意見04	私立小中学校経常費補助金	私立高等学校、私立幼稚園と比較して、基礎調整分、急減期対策分がないので検討を必要とする。	検討の結果、全ての児童生徒が公立学校へ入学可能な小中学校においては、私立高等学校、幼稚園と同様な取扱いをすべきではないと考える。なお、補助の内容については、学種間で統一が図られるよう今後も対応していきたい。	変更なし
H15d-意見05	私立専修学校経常費補助金	夜間部の生徒を補助対象から除いているのは、経常費のわずかな部分しか補助していないことを考えると、なにか理解ができない思いが残る。	基本的には政策的な問題であり、夜間学科に対して昼間学科と同様の補助を行うことは難しいと考える。	変更なし
H15d-意見06	私立専修学校経常費補助金	学校法人の設置する専修学校でも数校には補助金を支出していないが、補助金を支出していない理由については、石川県私立学校経常費補助金交付要綱に基づいて説明があった。	事務処理、教育条件、管理運営などに適正を欠き、従来から指導しているにも拘わらず改善措置を執らない学校法人には、交付要綱に基づき補助金を支出していない。改善されれば支出することとしている。	変更なし
H15d-意見07	私立高等学校入学金軽減補助金	私立高等学校入学金軽減補助金に係る交付要綱はない。やはり交付要綱でその内容を明らかにし	交付要綱を作成する。	交付要綱作成済み

管理番号	事業名	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		ておいた方が良いと思われる。		
H15d-意見08	私立高等学校入学金軽減補助金	入学者のみを対象とするこの補助金の意義が薄らいでいるように思う。	授業料を含めた私立高等学校入学者の経済的負担軽減に資するものと考えており、従来どおり入学者のみとしたい。	変更なし
H15d-意見09	私立高等学校母子家庭等子弟授業料減免補助金	軽減する授業料の月額について、交付要綱及び事務処理要領に何も記載されていない。軽減割合又は金額は各学校の自主性にまかせ、補助金の計算は交付要綱又は事務処理要領で、ある程度明らかにしておくのがよいのではないかと思われる。	交付要綱に記載し明らかにしたい。	交付要綱に明記済み
H15d-意見10	私立幼稚園教育環境整備費補助金	教育設備の補助対象は事業費600千円以上となっているが、金額水準をもう少し下げて、体系的な一つの設備計画として金額基準を設定した方が合理的なように思われる。	補助対象金額600千円以上については、幼稚園が教育環境整備を図るためには、一定額のまとまった投資が必要であることから設けている。	変更なし
H15d-意見11	私立幼稚園子育て支援施設整備費補助金	この補助金制度は新しく、社会に定着していくことを望む。	特になし。	私立幼稚園を設置する学校法人からの申請が継続しており、社会に定着しているものと考えられる。
H15d-意見12	私立学校教職員退職基金補助金	掛け金が不足し、将来多額に掛け金が必要とするということになれば、各学校法人の計算にも重要な影響が発生するので、回避のためにも科学的根拠をもって確かめておく必要があると思われる。	H15d-指摘04に対する措置の結果を受けて、どのような影響があるのか、どのように回避するのか、検討することとしている。	H15d-指摘04にあるように、定期的に年金数理人に計算を委託し、検討している。
H15d-意見13	金沢大野からくり記念館運営費補助金及び銭屋五兵衛記念館	補助金が両記念館の運営を安定させているが、補助金を定額にするなど、現場に責任と権限の意識を根付かせ、入館者数の減少に歯止めをかけ	銭屋五兵衛記念館、金沢港大野からくり記念館の運営について、地域文化の振興・発展に資するために助成を行って	両館への運営費補助金はすでに定額としており、両館が主体的・積極的に入館者確保のための工夫を凝らしている。

管理番号	事業名	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	念館運営費補助金	て、補助金の趣旨を生かすような創意工夫が必要となってくる。	いるが、近年の入館者数の減少傾向に歯止めをかけるために、魅力ある企画展の開催や児童生徒の誘客促進等を図るとともに、入館者数の目標設定等を行い、両館が主体的・積極的に目標達成へと努力するように指導している。	
H15d-意見14	西田家庭園維持管理費補助金	収入の多くを観覧料、抹茶券収入に頼っているが、固定した思想を持つ施設ではないので、観光施設を目的として変貌しないよう、県指定名勝の維持管理の意義を確かめておくことが期待される。	県指定有形文化財である西田家庭園の維持管理という公益上の必要性に則して、財団法人西田家庭園保存会に助成を行っているところであり、その趣旨は財団側も十分認識しているが、今後とも県指定名勝としての価値が損なわれないように、きめ細かく指導している。	変更なし
H15d-意見15	老人クラブ補助金	県の交付要綱なし。多数の申請を予算内に収まるよう一律カットで補助金額を決定し、内容の詳細な審査がされていない。	今後とも、国の内示額の範囲内で調整し交付したい。	変更なし
H15d-意見16	保育所整備費補助金	交付対象事業のうち、中規模修繕に係る交付要綱がなく、算出基準等につき基準を明らかにしておくことが補助金支出の透明性を高める上で望ましい。	今後、補助する場合は、予算の確保状況により、毎年交付要綱を作成し補助することとしたい。平成16年度については、予算の確保ができていないため、中規模修繕補助金の該当がなく要綱は作成していない。	平成17年4月に交付要綱を作成した。
H15d-意見17	心身障害者扶養保険負担金及び心	障害者と同一の世帯に属する直系血族の全員が前年度の県民税及び市町	本制度に加入できるのは、一定の要件を満たす「心身障害	変更なし

管理番号	事業名	意見の内容	措置の内容	現在の状況
	身障害者扶養共済特別調整費負担金	村民税を課せられない者である場合には、減免の対象としてよいのではないかと思われる。	者の「保護者」とされており、この「保護者」については、直系血族ではない兄弟姉妹やその他の親族も含まれることになっている。例えば、世帯主が多額の所得のある兄弟姉妹であった場合、その世帯の掛金を減免することが他の世帯と比べて妥当かどうかを広く検討する必要があると考えており、現時点では、規定どおりの処理としていきたい。	
H15d-意見18	まちづくり支援事業費補助金	(財) いしかわまちづくりセンターの収支計算の不足額を補充する形で、県の負担額が支出されている。	負担額については、両者が協議して定めているが、書面による協議は省略し、県の当初・補正予算要求書をもって協議する。年度当初の負担割合の基本的な考え方については、平成16年3月に開催の「センター」理事会（予算審議）において、承認を得ている。年度最終の負担割合についても収支の状況を勘案した基本的な考え方について、平成16年5月に開催の「センター」理事会（決算報告）において、承認を得ている。	現在、同センターへの補助金交付は行っていない。（平成21年度まで交付）
H15d-意見19	教職員互助会補助金	互助会の決算書に退職給付引当金の不足額のほか、不足額の解消を図る措置についても決算書に表示してはどうか。また、他の引当金について	引当の必要性を整理し、必要なものについては、根拠を明確にしたうえで、平成16年度の決算から表示する。	平成16年度決算からは決算書に引当金の根拠を明記している。なお、補助金は、平成23年度が最後で24年度以降は申請していない。

管理番号	事業名	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		も目的と計算根拠を表示して分かりやすくしてはどうか。		
H15d-意見20	社会教育団体活動促進費	社会教育団体活動促進の為の補助金交付要綱が規定されていない。団体及び活動の範囲、補助金額等、公開された交付要綱が必要。交付先、交付金額が継続的となっている。	補助金校交付要綱を規定する。補助金交付要綱に基準を設けて審査する。(金額は年度毎に審査しており、固定されたものではない。)	平成17年3月25日に規定した補助金交付要綱をもとに、年度毎に交付先等を審査している。
H15d-意見21	選手強化費補助金	補助金の内示額が決定された過程を各競技団体の役員に適切に伝えること、また、内訳額と実績額の比較検討を適時に行い指導していくことが必要。	平成15年度実績報告書から、チェック表を用いて厳正にチェックを実施し、適正な執行に努めた。	変更なし
H15d-意見22	国民体育大会派遣費補助金	事実をよく知らない体協の事務職員ではなく、派遣された本人が旅費精算書を作成する方法に改めた方がよい。	全体を把握すべき総監督へ全員の報告書を提出させ、総監督が確認をする方法に改めた。	変更なし
H15d-意見23	医王山スポーツセンター運営費補助金	閑散期における施設の利用促進が課題であり、民間ノウハウの導入、民間への委託も選択肢の一つであるかもしれない。	広く各方面からの知恵や意見を取り入れ、ソフト面、ハード面から方策を構築し、利用者のニーズに合った施設に改善し、利用の拡大を図るために、リニューアルプラン検討委員会を設置し、検討を重ねているところである。	リニューアルプラン検討委員会は、医王山スポーツセンターが、競技スポーツの合宿の場及び生涯スポーツの活動の場をどのように提供していくのか、今後の基本構想とリニューアルプランをあわせて検討するため、平成15年に設置したものである。(平成15年度～平成16年度の間計4回開催)その後、平成21年度に名称を活性化検討委員会に変更し、平成21年度中に計4回開催されたが、その後はこのような検討会が開催されていない。

以上のように、措置の内容は現在においても変更なしという回答が大半であったが、指摘・意見に対する措置の内容を具体的に把握するため、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出及び回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。また、H15d-意見23で言及されている医王山スポーツセンターについて、現況を把握するため、現地を視察することとした。

- ② 平成 16 年度以降の包括外部監査における指摘・意見のうち補助金等が関連するもの
平成 16 年度以降の包括外部監査において選定された特定の事件は、以下のとおりである。

年度	特定の事件
H16d	委託に関する財務事務の執行
H17d	石川県立中央病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理
H18d	試験研究機関の財務に関する事務の執行及び試験研究業務の管理
H19d	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行
H20d	人材育成に関する施設等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
H21d	社会福祉に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「社会福祉事件」という。）
H22d	産業振興に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「産業振興事件」という。）
H23d	農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「農林水産事件」という。）
H24d	環境行政に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「環境事件」という。）
H25d	土木行政に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「土木事件」という。）
H26d	保健衛生及び高齢者福祉行政に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「保健衛生等事件」という。）
H27d	県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行及び管理
H28d	学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理（以下「学校教育等事件」という。）
H29d	観光行政の財務事務の執行及び事業の管理
H30d	結婚、妊娠・出産、子育てへの支援の行政の財務事務の執行及び事業の管理（以下「結婚等事件」という。）
R1d	文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理
R2d	公有財産の管理に関する事務の執行

平成 16 年度から令和 2 年度までの特定の事件のうち、補助金等に関連すると包括外部監査人が判断した指摘・意見が含まれる特定の事件を抽出すると、次の頁のとおりである。

年度	特定の事件
H21d	社会福祉事件
H22d	産業振興事件
H23d	農林水産事件
H24d	環境事件
H25d	土木事件
H26d	保健衛生等事件
H28d	学校教育等事件
H30d	結婚等事件

平成 16 年度以降の包括外部監査報告書には、指摘・意見に係る番号が設けられているものがあるが、包括外部監査人が本監査報告書に記載する際の便宜のため、当時の監査報告書とは異なる管理番号を設けた。また、監査対象とした平成 21 年度以降の包括外部監査の結果を受けた措置は、指摘・意見がともに、当時の県公報等に掲載されていた。

ア 平成 21 年度包括外部監査（社会福祉事件）における指摘・意見

平成21年度包括外部監査における指摘・意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H21d-意見01	総論	<p>県では、「目標管理型行政経営システム」を導入しているが、評価対象となるべき事業にもかかわらず、評価を行っておらず、指標や数値目標の設定も行われていない事業が散見された。</p> <p>こうした事例の存在は「目標管理型行政経営システム」そのものの信頼性に係わることになるので、対象事業の確認を行うべきである。</p>	<p>本システムの趣旨に照らし、より機能的なものにするため、平成22年から原則として、評価対象事業を「新長期構想」に掲げる8の重点戦略に基づく事業に限定して実施し、対象事業を明確化した。</p>	変更なし
H21d-意見02	総論	<p>各種団体に対する補助金には、当該団体を維持・運営するための事務局等人件費や運営費に対して助成しているものがあり、また、団体の事業費に対する補助金とされていても、単に事業名がついているだけであり、実態は団体の人件費や運営費に対する補助金であることが多い。</p> <p>県では、毎年度予算編成過程で全ての事業について査定を行っているとのことであるが、その際、各種団体に対する補助金についても、団体そのものの必要性及び団体の行っている事業の有効性、さらには、団体の存在意義や活動意義について、経営の効率化及び県民サービスの向上の観点から十分なチェックを行い、補助金等の事業の見直しにつなげるべきである。</p>	<p>団体への補助金の交付に当たっては、これまでも必要性や有効性等について検討を行い、随時見直しを行ってきたところであり、今後とも、県民サービスの充実と効率的な予算執行の観点から、事業の見直しに努める。</p>	変更なし
H21d-意見03	総論	<p>「目標管理型行政経営システム」において、具体的な事業は「事務事業シート（Cシート）」に記載されており、そこには組織及び施策の成果指標の現状値及び目標値も記載されているが、この「指標」は、組織の目標又は施策の設定段階での事業の総体的な「指標」となっており、Cシート</p>	<p>事業に適合する指標を設定するよう、各部局に再確認を依頼し、「目標管理型行政経営システム」取りまとめ所管課である行政経営課におい</p>	変更なし

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		における個々の事業とは必ずしも適合していないものがある。Cシートの実業に適合するような「指標」の設定を行うべきである。	でも、確認作業を実施した。	
H21d-意見04	総論	補助金の使用に関する適否の調査は、実績報告を審査することにより行われているが、団体に対する補助金の場合、年度末に補助金の額を確定し交付を行う関係から、団体全体の決算書作成前の報告となり、団体の決算書作成の際に額の修正が行われたとしても、わからないことになる。補助金の額の確定後であっても、事後的に補助事業と団体の決算書等との整合性の検証を行うことが望ましい。	補助金交付規則によれば、提出された実績報告書の書類審査や現地調査等により、補助事業の額を確定することとされているが、必要に応じ、事後的に団体の決算書等との整合性を検証することとした。	変更なし
H21d-意見05	総論	それぞれの補助事業及び委託事業ごとに人件費が積算されているが、補助金及び委託料の中の人件費については、事業の名目と実態に乖離が見られる。事業の実態に合わせて積算を行い、適切な財務事務の執行をするべきである。	平成23年度当初予算より、業務分担に見合う人件費の積算を行った。	変更なし
H21d-意見06	福祉総合研修センター事業費補助金	当該研修事業は目標管理型行政経営システムの対象となっていない。研修会参加者の評価結果を研修内容に反映していくことが重要である。 社会福祉協議会では研修会参加者へのアンケートを実施しているが、県への報告は行われていない。今後、県としてもアンケート結果を入手し、研修内容を更に充実するよう努めるべきである。	アンケートの集計結果について、県への報告を求めるとし、研修内容に反映させるようにした。	県、社会福祉協議会及び県内福祉関係者で構成する「石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター運営協議会」において、アンケート集計結果の把握及び研修内容への反映を行っている。
H21d-意見07	老人クラブ補助金	老人クラブの加入率及び会員数は減少しているが、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいを推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するという事業目的を考えると、会員数の増加に対する取り組みが必要ではないかと考えられる。	児童の登下校時の見守りや町内の公園清掃など地域貢献活動を積極的に行う団体を「がんばる老人クラブ」として表彰するなど、老人クラブ活動が魅力ある生きがいの場であることを発	変更なし

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
			信することも会員数の増加に繋がると考える。	
H21d-意見08	社会福祉施設整備資金借入金利子補給金	県では事業の見直しを行い、平成17年度から新規の補給を行わないとされているが、利子補給金交付要綱は改定されておらず、現在の金利状況で、借入利率の年2%を超える部分を補給するという要件に当てはまらず、適用がないに過ぎない。事業の見直しを実施し、新規には補給を行わないとするなら、要綱の改定を行う必要がある。	平成22年7月に、要綱の改定を行った。	変更なし
H21d-意見09	身体障害者福祉工場運営費補助金	当該補助金の額は施設の定員によって金額が定められている。石川サニーメイトは従業員の定員が41名だが、現員は定員の約半数の20名である。定員の人数に応じた補助金を受け取っている以上、現員の人数の増加について指導すべきである。	引き続き、定員の確保について同法人を指導する。	平成23年度をもって、当該補助金は廃止（理由）障害者自立支援法に基づき、福祉工場から就労継続支援A型に移行したため、福祉工場への補助金は廃止した。
H21d-指摘01	視覚障害者情報文化センター運営費補助金	視覚障害者情報文化センター運営費補助事業における評価の事務事業シートをみると、指標が「手話通訳者登録数」となっているが、指標として著しく不適切であり、直ちに訂正すべきである。指標としては、「点字図書館の利用者数」又は「点字・録音図書の貸出数」等ではないかと考えられる。	「点字・録音図書の貸出数」を新たな指標として設定した。	「点字・録音図書の貸出数」の指標を引き続き設定している。
H21d-意見10	聴覚障害者センター運営費補助金	聴覚障害者運営事業における事業の指標は、目標管理型行政経営システムの施策体系シートの指標である「手話通訳者登録数」となっているが、事業内容は、字幕・手話入りビデオカセットの製作・貸出、生活相談、手話通訳・要約筆記者の派遣等であるので、指標としては「ライブラリーの貸出数」又は「手話通訳者等の派遣数」等の方が事業に適合していると考えられる。	「ライブラリーの貸出数」を新たな指標として設定した。	「ライブラリーの貸出数」の指標を引き続き設定している。

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H21d-意見11	マイ保育園登録事業費補助金	「すべての子育て家庭への支援」の目標管理型行政経営システムにおける指標が「子育て支援コーディネーターの配置保育所数」となっているため、「マイ保育園登録事業費補助金」における指標も同じものになっているが、事業内容は、近くの保育所を「マイ保育園」として登録してもらい、育児体験や一時保育等に利用してもらうことなので、指標としては「マイ保育園登録者数」が適合していると思われる。	「マイ保育園登録率」を新たな指標として設定した。	変更なし

以上のように、措置の内容は現在においても変更なしという回答が大半であったが、指摘・意見に対する措置の内容を具体的に把握するため、回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。

イ 平成22年度包括外部監査（産業振興事件）における指摘・意見

平成22年度包括外部監査における指摘・意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H22d-意見01	総論	県では、毎年度の予算編成過程で、全ての事業について査定を行っているが、その際、商工分野の業界団体等の運営費は、自己負担が原則であるということを踏まえ、団体及び団体の行う事業の、県の施策実行のための必要性等について検討を行い、補助金の見直しにつなげるべきである。	県としては、これまでも業界団体への補助については、その団体が実施する事業の公益性や県内企業等への波及効果などを踏まえ、活動費や運営費の一部に補助を行っているところであるが、意見を踏まえ、個々の団体の状況を精査し、その必要性を検討していきたい。	個々の団体の補助目的を明確にし、県として必要に応じて、運営費等の一部助成を実施。
H22d-意見02	総論	当初の主たる目的が終了等したため、そのまま制約もなく運営費等に充当されている実態がある。運用益活用事業にも規則を設けるか又は運営費等に充当する場合には、補助金による事業として、補助金交付規則に従い手続を行うことを検討すべきである。	運用益活用事業については、今後、ルールを明確化していく方向で検討していきたい。	当該事業の主たる目的は、ベンチャー企業の成長に向けた支援を行うことである。ベンチャー企業の成長には事業計画策定をはじめとした経営指導が必要である

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
				ことから、運用益活用事業では、ベンチャー企業へ経営指導する職員費に限り充当することとしている。今後とも、当該事業の本旨に照らし、必要な事業を再検証しながら、必要な支援を行う。
H22d-意見 03	総論	県によるベンチャー企業への投資事業は、ベンチャー企業の育成を通じて新産業の創出を図ることが目的であり、企業の株式上場のみが成果ではないが、成果として新産業というある程度の規模あるいは裾野を持った事業分野が創出されたかというところまでには至っていない。新たなベンチャー企業育成支援策が求められる。	本県経済の将来的な発展に貢献できるようなベンチャー企業の育成・支援は重要であり、今後、新たな支援策について検討していきたい。	当該ベンチャー企業への投資事業は、平成 24 年度事業終了（運用期間満了により）
H22d-指摘01	総論	雇用拡大関連企業立地促進補助金の交付では、どのような審査が行われたのか一部不明なものがあつた。しかし、企業誘致については、多額の税金が投入されることや継続的な事業実施のため、誘致企業の財務内容等の審査が必要である。企業誘致の性格上、審査を厳しくすると誘致にならないが、事業を継続してもらうことが前提であるため、一定の審査は必要である。	補助対象企業の雇用内容、財務内容、将来性等に関する審査を明確化するため、平成 23 年度より計画書の審査時や補助金の交付決定時に、対象企業の経営状況についての審査書類を追加し、審査体制を強化した。	変更なし
H22d-意見04	総論	商工会等及び中小企業団体中央会の人件費補助を通じて、小規模事業者等や中小企業の支援を行っているものであり、それらの経営状態がどうなったのかという視点が重要である。商工会等及び中小企業団体中央会	商工会等及び中小企業団体中央会が実施する各種の経営相談や支援業務の成果確認については、各支援機関に報告を求め、その確認を行っている。また、平成 22 年度の補助事	変更なし

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		の person 費を負担しているだけではなく、引き続き事業の成果等について把握することが必要である。	業執行状況については、新たに事業を利用した企業等への評価の聞き取りも加えた実地検査を実施し、補助事業の成果を確認した。	
H22d-意見05	地場産業振興センター運営費補助金	地場産業振興センター運営費補助金は、運営費から財団の自己財源を差し引いた額が交付されているが、平成21年度は平成22年1月の決算見込みで金額を確定させたため、余剰が生じた。これは翌年度の補助金交付の際に調整されることになっているが、補助金である以上、返還されることが望ましい。	平成23年度からは、センターが借り入れている高度化資金の償還が一部終了することから、センターへの運営費補助金は予算計上していない。また、今後、収支が赤字となるような大規模修繕等が発生した場合であっても、精算後の額で手当てを行うなど、補助金に余剰が生じないような方法に改めることとした。	変更なし
H22d-意見06	繊維リソースセンター支援対策費補助金	補助金の使用の適否に関する調査は、年度末に補助金の額を確定し交付を行う関係から、決算確定前で行われるので、確定した決算書とは不一致となっている。実績報告よりも減少している場合は影響がある可能性があるため、事後的に決算書との整合性も検証することが望ましい。	補助金交付規則によれば、提出された実績報告書の書類審査や現地調査等により、補助事業の額を確定することとされているが、必要に応じ、事後的に団体の決算書等との整合性を検証することとした。	変更なし
H22d-意見07	中小企業情報支援事業費補助金	ISICO（包括外部監査人注：(公財)石川県産業創出支援機構の略称）が行う情報提供活動は、できるだけホームページを利用したものに集約していくことが効率化につながると思われる。電子化情報誌へ中心をシフトし紙媒体情報誌を削減する、情報ライブラリーの蔵書は必要最小限に留め、他の関連書籍は保有図書館の情報を提供するなどにより、	ホームページを活用し情報発信できるものについては、これまでもデジタルブック形式での発信を行っているところであるが、今後も、県内企業のIT化の状況を見極めながら、電子媒体による情報発信に努め、維持管理経費の削減につなげていきたい。	変更なし

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		維持管理経費の削減を図るべきである。		
H22d-意見08	競争力強化技術開発支援事業費補助金	補助対象経費の調査において、直接人件費の積算で、特定の者にだけ予算にはない多額の賞与を支給しているケースがあった。賞与の支給は企業の任意であるが、結果として、利益調整の可能性のある賞与に補助金を出すことになる。何らかの歯止めを検討することが望ましい。	本補助事業については、平成22年度で終了しているが、その他の人件費を対象とする研究開発助成事業に関する人件費単価の算出方法は、基本給に応じて限度額を設け、過大に支払う賞与について、補助対象としないこととした。	変更なし
H22d-意見09	いしかわクリエイトラボ運営費補助金（その1）	クリエイトラボの入居率が減少しており、県内の賃借オフィスの価格下落やサイエンスパークの立地条件を考慮すると、賃料の見直しを含めた更なる割引制度等について検討することが望ましい。	県内賃借オフィスの賃料の現状や他のインキュベーション施設等の状況を考慮のうえ、企業の入居促進につながる施策について検討していきたい。	入居促進につながる取組みとして、近年はサイエンスパーク見学ツアーや展示会への参加、講演・セミナー等を実施した。
H22d-意見10	いしかわクリエイトラボ運営費補助金（その2）	クリエイトラボ退去後、成長している企業も見られるが、本県を代表する企業の輩出までは至っていない。クリエイトラボの入居メリットは、JAIST（包括外部監査人注：北陸先端科学技術大学院大学の略称）との交流、共同研究等が可能であることと考えられるので、研究開発型企業の発掘等を行っていくことはもちろん、JAISTとの協力関係をさらに強化する必要がある。	ISICOサイエンスパークオフィスの職員による経営指導、県やISICOの研究開発支援型補助金などを活用し、共同研究開発への取組みをさらに支援していきたい。	変更なし
H22d-意見11	石川県鉄工機電協会活動費補助金	①補助金の大部分は経営技術相談事業に対するものであるが、長年続けていることにより実質的には内容が形骸化している可能性がある。効果について見直しを行うべきである。 ②会員企業の従業員功労者や永年勤続者の表彰事業は、同協会が自ら行うべき	①協会に対しては、資金繰り、事業承継、販路開拓、海外展開など、県内企業が求めるニーズに応じた経営技術相談事業を実施し、形骸化することのないよう引き続き、指導していきたい。また、そ	①及び③協会に対しては、資金繰り、事業承継、販路開拓、海外展開など、県内企業が求めるニーズに応じた経営技術相談事業を実施し、形骸化することのないよう指導を継続

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		<p>ものであり、補助対象とすること自体理解し難い。</p> <p>③業界団体に交付する補助金は、より補助目的を明確にし、その効果や必要性を検証すべきである。</p>	<p>の効果についても検証することとしたい。</p> <p>②従業員功労者や永年勤続者の表彰事業については、協会の業界組織連携事業の一部として充当されていたものであるが、平成23年度からは補助対象外とすることとした。</p> <p>③今後とも、鉄工機電協会活動費補助金が、本県の製造業の6割以上を占める基幹産業である鉄工機電業界の発展振興のため有効に活用されるよう補助目的を明確にし、その効果や必要性を検証していきたい。</p>	<p>している。経営相談事業を通じ、県の助成制度等を活用した企業課題の解決に繋げているほか、収集したニーズを踏まえた県の施策立案を行っている。</p> <p>②変更なし</p>
H22d-意見12	国際化促進基盤強化事業費補助金	<p>当該事業は、海外進出を検討している企業による海外調査事業費用の一部を補助するものであるが、具体的な効果を望める金額ではなく、事業内容を再考して今後さらに成果を出せる内容に変えていく努力が必要であると考えます。</p>	<p>平成23年度は、当該事業の拡充を図り、海外の先進技術や市場動向等の調査に加え、実際に、海外企業との商談マッチング事業を実施することとし、県内企業の海外市場の販路開拓に向けた取り組みを効果的に支援していきたい。</p>	<p>平成23年度からは、それまでの海外進出に向けた調査費用への助成に加え、海外での商談会や交流会の開催によるマッチング支援を行ったほか、県内企業の現地視察に係る海外派遣の支援も行った結果、県内企業の海外販路開拓等で一定の成果を果たし、基盤強化にも繋がったことから、平成24年度に事業を終了した。</p>
H22d-意見13	能登繊維振興協会事業費補助金	<p>補助金の大部分が技術指導員の人件費に充当されているが、染色試験等の手数料収入の一部が余剰として積立されていることから、技術指導員の染色試験等業務に係る人件費については、</p>	<p>依頼企業のニーズに応えるためには、最新の試験機器の導入が必要であることから、余剰金を積み立てているが、今後、必要な試験機器が整備されたい。</p>	<p>積み立てている余剰金については、必要な試験機器が整備されたいうえでも、明らかに余剰金が生じる場合には、技術指導員等</p>

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		手数料収入を充当する必要がある。	で、明らかに余剰金が生じる場合には、技術指導員等の人件費への充当も含めて検討していきたい。	の人件費への充当も含めて対応することとしている。
H22d-意見14	IT総合人材育成費 (その1)	(株)石川県IT総合人材育成センターの一般研修及び会社の運営費に対する補助であり、同社の高度IT研修事業については、別に補助金が交付されており、それ以外の事業では、県の施策と直接的な関連は薄い。県が運営費等を負担する必要性について再検討すべきである。	地元中小企業に安価で良質なIT研修を提供するために実施している同社の運営費等の補助については、地元中小企業の意見も聞きながら、その必要性を検討していきたい。	本県産業が競争力を維持し、更に向上していくためには、同社の安価な研修により県内企業のIT化を推進することは不可欠である。ただし、今後も補助の必要性を検討した上で、真に必要な範囲に限り、運営費の補助を実施する。
H22d-意見15	IT総合人材育成費 (その2)	(株)石川県IT総合人材育成センターの所有する建物の敷地は県有地(行政財産)であり、使用料が免除されているが、隣接する地場産業振興センターの新館部分(普通財産)はテナントが入居している建物面積部分のみ有償となっている。財産の区分に違いはあるが、いずれもテナントが入居している建物であることに変わりはなく、土地使用料の免除は、形を変えた補助金ともいえるものであり、土地使用料の負担について検討することが望ましい。	土地使用料については、同社が行う人材育成事業の公益性に着目して、免除しているところであるが、今後、必要性を十分に検討していきたい。	毎年、使用料減免の根拠と必要性を十分に検討した上で、真に必要な範囲に限り、使用料の減免を実施する。
H22d-意見16	石川県食品協会運営費補助金	石川県食品協会のような商工分野の業界団体では、その団体運営のための費用は、その団体自らが負担するよう補助金の交付等について検討すべきである。	県としては、これまでも業界団体への補助については、その団体を実施する事業の公益性や県内企業等への波及効果などを踏まえ、活動費や運営費の一部に補助を行っているところであるが、意見を	協会の果たすべき役割は大きく、運営体制の維持・強化は必須である一方、企業等からの会費収入や事業収入では不十分であるため、県として必要に応じて、運

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
			踏まえ、個々の団体の状況を精査し、その必要性を検討していきたい。	営費等の一部助成を継続する。
H22d-意見17	石川県発明協会補助金	補助金が何を対象に支給されているのか明確ではない。補助対象及び補助金の積算根拠を明確にする必要がある。石川県発明協会のような商工分野の業界団体では、その団体運営のための費用は、その団体自らが負担するよう補助金の交付等について検討すべきである。	石川県発明協会は、各種事業を通じて、県内企業による発明考案を奨励し、優れた人材の育成と技術の高度化を推進することにより、本県経済の発展に大きく寄与しており、県としては、発明くふう展や発明クラブ育成事業、発明相談・講習会などの「発明奨励事業」について必要な補助を行っていきたい。	変更なし
H22d-意見18	石川県ニュービジネス創造化協会運営費補助金	団体運営のための費用は、その団体自らが負担するよう、補助金の交付等について検討すべきである。	県としては、これまでも業界団体への補助については、その団体が実施する事業の公益性や県内企業等への波及効果などを踏まえ、活動費や運営費の一部に補助を行っているところであるが、意見を踏まえ、個々の団体の状況を精査し、その必要性を検討していきたい。	協会の果たすべき役割は大きく、運営体制の維持・強化は必須である一方、企業等からの会費収入や事業収入では不十分であるため、県として必要に応じて、運営費等の一部助成を継続する。
H22d-意見19	経営革新・ベンチャー企業支援コンサルティング事業費補助金	当該事業はベンチャー企業を対象として、コンサルティング費用を補助するものであり、企業側の負担はゼロという優遇された制度である。効果は上がっていると思われるが、中にはコンサルティング費用の自己負担に耐えうる業績をあげている企業もあることから、相応の自己負担を求めべきであり、受益者負担の見直しについて検討することが望まれる。	ベンチャー企業等については、資金的余裕がないところが多いことから、一定の範囲内において企業負担なしとしているところであるが、制度については、今後とも必要に応じた見直しをしていきたい。	H28年度事業終了（ベンチャー企業支援プログラム事業費補助金に統合）

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H22d-指摘02	創造的産業等立地促進補助金、雇用拡大関連企業立地促進補助金 (その1)	雇用拡大関連企業立地促進補助金の交付では、どのような審査が行われたのか一部不明なものがあつた。雇用拡大関連企業立地促進補助金についても、創造的産業等立地促進補助金と同様に、雇用内容、財務内容、将来性等について審査する審査会を設置するなど、より審査体制を整備すべきである。	補助対象企業の雇用内容、財務内容、将来性等に関する審査を明確化するため、平成23年度より計画書の審査時や補助金の交付決定時に、対象企業の経営状況についての審査書類を追加し、審査体制を強化した。	変更なし
H22d-意見20	創造的産業等立地促進補助金、雇用拡大関連企業立地促進補助金 (その2)	平成21年度において、(株)インターメディアに対する補助金返済債権について不納欠損処分が行われている。(株)インターメディアに対する補助金は、平成16年の4月と5月に連続して支払っており、同年8月に民事再生手続きを申請していることを考えると、より慎重に行うべきであつたといわざるを得ない。企業誘致補助金を分割支払いにしているのは、予算上の理由によるものであるが、(株)インターメディアのケースを教訓とするならば、補助金の分割支払いを単なる運用とするのではなく、支払方法についてより明確化すべきである。	補助金の交付については、完結した当該年度において支払うことを原則とし、予算上の理由から例外的に分割払いとする運用を行ってきたが、補助金の分割払いにあたっては、直近の決算書類のほか、事業報告書等詳細資料を追加提出させるなど適正化を図つた。	変更なし
H22d-意見21	いしかわ伝統工芸フェア開催費補助金	当該事業が、伝統工芸品の販売増及び販路開拓に貢献しているとするなら、その実績をヒアリング等により調査し、具体的な成果を把握することが望ましい。	平成23年度より、実行委員会事務局と協力し、出展者から直接ヒアリングを行う等、具体的な成果を把握することとした。	変更なし
H22d-意見22	構造改革支援融資資金費、経営安定支援融資資金費補助金	計算の正確性検証の観点から、補助金計算上の当年度末見込残高と実際の融資残高が異なる場合は、その内容等について金融機関から報告してもらうことが望ましい。	補助申請後、実際の融資残高が異なる場合は県に報告するよう補助金交付要綱を改正した。	変更なし

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H22d- 意見23	小規模事業 経営支援事 業費補助金	商工会等の人件費補助は、それを通して小規模事業者を支援することが目的であることから、各商工会等に対して、例えば、事業の自己評価の実施を求めるなど、引き続き事業の成果等について把握することが必要である。	事業の自己評価として、商工会等では、定期的に会員の代表による理事会や部会、委員会を開催し、事業の実施方針等について、内部チェックを受けている。また、毎年度、事業報告書を作成の上、総会において事業の成果等について会員に報告し、承認を得ている。県は、引き続き、事業報告書の提出を求めるとともに、補助事業執行状況について実地検査を実施し、補助事業の成果を確認していく。また、今後、事業の自己評価についても検討していきたい。	事業の自己評価として、商工会等では、定期的に会員の代表による理事会や部会、委員会を開催し、事業の実施方針等について、内部チェックを受けている。また、毎年度、事業報告書を作成の上、総会において事業の成果等について会員に報告し、承認を得ている。県は、引き続き、事業報告書の提出を求めるとともに、補助事業執行状況について実地検査を実施し、補助事業の成果を確認していく。
H22d- 意見24	中小企業団 体中央会補 助金、協同 組合等強化 事業費 (その1)	中央会の人件費補助は、それを通して中小企業団体及び中小企業を支援することが目的であることから、中央会に対して、例えば、事業の自己評価の実施を求めるなど、引き続き事業の成果等について把握することが必要である。	事業の自己評価として、中央会では、年4回、会員の代表による企画委員会を開催し、事業の実施方針等について、内部チェックを受けている。また、毎年度、事業報告書を作成の上、総会において事業の成果等について組合員に報告し、承認を得ている。県は、引き続き、事業報告書の提出を求めるとともに、補助事業執行状況について実地検査を実施し、補助事業の成果を確認していく。また、今後、事業の自己評価についても検討していきたい。	事業の自己評価として、中央会では、年4回、会員の代表による企画委員会を開催し、事業の実施方針等について、内部チェックを受けている。また、毎年度、事業報告書を作成の上、総会において事業の成果等について組合員に報告し、承認を得ている。県は、引き続き、事業報告書の提出を求めるとともに、補助事業執行状況について実地検査を実施し、補助事業の成果を確認していく。

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H22d-意見25	中小企業団体中央会補助金、協同組合等強化事業費（その2）	組合活動戦略化モデル事業として、小松鉄工団地協同組合の環境に優しいエコ団地モデルに対して補助金が交付されている。内容はCO2削減を目的としたマイカー通勤の抑制に向け、実験的に通勤バスの運行をしたものであるが、バス利用者は少なく、実際にバスを運行するまでもなく、アンケート等により把握可能である。県の補助対象事業とする場合には、事業の意義等を十分検討すべきである。	県の補助対象事業とする場合には、事業の意義等を踏まえ、最小の費用で最大限の効果が得られるよう、十分な検討を行ったうえで補助金を交付するとともに、適時、執行状況を確認していく。	変更なし

以上のように、措置の内容は、事業評価に係るもの、補助金交付要綱に係るもの、補助事業の調査に係るものに大別されるものと判断した。そこで、指摘・意見に対する措置の内容を具体的に把握するため、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出及び回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。また、H22d-意見07で言及されているISICO（公益財団法人石川県産業創出支援機構）の補助事業である中小企業情報支援事業について、現況を把握するため、現地を視察することとした。

ウ 平成23年度包括外部監査（農林水産事件）における意見

平成23年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H23d-意見01	農業委員会費補助金	市からの実績報告書の一部箇所において、事業を実施したにも関わらず、申請時と全く同じく「予定」、「改修する」との記載になっているものがある。実績報告書である以上、全ての記述について「実績」を表す文言として適切に記載すべきである。	実績報告書の記述について、正確を期するよう市町に対して指導するとともに、記載内容の確認の徹底を図った。	変更なし
H23d-意見02	たくましい担い手経営育成事業費補助金	本事業の有効性評価を、「水稻主体の認定農業者数」と「集落営農組織数」を指標として判定しているが、今の指標では本事業単	実施主体ごとの事業効果は事業実績報告書にて十分に検証を行うとともに、本事業の効果測定にふさわしい指	平成26年度に農業機械施設整備支援事業に統合した。事業効果は、事業採択時に「高付加価値化」、

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		独での効果の判定は難しいことから、その効果を測定するにふさわしい別の指標を模索する必要がある。	標を検討していきたい。	「産地強化」等の政策目的に即した目標を設定し、事業実施翌々年度に、その達成率で検証している。
H23d-意見03	農業開発公社事業促進費補助金	派遣職員費に係る補助金については、派遣職員の増員があると、予算額と執行額の乖離が大きくなるので、執行時にはその乖離について把握し、適切な交付決定を行う必要がある。	平成23年度以降は補助金を交付していない。	変更なし
H23d-意見04	産地競争力強化事業費補助金 (その1)	①事業目標の指標である「契約取引に基づく出荷量」は、補助金の対象であるスプリンクラーの導入と直接的な因果関係が弱いいため、双方の関係が明確になるような工夫が必要である。	①実施主体が事業実施計画を作成する際に、導入する機械による効果と事業目標との関係が明確になるように目標設定等に工夫することとした。	平成26年度に農業機械施設整備支援事業に統合した。事業効果は、事業採択時に「高付加価値化」、「産地強化」等の政策目的に即した目標を設定し、事業実施翌々年度に、その達成率で検証している。
H23d-意見05	産地競争力強化事業費補助金 (その2)	②本事業は事業実施年度から2年後の目標は設定されているが、何らかの形で毎年度の評価がなされるべきであることから、毎年度目標を設定し、実績との差異分析を行っていくべきであろう。	②農作物の収穫量は気象条件等に左右されやすいため、十分な効果分析をするには導入から3年の期間を要する。導入された農業機械の性能は変わらないので、3年間同じ目標数値としており、この目標数値に対する実績を評価している。	平成26年度に農業機械施設整備支援事業に統合した。事業効果は、事業採択時に「高付加価値化」、「産地強化」等の政策目的に即した目標を設定し、事業実施翌々年度に、その達成率で検証している。また、目標達成のため、農林総合事務所が補助金交付を受けた農家に対し、営農面の助言・指導等を適宜行っている。
H23d-意見06	地籍調査費負担金	石川県の地籍調査進捗率は平成22年度末時点において14%で、全国の進捗率49%に比べ、大きく遅れており、更なる進捗率アップに努める必要がある。	地籍調査は、公共事業実施の円滑化や災害からの早期復旧等多くの効果があることを、市町に対して研修会等を通じ啓発を強く行っ	変更なし(なお、小松市では予算を拡充し、地籍調査を推進している。)

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
			た。なお、小松市では、平成25年度から、チームを組んで地籍調査を実施する予定である。	
H23d-意見07	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金	申請書の金額と実績報告書の金額は費目毎に異なり、合計額では一致することから、現実にはあり得ないと思われるが、調査復命書では「合格」と評価している。補助額に影響がない場合でも、実績額を記載すべきであり、内容を確認する必要がある。また、調査報告について、「合格」は県側の裁量の表現であり、「適当と認められる」等に文言を代えるべきと考える。	平成23年度実績報告において実績額の記載を確認した。また、調査報告についても、その結果が適当と認められた場合にその旨表記するように改めた。	変更なし
H23d-意見08	海岸林等再生事業費補助金	松くい虫被害木の伐倒駆除について、完成報告書の添付写真に撮影日付がないため、規定通りの執行を行ったか不明なものがあつた。したがって、撮影日付を記載するなど証拠となることを念頭に報告書を作成する必要がある。	工事写真の撮影にあたっては、くん蒸期間がわかるよう、薬剤投入、シート撤去等の作業実施日、あるいはくん蒸期間((例)平成23年12月5日～平成24年2月10日)を明記した看板を入れて撮影するよう指示し、昨年度(包括外部監査人注：平成23年度)秋駆除分の事業から実行している。また、農林事務所の完了検査実施時においても作業日報等により、くん蒸実施日、シート撤去日等を確認するなどして、規定のくん蒸期間どおり執行していることを確認するよう指導した。	変更なし

措置の内容及び現在の状況を読む限り、回答内容に関する補足説明を求める必要はないと判断したことから、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出を求め、検証を実施した。

エ 平成 24 年度包括外部監査（環境事件）における意見

平成 24 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H24d-意見01	海岸漂着物重点海岸清掃事業費補助金（その 1）	補助事業者は民間業者に業務を委託しているが、補助事業者により実績報告書の記載内容や添付資料に差異がある。県は、各補助事業者が規定通りに事業を執行しているかの検証記録を残しておく必要があると考える。	これまで検証に必要な書類が統一されていなかったため、平成24年度事業から補助事業者が民間に業務委託する場合は、委託業者からの実績報告書の提出を義務づけた。	変更なし
H24d-意見02	海岸漂着物重点海岸清掃事業費補助金（その 2）	申請時と実績報告時にいずれも現場の写真が添付されているが、不明瞭なものや作業前後の状況が分かりづらいものがある。県が作業前後の状況確認を明確に行うことができる写真を添付する必要があるかと考える。	平成24年度事業から補助交付先に対し、添付する写真について、清掃の効果がより分かりやすいものとするよう周知した。	変更なし
H24d-意見03	農業集落排水事業費補助金	「補助金交付申請」において、前年度に事業計画の承認を受けて申請されたことが明確になっていない。「事業実施申請書」の提出日の記載や、「事業計画承認通知書」が添付されることが望ましい。	「補助金交付申請」において、「事業計画承認通知書」の写しを添付することにより、前年度に承認されたことを明らかにすることとした。	市町からの「補助金交付申請」において、「事業計画承認通知書」の写しが添付されていることを確認している。
H24d-意見04	石川北部オール・ディ・エフ広域処理組合補助金	広域処理の体制も軌道に乗ったと思われるので、本補助金を継続する場合には、県民の理解を得られるよう努力が必要であると思われる。	平成23年度に構成団体は揃ったが、確固たる体制を維持するためには、引き続き県の関与が必要であるとの組合の要請を受けて、平成25年度は補助金を継続することとした。今後の県の関与のあり方については、毎年、組合との協議を行うこととした。	変更なし
H24d-意見05	国定公園等環境整備事業費補助金	申請時と実績報告時にいずれも現場の写真が添付されているが、不明瞭なものや作業前後の効果がわかりづらいものがある。工事前の危険な状況と、工事後における	添付写真について、事業の必要性と施行効果が、よりわかりやすい写真となるよう補助事業者	変更なし

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		危険の回避状況を明確にする必要がある。	対し指導した。	

当該年度の意見は、補助事業者に追加資料の提出を求める必要がある旨のものが散見された。そこで、追加資料の提出を求める旨が明記されているかどうか検証するため、措置の内容について、必要に応じて、補足説明を求めた。

オ 平成 25 年度包括外部監査（土木事件）における意見

平成 25 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H25d-意見01	なぎさ保全対策事業費補助金（その1）	本事業は千里浜海岸の維持保全のため、昭和 50 年代から続けられているが、補助金交付要綱等が存在せず、補助する趣旨が明確になっていない。また、補助金交付に加え、海岸清掃用機械等を組合に無償貸与しており、これらの必要性を明確にするためにも、要綱等を整備し、補助の趣旨を明文化する必要がある。	平成 26 年 4 月に、当該事業における補助の趣旨、補助対象等を整理し、明文化した。	変更なし
H25d-意見02	なぎさ保全対策事業費補助金（その2）	事業実施にあたり組合から提出されている申請書（計画）と実績報告書のいずれにも具体的な事業活動についての記載がなく、県が当該事業の詳細を把握、補助に見合う作業内容となっているかを検証するための資料として不十分である。実績報告書等に活動経費についての計算書類等を添付させる等の方法により、活動内容を確認してもよいのではないかと。	実績報告書については平成 25 年度から（申請書は平成 26 年度から）、費目ごとに支出内容や金額の内訳を記載した資料を添付させ、活動内容を確認することとした。	変更なし
H25d-意見03	なぎさ保全対策事業費補助金（その3）	県が組合に無償で貸し付けている海岸清掃用機械等について、組合からその使用状況が報告されていない。県は、組合に対して使用日数や使用箇所等、使用状況についての報告を求め、財産管理を徹底すべきである。	平成 25 年 10 月分から毎月、貸与物品（ビーチクリーナー、レーキドザー等）について、その使用状況（使用日時、使用者、整備状況）を	変更なし

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
			記載した報告書を提出させ、財産管理を徹底することとした。	
H25d-意見04	H24土地区画整理事業費補助金 (金沢市副都心北部直江土地区画整理組合)	補助金交付要綱に定める進捗状況報告書が提出されていない。事業の進捗については、同時期に実施される翌年度要望や繰越のヒアリング等で把握しているとのことだが、進捗状況報告書の提出を求める規定を定めておりながら入手していないのは適当でない。	平成25年度事業から要綱に定めるとおり、補助事業者に対し進捗状況報告書の提出を求めた。	毎年12月31日時点での進捗状況の報告を1月20日までに受けている。
H25d-意見05	H23土地区画整理事業費補助金 (金沢市副都心北部直江土地区画整理組合)	予算の繰越しについて、組合から金沢市経由で提出される補助金繰越承認申請書にその事由が記載されておらず、承認した経緯が明らかでない。県は市町担当者との打ち合わせにより確認しているとのことだが、組合から提出される申請書の備考欄に記載を求め、県が承認した経緯を明確にすべきである。	平成25年度事業から補助事業者に対し、補助金繰越承認申請書に繰越理由を記載するよう指示した。	繰越承認申請書の備考欄に繰越理由が記載されていることを確認している。
H25d-意見06	住宅・建築物耐震化促進事業費補助金	本施策での改修工事件数は目標を大きく下回っており、このまま推移することを前提に考えれば、平成27年度末までの目標耐震化率達成の見込みはかなり薄いと言わざるを得ない。現状、診断実績が傑出して伸びている輪島市の取り組みを詳細に事情聴取し、分析したうえで他の市に浸透させていくべきである。	住宅の耐震化については、輪島市の取り組みを参考に、所有者や工務店等への助成制度周知を行うなど県及び市町で様々な普及啓発を行った。	平成30年度(6月補正)より、定額150万円以上の補助を行う市町に対して、耐震改修工事費の県補助額を50万円に拡充した。(令和2年度より、国の補助制度見直しに伴い、県補助額を45万円に変更) 平成30年7月に、県・市町・事業者団体が構成する「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」を設立し、県民向けセミナー・相談会、事業者向け講習会等を実施・普及啓発用パンフレットを配布した。(県市町窓口にて配

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
				置、県内建築士へ配布など) 市町と住宅耐震に関する意見交換会を実施した。

意見に対する措置の内容を具体的に把握するため、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出及び回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。

カ 平成26年度包括外部監査（保健衛生等事件）における意見

平成26年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H26d-意見01	ゆーりんピック2013開催事業費補助金	実行委員会への補助という形を取っており、実行委員会から各競技団体へ助成金が支出されている。競技団体の中には、競技者から参加費を徴収している団体も存在したが、実行委員会からの実績報告書には、各競技団体の収支表等の原始証憑の添付がなかった。ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないといけないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。	平成26年度からは、補助金に係る実績報告書の提出に際し、必要に応じて各競技団体の収支表等を添付させることとした。	変更なし
H26d-意見02	生きがいと健康づくり推進事業費補助金	いしかわ長寿大学の運営費に関しては、講師等への謝金支払い報告及びその証憑類が、ねんりんピックへの選手団派遣費用については、費用の内訳明細や旅費交通費等の支払を示す証憑類の添付がなかった。ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないといけないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。	平成26年度からは、補助金に係る実績報告書の提出に際し、必要に応じて講師等への謝金支払いやねんりんピックへの選手団派遣費用の証拠書類を添付させることとした。	変更なし

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
H26d-意見03	施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金	要綱では「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定めるが、監査を行った時点では、補助金を受けた市町及び事業者からの報告はなかったため、報告するよう求めることが必要である。	要綱に基づき、市町及び事業者には仕入控除税額の報告を求めたうえで、返還がある場合は、速やかに返還させることとした。	変更なし
H26d-意見04	総論	介護基盤施設等緊急整備臨時特例事業費要綱では「補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。」と定めるが、監査を行った時点では、補助金を受けた市町からの報告はなかったため、報告するよう求めることが必要である。	要綱に基づき、市町に仕入控除税額の報告を求めたうえで、返還がある場合は、速やかに返還させることとした。	変更なし
H26d-意見05	国民健康保険保険基盤安定負担金	11月に交付決定がなされ、翌年2月に3市から変更申請が出されているが、その変更理由について記載がない。そもそもこの申請額は基準日（10月20日）の被保険者数等によって算定するため、変更は誤算定によるものであり、県としては、市町に対し、このような誤算定がないよう指導するとともに、変更申請書には変更理由を記載させるようにしなければならない。	交付申請から市町に指導するとともに、平成27年度に交付要綱を改正し、変更申請書には変更理由記載欄を追加した。	変更なし
H26d-意見06	国民健康保険高額医療費共同事業負担金	事務手続き上のことではあるが、県は当初申請書を5月28日までに提出するよう市町に指示しており、それを受けて市町からは5月28日付で提出されている	要綱に基づき、平成27年度から申請書の提出指示を徹底している。	平成30年度の国保制度改革で、県が財政運営主体になった。これに伴い、高額医療費共

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		が、要綱に準拠すれば、この年度では5月22日までに提出するよう指示すべきであった。		同事業負担金は市町に直接交付されることはなくなった。(県が納付金を算定する際に、納付金減算に活用している。)
H26d-意見07	国民健康保険団体連合会補助金	当該補助金は、これまで24百万円であったが、石川県国民健康保険団体連合会に多額の内部留保がある等の理由により、平成25年度に見直しを行い20百万円とした。しかしながら、依然として内部留保は多額であり、他都道府県よりも補助額が高い水準にあることから、引続き見直ししていくことが必要である。	内部留保については、国保連は各保険者と協議のうえ、平成25年度から段階的に保険者に対して返還手続き等を進めており、解消に努めている。なお、県としても補助額の見直しについて今後も引き続き検討していく。	変更なし
H26d-意見08	病院内保育所運営事業費補助金	当該補助金の有効性を事後的に評価する指標として、対象者の離職率の推移等を指標とすることが考えられる。当事業年度の結果のみならず、当初の事業計画の目標値との乖離等を把握し、次年度以降の事業運営・予算策定に活かしていく必要があるため、当該費用の有効性に関して一定の指標に基づいて継続的に監視をしていくことが必要であると思われる。	対象者の離職率の推移等の指標に基づく継続的な監視をしていく。	変更なし
H26d-意見09	高度専門医療人材養成支援事業費補助金	セミナーの開催等にかかる実績報告書に、参加者数が記載されていないものが散見された。補助金支出の効果を図る重要な情報であるため、記載するよう指導すべきである。できれば医療関係者と一般参加者の人数の別が判明する記載が望ましい。また、当該事業については、単年度のみで効果を図ることが難しく、派遣研修に関しては、終了後、学んできた知識・技術等を県内で活かせる仕事に1年以上従事すること等が求められているので、実際にそのような活動がなされたかどうか、追跡して	平成26年度からは、実績報告書にセミナー等の参加人数を載せるよう指示し、うち医療関係者数がわかる場合は併せて記載させることとした。また、派遣研修に参加した者について、県内で1年以上従事していることを確認することとした。	実績報告書にセミナー等の参加人数を載せるよう指示し、うち医療関係者と一般参加者の人数の別がわかる場合は併せて報告させている。また、派遣研修については平成27年度で終了している。

管理番号	事業名等	指摘・意見の内容	措置の内容	現在の状況
		確認したうえで検証する必要がある。		
H26d-意見10	感染症予防事業費補助金	当該事業は、感染症患者の発生に備え、常時、専門病床が使用可能な体制を確保するものであるが、病床確保が申請通りになされているかについて、定期的に確認を行うべきである。	平成26年度からは、補助金の実績報告書の提出に際し、病床の図面等の病床確保が確認できる資料も、併せて提出させることとした。	変更なし
H26d-意見11	北陸ブロック拠点病院エイズ対策費補助金	実績報告については、実績報告書の提出を受けるだけでなく、必要に応じて聞き取り等も行い、活動実績の把握に努めるとともに、事業内容や方針に関する協議を行うことによって、より効果的な予算執行をお願いしたい。	平成26年度からは、実績報告書の提出を受けた際には、必要に応じて聞き取り等を行い、執行状況確認を行うとともに、今後の執行方針について協議することとした。	変更なし
H26d-意見12	生活衛生指導助成事業費補助金	生活衛生営業振興事業費補助金の実績報告書について、各業種別組合が実施したイベントや研修会の参加人数等の記載がなく、実際に実施されたかどうか分かる内容となっていなかったため、参加人数等の実施内容の詳細な報告を求めるべきである。	平成26年度からは、実績報告書について、各業種別組合が実施したイベントや研修会の参加人数等の詳細な報告を求めることとした。	変更なし

以上のように、措置の内容は現在においても変更なしという回答が大半であったが、意見に対する措置の内容を具体的に把握するため、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出及び回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。

キ 平成28年度包括外部監査（学校教育等事件）における意見

平成28年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H28d-意見01	親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ2015補助金	石川県補助金交付規則によれば、県は補助事業の成果の報告を受けた場合においては、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するか調査することとされている。事業主体である親と子の絵本ワールド	委託先事務局担当者に当該補助金について、平成28年度は補助金を確定済みであるため、平成29年度事業において、現地調査等により、出納帳の閲覧や	平成30年度以降は事業自体が実施されていないため、該当団体への県から補助金交付はない。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		ド・イン・いしかわ実行委員会は県や市町の長が顧問や委員として加わっているが、事務局は民間企業となっている。県は提出された実績報告書について書類審査しか行っておらず、現地調査を行っていない状況にある。当該補助金が長年にわたって交付されていることを踏まえ、県は適宜現地調査等により、出納帳の閲覧や領収書等の突合を行うなど、当該補助金が交付目的に沿って適切に使われているか確認すべきである。	領収書等との突合を行った。	
H28d-意見02	青年芸能祭負担金	青年芸能祭について、参加者が当初見込みを下回ったため、参加者から徴収する負担金収入が減少し、結果として青年芸能祭事業の収入全体に占める県の負担金の割合が予算時約44%から、決算時約68%に増加しており、何らかの見直しが必要であると考え。実施種目によっては参加者がごく少数なものもあることから、より多くの青年団員が興味を持ち参加したいと思うような実施種目を追加するなど、青年芸能祭の活性化に向けて、団体に対し提案を行うてはどうか。	主催者に対し、①実効性のある計画の策定、②参加者増に向けた活性化策、③加盟団員への周知の徹底、④協賛金等参加費収入以外の財源確保を提案した結果、H29青年芸能祭においては加盟団体の参加者が93名増の154名となり、観客も480名を集め、活性化が図られた。また、協賛金等の財源が十分に確保され、収入全体に占める県負担金の割合は予算時と決算時ではほぼ変わらない結果となった。	変更なし
H28d-意見03	社会教育団体等活動促進費	社会教育団体等活動促進費予算で支出している補助金等の実施報告書には、参加人数の記載がないなど報告書として不十分なものが散見された。援助団体に対して記載の充実を求めるとともに、報告書を分析・検証し活動内容の改善につなげていくべきである。	援助団体に対し、平成28年度実績報告時に、参加人数等必要な書類の提出を求め、補助事業の成果を確認した。また、次年度以降も同様に行うよう指示した。	変更なし

以上のように、措置の内容は現在においても変更なしという回答が大半であったが、意見に対する措置の内容を具体的に把握するため、令和2年度の補助金実績報告書等の関連資料の提出及び回答内容に関する補足説明を求め、検証を実施した。

ク 平成 30 年度包括外部監査（結婚等事件）における意見

平成 30 年度包括外部監査における意見について、当時の監査報告書における記載順に、管理番号、事業名等、意見の内容、措置の内容、現在の状況を示すと、以下のとおりである。

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
H30d-意見01	不妊治療費支援事業費補助金及び不妊治療費助成事業補助金 (その1)	不妊治療費支援事業、不妊治療費助成事業の成果指標は特段設けられていない。当該事業の趣旨は不妊治療を行う夫婦が助成を受けて治療を行い、子どもを授かることにある。まずは、不妊治療の利用者数が増えることが、治療を行い子どもが授かる機会を増やすと言え、例えば不妊治療の利用者数や助成実人数などを成果指標として事業の有効性を評価することが望まれる。	適切な成果指標の設定について、今後検討することとした。	加齢と不妊治療の成績には関連があることから、事業評価として、①治療効果の高い35歳未満の治療開始割合を増やすこと、②40歳以降での開始を減らすこと、③県内で実施された不妊治療がどれくらい挙児に結びついたかを成果指標とすることとした。
H30d-意見02	不妊治療費支援事業費補助金及び不妊治療費助成事業補助金 (その2)	治療を開始するという意思決定は、現実的には簡単なものではない。不妊治療に対する男性の抵抗感、女性にとっての治療への負担感などをできる限り取り除かなければ、不妊治療という一歩を踏み出すことは難しいと推察される。不妊治療を必要とする夫婦が、少しでも早く行動できるような啓発活動（セミナー主催や病院主催の勉強会）を行うことが有用ではないかと考えられる。	有効な啓発方法について、今後検討することとした。	令和3年度から、産婦人科で、ご夫婦の妊娠の準備状況がわかる健診と、妊娠にまつわる医学的知識を得る健康教育をセットにした「いしかわプレ妊活健診」事業を実施し、妊娠と加齢の関係性や、不妊に対する正しい知識などの啓発、不妊に至る前から気軽に体の不調を相談できる「かかりつけ産婦人科」を持つことの推奨を行うこととした。
H30d-意見03	地域子育て支援拠点事業費補助金	平成27年度から平成29年度の拠点数と1日当たり利用親子組数の推移を把握したところ、拠点数については、全体では増加しているが、補助対象拠点は平成28年度に減少して以降増減が無く、補助対象拠点の1日当たり利用親子組数は、横這いあ	当該事業の実施主体である市町の意見を聞きながら、課題を把握し、検討していきたい。	地域子育て支援拠点については、実施主体である市町が、地域ニーズを基に作成している「子ども・子育て支援事業計画」に

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		<p>るいは微減傾向であった。当該状況から、拠点数はある程度充実したものの新たな利用者へのアプローチや従事者の確保に課題があると想定される。</p> <p>エンゼルプラン2015の施策の目標の指標とされている拠点数については、ある程度目標に近づいている。次回のプランの策定に当たっては、現行のプランの結果を分析し、具体的な課題を把握するとともに、当該課題に対応する実現可能な目標を設定することが望まれる。</p>		<p>より設置しているものであり、既に全市町において設置されていることから、プランの指標としては設定しないこととした。</p>
H30d-意見04	産休等代替職員設置事業費補助金（その1）	<p>「石川県産休等代替職員制度実施要綱」第7条においては、児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用しようとする場合、任用申請書を、産休の場合は任用しようとする日の2ヵ月前の日、病休の場合は任用しようとする日の10日前の日までに提出しなければならないとされている。平成29年度の任用申請書の提出状況を確認したところ、上記提出期限が遵守されていない例がみられた。</p> <p>産休や病休は予め想定できない場合もあり、また、必要な資格を要する代替要員を適時に確保できないなどの要因が考えられる。各施設へのヒアリング等により申請準備に要する平均的な期間を把握するとともに、現実的に遵守可能な提出期限への改定の要否について検討することが望まれる。</p>	<p>補助事業者の標準的な申請期間に鑑み、現実的に提出可能な期限となるよう、実施要綱の見直しを検討することとした。</p>	<p>意見を踏まえ、実施要綱に定める任用申請書の提出期限を、産休の場合は「概ね任用する日の2ヵ月前」に、病休の場合は「任用しようとする日」に改正した。</p>
H30d-意見05	産休等代替職員設置事業費補助金（その2）	<p>産休等代替職員設置事業費補助金の趣旨は、産休等の必要がある職員の母体の安全や専心療養を実現するため、代替職員の確保を支援し、産休等を取得しやすい環境を整えることにあると捉えられる。</p> <p>当該趣旨に照らした場合、代替職員は、産休等により生じた欠員を補充するため新たに雇用された者であることが想定されるが、平成29年度の交付申請及び実績報告に添付された出勤簿、賃金台帳及び雇用契約書</p>	<p>補助基準について、当該事業の趣旨や他県の実施状況を勘案し、「新たに任用する者の定義として、すでに雇用されている者であっても対象とする」旨を明確にするとともに、人員確保</p>	<p>制度にかかるQ&Aに、「傷病等の急な欠員に対応することも想定し、配置基準などを超えて予め職員を雇用している場合は、当該職員を産休等代替職員として任用することも可能とする」旨を明記し周知した。</p>

管理番号	事業名等	意見の内容	措置の内容	現在の状況
		<p>等を開覧したところ、代替職員は産休等の開始前から雇用されている者が殆どであった。これは、各施設において、産休等が発生する都度、期限付きで職員を採用することが困難であることから、産休等が発生した場合でも必要な人員を確保できるよう予め余裕を持って採用を行っているためであると想定される。</p> <p>「石川県産休等代替職員制度実施要綱」では、新たに任用する者の定義は明確にされておらず、休暇前より雇用している者も補助の対象になるため、産休等に対応する目的でなく雇用していた者であった場合には、補助の趣旨に必ずしも当てはまらない可能性がある。また、現状では、産休等を見越した人員確保ができる体力のある施設ほど補助を受け易く、小規模な施設ほど補助の機会に乏しいという不公平が生じる可能性もある。</p> <p>上記の懸念事項を解決するためには、補助基準を明確にすることと、人員確保に向けた取組に対する補助が公平に行われることが必要である。例えば、予め定員を超えた人員を確保している場合は別の補助を行うことも考えられる。必要な定員を上回る保育士等の雇用に対する補助を行っている市町もあるとのことであり、今後、補助基準の見直しや市町との連携による効果的な補助についての検討がなされることが期待される。</p>	<p>の取組に対する補助については、市町の意見も聞きながら、必要に応じて検討していきたい。</p>	

以上のうち、ルールの見直しに関する意見に対する措置の内容について、関連資料の提出及び補足説明を求め、検証を実施した。

3. 令和2年度における補助金等

(1) 監査対象の抽出

① 質問の抽出方法

令和2年度における補助金の抽出は、県から入手した令和2年度補助金等データにより、次のような事項を総合的に勘案して実施した。

- ・補正後予算現計÷当初予算額で200%以上になったもの（当初予算額が補正により大幅に増加したと考えられるもの）
- ・当初予算で計上がなく補正予算で計上されたもの
- ・事業名に「緊急」が入っているなど、交付手続に緊急性を要すると考えられるもの
- ・令和2年度における県議会（各種委員会含む）で言及されたと考えられるもの
- ・同一の交付先に対し複数の事業に基づく交付があるもの
- ・同一の交付先に対し複数の部局からの交付があるもの
- ・財源が国の負担となっているかどうか

② 補助金に係る質問回答書の様式

上記の作業により抽出した補助金は170件であり、抽出した各補助金について、基礎データ欄と質問回答欄に記載された事項に基づき追加調査を行なった。基礎データ欄の回答事項は、以下のとおりである。

- ・回答所管課名
- ・管理番号
- ・事業名
- ・事業の目的及び内容
- ・交付先
- ・令和2年度決算額
- ・令和2年度決算額の財源内訳（国支出金、特定財源、一般財源に区分）

質問回答欄には、県補規等を踏まえて作成した26の質問が記載されており、その内容は、以下のとおりである。

No.	質問
1	石川県補助金交付規則（以下「県補規」といいます。）以外の規則として、補助金交付要綱等が制定されていれば、当該交付要綱等をご提出いただけますでしょうか。
2	当該補助金交付の要件について、直近の5年度（平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）まで、以下「直近5年度」といいます。）において、具体的な見直しの実績はありますか。
3	当該補助金は、交付の対象となる団体等に対してどのような方法で周知されていますでしょうか。

No.	質問
4	<p>県補規第4条《補助金の交付の申請》第1項及び第2項によると、補助金の交付を申請する者は、別記様式第一号による補助金交付申請書及び添付書類の提出が必要です。一方で、同条第3項によると、補助金交付申請書の記載事項の追加又は省略並びに添付書類の追加又は省略が可能とされています。当該補助金で、補助金交付申請書の記載事項の追加又は省略並びに添付書類の追加又は省略があれば、①その具体的な内容、②追加又は省略することとした趣旨をお示しいただけますでしょうか。</p>
5	<p>県補規第4条第1項第3号によると、補助金交付申請書の記載事項の一つに「補助事業の経費の配分、経費の使用法、当該事業の完了の予定期日その他当該事業の遂行に関する計画」が、同条第2項第1号によると、添付書類の一つに「補助事業の経費のうち、補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法」があります。これらの記載事項や添付書類について、貴県が補助金交付の要否を判断するに当たり、必要十分なものが提出されるよう、補助金交付要綱等で記載例を示す等の工夫はされていますでしょうか。</p>
6	<p>補助金の申請者が、決算上多額の繰越金を有している場合、補助金の交付を決定するかどうかの審査項目にされていますでしょうか。</p>
7	<p>当該補助金を交付している者に対し、貴県から別途委託している業務はありますか。</p>
8	<p>当該補助金に係る事務を外部に委託されていますでしょうか。該当がある場合は委託先名と委託先の選定方法、委託事務の範囲をお示しいただけますでしょうか。</p>
9	<p>県補規第7条《決定の通知》によると、知事は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに附した条件を申請者に通知するとあります。当該補助金に関し、交付の決定から申請者への通知まで、どの程度の日数を要していますでしょうか。</p>
10	<p>県補規第9条《事情変更による決定の取消等》によると、知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがあるとありますが、当該補助金について、直近5年度において、県補規第9条に基づき決定の取消等の実績はありますか。</p>
11	<p>県補規第11条《状況報告》によると、知事は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、別記様式第三号による遂行状況報告書を提出させることができるとありますが、当該補助金について、直近5年度において、遂行状況報告書を提出させた実績はありますか。</p>

No.	質問
12	当該補助金について、直近5年度において、別記様式第三号による遂行状況報告書の提出を求めている場合でも、事業実施の途中で現地調査等によるモニタリングを行った実績はありますでしょうか。
13	県補規第13条《実績報告》によると、補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業の成果を記載した別記様式第四号による実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、知事に報告しなければならないとあります。当該補助金について、交付要綱等において、具体的な報告期限が定められていますでしょうか。
14	補助事業者が実績報告書及び添付書類を提出する際、これらの記載事項や添付書類について、貴県が補助金の額を確定するに当たり、必要十分なものが提出されるよう、補助金交付要綱等で記載例を示す等の工夫はされていますでしょうか。
15	県補規第14条《補助金の額の確定》第1項によると、知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査するとあります。①書類の審査の方法、②現地調査等を実施するかどうかの決定基準、③現地調査等を実施するとした場合の方法について、マニュアル等で具体的な事務手続が定められていますでしょうか。
16	当該補助金について、直近5年度において、書類の審査の際、実績報告書以外に、補助事業者に対し、領収書や請求書等、実績報告書作成の根拠となる原始帳票の提出を求めた実績はありますでしょうか。
17	当該補助金について、直近5年度において、現地調査等を実施した実績はありますでしょうか。
18	県補規第14条第2項によると、知事は、補助金の額を確定したときは、すみやかにその額を補助事業者へ通知するとあります。当該補助金に関し、金額の決定から補助事業者への通知まで、どの程度の日数を要していますでしょうか。
19	当該補助金について、直近5年度において、県補規第15条《是正のための措置》に基づき、是正のための措置をとった実績はありますでしょうか。
20	当該補助金について、直近5年度において、是正のための措置をとった実績がある場合、具体的にどのような措置をとったのかお示いただけますでしょうか。
21	県補規第16条《補助金の交付》第1項によると、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払を

No.	質問
	することができるとあります。当該補助金について、概算払又は前金払の実績がある場合、どのような理由から概算払又は前金払を認めたのかお示しいただけますでしょうか。
22	県補規第 16 条《補助金の交付》第 2 項によると、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記様式第五号による補助金請求書(補助金の概算払又は前金払を受けているときは、補助金精算請求書とする。)又は別記様式第六号による補助金概算払(前金払)請求書(以下、まとめて「県補規第 16 条請求書」といいます。)を提出しなければならないとあります。当該補助金について、交付要綱等において、県補規第 16 条請求書の具体的な提出期限が定められていますでしょうか。
23	当該補助金について、直近 5 年度において、県補規第 17 条《決定の取消》に基づき、決定の取消が行われた実績はありますでしょうか。
24	当該補助金について、直近 5 年度において、県補規第 18 条《補助金の返還》に基づき、補助金の返還が行われた実績はありますでしょうか。
25	当該補助金について、交付要綱等において、補助金の返還が行われる場合の具体的な返還期限が定められていますでしょうか。
26	県補規第 20 条《財産の処分の制限》によると、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものを、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないとされています。当該規定について、補助事業者に対しどのような方法により周知されていますでしょうか。

③ 負担金及び交付金に係る質問回答書の様式

負担金及び交付金についても、補助金と同様の方法で 39 件を抽出した。その後、抽出した各負担金及び交付金について、基礎データ欄と質問回答欄に記載された事項に基づき追加調査を行った。基礎データ欄の回答事項は、基礎データ欄は補助金に係る質問回答書の様式と同一であるが、負担金及び交付金は県補規の規制を受けないことから、質問回答欄は補助金に係る質問回答書の様式と異なる。質問回答欄には、10 の質問が記載されており、その内容は、以下のとおりである。

No.	質問
1	負担金・交付金の交付先(以下「負担金等交付先」といいます。)から、当該負担金・交付金(以下「当該負担金等」といいます。)の積算根拠となる文書を入手されていますでしょうか。
2	当該負担金等の積算根拠となる文書を入手されている場合、積算根拠の正確性についてどのような方法で検証されていますでしょうか。

No.	質問
3	貴県と当該負担金等交付先との間で基本協定書や覚書等の合意文書は取り交わしていますでしょうか。
4	当該負担金等に係る合意文書がある場合、直近の5年度（平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）まで、以下「直近5年度」といいます。）において、具体的な見直しの実績はありますか。
5	当該負担金等交付先に対し、貴県から別途委託している業務はありますか。
6	当該負担金等に係る事務を外部に委託されていますでしょうか。該当がある場合は委託先名と委託先の選定方法、委託事務の範囲をお示しいただけますでしょうか。
7	当該負担金等について、直近5年度において、事業実施の途中又は事業終了後に現地調査等によるモニタリングを行った実績はありますか。
8	当該負担金等交付先から、補助金でいうところの実績報告書及び添付書類に相当する書類（以下「実績報告書等」といいます。）は提出されますでしょうか。
9	当該負担金等交付先が実績報告書等を提出する際、これらの記載事項や添付書類について、貴県が負担金等の額を確定するに当たり、必要十分なものが提出されるよう、記載例を示す等の工夫はされていますでしょうか。
10	当該負担金等について、直近5年度において、実績報告書等を審査する際、実績報告書等以外に、当該負担金等交付先に対し、領収書や請求書等、実績報告書等作成の根拠となる原始帳票の提出を求めた実績はありますか。

④ 補助金の質問の実施対象

補助金の質問について、部局別に回答を求めた件数、補正後予算現計並びに補正後予算現計の財源内訳の合計を示すと、以下のとおりである。なお、財源内訳のうち、空白の箇所は零又は千円未満の金額という意味である（以下の表も同様である）。

（金額単位：千円）

部局名	件数	補正後予算現計	財源内訳		
			国支出金	特定財源	一般財源
総務部	3	6,300			6,300
危機管理監室	1	480			480
企画振興部	27	948,038	33,398		914,640
県民文化スポーツ部	15	347,881			347,881
健康福祉部	18	925,350	20,117	3,011	902,222
生活環境部	4	33,307			33,307
商工労働部	36	11,381,118	689,443	5,848,894	4,842,781
観光戦略推進部	9	96,039		21,854	74,185
農林水産部	37	1,166,863	211,308	391,411	564,144
競馬事業局	1	5,273		5,273	
土木部	1	47,500		47,500	
教育委員会	17	157,765	39,701	45,418	72,646
公安委員会	1	979		979	
合計	170	15,116,893	993,967	6,364,340	7,758,586

総務部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の3件である。

（金額単位：千円）

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
28	総務課	幼児教育の質に関する研究事業費補助金	石川県私立幼稚園協会	1,000			1,000
33	総務課	石川県私立幼稚園協会補助金	石川県私立幼稚園協会	2,300			2,300
37	総務課	加越能育英社運営費補助金	(公財)加越能育英社	3,000			3,000
合計			3件	6,300			6,300

危機管理監室所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
118	消防保安課	石川県エルピー ガス協会補助金	(一社)石川県 エルピーガス 協会	480			480

企画振興部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の27件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
139	企画課	デジタル映像制作費補助金	(株)北陸メディアセンター	4,000			4,000
142	企画課	大学コンソーシアム石川運営費補助金	(公社)大学コンソーシアム石川	12,308			12,308
143	企画課	国連大学高等研究所オペレーティング・ユニット運営費補助金	国際連合大学サステナビリティ高等研究所	20,000			20,000
144	企画課	共同研究プロジェクト事業費補助金	国際連合大学サステナビリティ高等研究所	5,000			5,000
146	企画課	学都石川魅力発信推進事業費補助金	(公社)大学コンソーシアム石川	2,550			2,550
147	企画課	能登原子力センター管理運営費補助金	(公財)能登原子力センター	4,690			4,690
174	空港企画課	小松空港国内線活性化事業費補助金	小松空港協議会	33,839	6,392		27,447
175	空港企画課	小松空港国際線活性化事業費補助金	小松空港協議会	2,460			2,460
176	空港企画課	小松空港緑化推進費補助金	小松空港協議会	3,914			3,914
177	空港企画課	小松空港国際貨物利用促進事業費補助金	小松空港協議会	16,900			16,900
179	空港企画課	航空プラザ運営費補助金	小松市	10,400			10,400

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
180	空港企画課	国際線駐車場運営費補助金	小松空港協議会	3,450			3,450
181	空港企画課	小松空港周辺環境対策費補助金	小松市	50,000			50,000
185	空港企画課	のと里山空港上水道整備費補助金	穴水町	12,678			12,678
186	空港企画課	のと里山空港需要拡大等強化事業費補助金	のと里山空港利用促進協議会	54,170	14,995		39,175
188	空港企画課	のと里山空港二次交通支援事業費補助金	のと里山空港利用促進協議会	2,710			2,710
189	空港企画課	のと里山空港利用促進同盟会補助金	のと里山空港利用促進同盟会	2,128			2,128
196	新幹線・交通対策監室	生活バス路線維持対策費補助金	北鉄金沢バス(株)ほか12団体	312,110			312,110
197	新幹線・交通対策監室	先導的プロジェクト推進事業費補助金	一般社団法人YOU・湯・遊ほか8団体	23,324	11,662		11,662
198	新幹線・交通対策監室	離島航路運賃低廉化事業費補助金	へぐら航路(株)	492	349		143
199	新幹線・交通対策監室	公共交通機関感染拡大防止対策事業費補助金	北鉄金沢バス(株)ほか7団体	53,500			53,500
203	新幹線・交通対策監室	のと鉄道利用促進協議会補助金	のと鉄道利用促進協議会	1,500			1,500
204	新幹線・交通対策監室	観光列車利用促進支援事業費補助金	のと鉄道利用促進協議会	2,600			2,600
205	新幹線・交通対策監室	のと鉄道運行維持対策費補助金	のと鉄道(株)	96,270			96,270
206	新幹線・交通対策監室	のと鉄道安全運行対策費補助金	のと鉄道運営助成基金事務組合	181,000			181,000
207	新幹線・交通対策監室	生活バス利用促進対策費補助金	志賀町長ほか9団体	4,238			4,238
208	新幹線・交通対策監室	離島航路維持対策費補助金	へぐら航路(株)	31,807			31,807
合計			27件	948,038	33,398		914,640

県民文化スポーツ部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 15 件である。

(金額単位：千円)

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
215	県民交流課	石川県健民運動 推進本部補助金	石川県健民運動 推進本部	14,520			14,520
216	県民交流課	簡易グラウンド 管理運営費補助 金	石川県健民運動 推進本部	12,095			12,095
219	県民交流課	コミュニティ施 設整備費補助金	野代町内会	5,300			5,300
240	文化振興課	音楽文化推進事 業費補助金	北陸朝日放送(株)	2,870			2,870
266	文化振興課	加賀本多蔵品館 運営費補助金	(公財) 藩老本多 蔵品館	25,000			25,000
278	スポーツ振 興課	社会体育振興費 補助金	(公財) 石川県体 育協会	19,550			19,550
279	スポーツ振 興課	医王山スポーツ センター運営費 補助金	(公財) 石川県体 育協会	31,651			31,651
296	スポーツ振 興課	各種スキー大会 開催費補助金	(公財) 石川県体 育協会ほか1団 体	4,600			4,600
297	スポーツ振 興課	選手強化費補助 金	(公財) 石川県体 育協会	180,390			180,390
298	スポーツ振 興課	高校生強化費補 助金	石川県高等学校 体育連盟	22,100			22,100
299	スポーツ振 興課	中学生強化費補 助金	石川県中学校体 育連盟	7,500			7,500
304	スポーツ振 興課	国民体育大会派 遣費補助金	(公財) 石川県体 育協会	648			648
305	スポーツ振 興課	北信越国民体育 大会派遣費補助 金	(公財) 石川県体 育協会	961			961
309	スポーツ振 興課	施設整備費補助 金	(公財) 石川県体 育協会ほか2団 体	11,297			11,297
310	スポーツ振 興課	屋内アイスス ケートリンク整 備費補助金	(一財) 石川県県 民ふれあい公社	9,399			9,399
合計			15 件	347,881			347,881

健康福祉部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の18件である。

(金額単位：千円)

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
322	厚生政策課	石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金	(福) はくさん 会ほか2法人	1,103		1,103	
348	長寿社会課	石川県老人クラブ連合会補助金	(公財) 石川県 老人クラブ連 合会	960			960
349	長寿社会課	老人クラブ活動 推進費補助金	(公財) 石川県 老人クラブ連 合会	9,110	4,555		4,555
350	長寿社会課	元気シニアスタ ンプラリー事業 費補助金	(公財) 石川県 老人クラブ連 合会	700	250		450
351	長寿社会課	老人クラブ健康 増進事業費補助 金	(公財) 石川県 老人クラブ連 合会	488	244		244
352	長寿社会課	高齢者相互支援 啓発事業費補助 金	(公財) 石川県 老人クラブ連 合会	384	192		192
371	長寿社会課	外国人介護福祉 士養成支援事業 費補助金	(福) 自生園ほ か1団体	1,908		1,908	
398	障害保健福祉課	聴覚障害者セン ター運営費補助 金	(社福) 石川県 聴覚障害者協 会	29,753	14,876		14,877
399	障害保健福祉課	聴覚障害者セン ター施設整備費 補助金	(社福) 石川県 聴覚障害者協 会	1,172			1,172
400	障害保健福祉課	手話通訳者・要 約筆記者健康対 策事業費補助金	(社福) 石川県 聴覚障害者協 会	200			200
497	健康推進課	難病団体運営費 補助金	(公社) 日本リ ウマチ友の会 石川支部ほか 5団体	1,500			1,500
499	健康推進課	石川県臓器移植 推進財団運営費 補助金	(公財) 石川県 臓器移植推進 財団	1,190			1,190
500	健康推進課	臓器移植コーデ ィネーター活動 費補助金	(公財) 石川県 臓器移植推進 財団	4,000			4,000
524	少子化対策 監室	放課後児童クラ ブ事業費補助金	金沢市ほか 17市町	796,714			796,714

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
525	少子化対策 監室	放課後児童クラブ障害児受入促進事業費補助金	七尾市ほか 7市町	12,155			12,155
526	少子化対策 監室	放課後児童クラブ開所時間延長促進事業費補助金	七尾市ほか 10市町	6,327			6,327
529	少子化対策 監室	放課後児童クラブ施設整備費補助金	金沢市ほか 4市町	54,081			54,081
557	少子化対策 監室	石川県保育環境改善等事業費補助金	株式会社等 7法人	3,605			3,605
合計			18件	925,350	20,117	3,011	902,222

生活環境部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の4件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
595	環境政策課	令和2年度(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議事業費補助金	(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	19,929		35	19,894
597	環境政策課	令和2年度里山里海ウォーク開催事業費補助金	里山里海満喫ウォーク開催委員会 委員長	2,000			2,000
610	温暖化・里山対策室	エコファミリー倍増推進事業費補助金	(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	5,000			5,000
632	自然環境課	いしかわ自然学校推進事業費補助金(いしかわ自然学校管理運営事業)	(公社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議	6,378			6,378
合計			4件	33,307		35	33,272

商工労働部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の 36 件である。

(金額単位：千円)

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
672	産業政策課	石川県食品協会運営費補助金	(一社) 石川県食品協会	4,500			4,500
679	産業政策課	基幹産業新分野参入・展開支援事業費補助金	(一社) 石川県鉄工機電協会ほか3団体	2,660			2,660
727	産業立地課	創造的産業等立地促進補助金	補助対象企業(3社)	970,000			970,000
728	産業立地課	雇用拡大関連企業立地促進補助金	補助対象企業(9社)	932,000			932,000
729	産業立地課	本社機能立地促進補助金	補助対象企業(1社)	67,000			67,000
731	産業立地課	金沢港開港50周年記念事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	8,000	905		7,095
732	産業立地課	金沢港定期航路運航支援事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	2,500			2,500
733	産業立地課	金沢港戦略的海外ポートセールス推進事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	2,200			2,200
734	産業立地課	金沢港物流ルート転換支援事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	4,300			4,300
735	産業立地課	金沢港冬季入出港支援事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	1,200			1,200
736	産業立地課	金沢港利用拡大支援事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	3,500			3,500
737	産業立地課	物流事業者と連携した金沢港利用転換促進事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	100			100
739	産業立地課	金沢港発着クルーズ拠点化推進事業費補助金	(一社) 金沢港振興協会	2,000	1,000		1,000

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
740	産業立地課	クルーズ船誘致強化事業費補助金	(一社)金沢港振興協会	1,750	875		875
741	産業立地課	クルーズ船受入体制整備事業費補助金	(一社)金沢港振興協会	6,500	3,250		3,250
742	産業立地課	金沢港・七尾港利用促進対策事業費補助金	(一社)金沢港振興協会ほか1団体	4,095			4,095
743	産業立地課	金沢港振興協会補助金	(一社)金沢港振興協会	280			280
759	経営支援課	構造改革支援融資資金費補助金	(株)北國銀行ほか10団体	14,830			14,830
760	経営支援課	経営安定支援融資資金費補助金	(株)北國銀行ほか14団体	28,915		897	28,018
763	経営支援課	中小企業設備投資緊急利子補給金	ISICOほか1団体	11,350			11,350
765	経営支援課	新型コロナウイルス感染症特別融資資金費補助金	(株)北國銀行	16,000		16,000	
766	経営支援課	新型コロナウイルス感染症特別融資保証料補助金	石川県信用保証協会	20,000		20,000	
768	経営支援課	緊急特別融資システム改修費補助金	(株)北國銀行	11,987		11,987	
770	経営支援課	小規模事業経営支援事業費補助金	金沢商工会議所ほか7団体	1,103,381			1,103,381
771	経営支援課	小規模企業経営指導力強化事業費補助金	石川県商工会連合会	2,750			2,750
772	経営支援課	中小企業支援活動事業費補助金	石川県商工会議所連合会	2,060			2,060
773	経営支援課	商工会議所連合会活動費補助金	石川県商工会議所連合会	1,630			1,630
774	経営支援課	商工会連合会活動費補助金	石川県商工会連合会	6,720			6,720

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
775	経営支援課	商工会青年部・女性部連合会活動費補助金	石川県商工会連合会	3,000			3,000
776	経営支援課	若手後継者等経営力向上支援事業費補助金	石川県商工会議所連合会ほか1団体	470			470
777	経営支援課	商工会設立60周年記念事業費補助金	石川県商工会連合会	4,000			4,000
791	経営支援課	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給事業費補助金	ISICO	2,173,325		2,173,325	
792	経営支援課	新分野チャレンジ緊急支援費補助金	ISICO ほか9団体	1,802,071	678,413	343,207	780,451
793	経営支援課	緊急経営支援アドバイザー派遣事業費補助金	ISICO ほか7団体	10,000	5,000	5,000	
794	経営支援課	感染拡大防止対策支援金支給事業費補助金	ISICO ほか7団体	4,113,858		3,278,478	835,380
806	労働企画課	金沢勤労者プラザ運営費補助金	(一財)石川県金沢勤労者プラザ	42,186			42,186
合計			36件	11,381,118	689,443	5,848,894	4,842,781

観光戦略推進部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の9件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
817	観光企画課	温泉旅館魅力開発支援事業費補助金	金沢市ほか3市	7,884			7,884
825	観光企画課	のとじま水族館修繕費補助金	(一財)石川県民ふれあい公社	28,056			28,056
827	観光企画課	金沢百万石まつり補助金	金沢百万石まつり実行委員会	200			200

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
850	観光企画課	温泉資源存続緊急支援事業費補助金	山中温泉旅館協同組合ほか6団体	21,854		21,854	
851	観光企画課	本多の森ホール運営費補助金	本多の森ホール運営委員会	15,000			15,000
875	誘客戦略課	コンベンション誘致推進事業費補助金	第70回日本泌尿器科学会中部総会ほか1団体	480			480
877	誘客戦略課	金沢コンベンションビューロー運営費補助金	(公財) 金沢コンベンションビューロー	17,243			17,243
878	誘客戦略課	戦略的コンベンション誘致推進事業費補助金	(公財) 金沢コンベンションビューロー	3,242			3,242
880	誘客戦略課	金沢フィルムコミッション運営事業費補助金	(公財) 金沢コンベンションビューロー	2,080			2,080
合計			9件	96,039		21,854	74,185

農林水産部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の37件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
886	農業政策課	農業会議費補助金	(一社) 石川県農業会議	5,600	3,500		2,100
889	農業政策課	青年就農促進事業費補助金	(公財) いしかわ農業総合支援機構ほか17団体	126,001		126,001	
890	農業政策課	いしかわ農業総合支援機構運営費補助金	(公財) いしかわ農業総合支援機構	35,390			35,390
891	農業政策課	いしかわ耕稼塾運営事業費補助金	(公財) いしかわ農業総合支援機構	21,276	11,776		9,500
892	農業政策課	農業人材確保・定住促進事業費補助金	(公財) いしかわ農業総合支援機構ほか1団体	22,618	12,068	10,550	
893	農業政策課	企業的経営育成指導推進事業費補助金	(公財) いしかわ農業総合支援機構	800			800
903	農業政策課	いしかわ百万石食材ブラン	(公財) いしかわ農業総合支	18,500	9,250		9,250

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出 金	特定 財源	一般財 源
		ド化推進費補助金	援機構ほか5 団体				
904	農業政策課	ルビーロマンブ ランド化推進事 業費補助金	全国農業協同 組合連合会石 川県本部ほか 1団体	2,500	1,250		1,250
910	農業政策課	県産食材首都圏 販路開拓推進事 業費補助	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	14,600	5,300		9,300
911	農業政策課	県産食材海外販 路開拓推進事業 費補助金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	4,200	2,100		2,100
912	農業政策課	低コスト畑作生 産モデル事業費 補助金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	10,000	5,000		5,000
913	農業政策課	低コスト施設園 芸モデル事業費 補助金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	6,000	2,750		3,250
914	農業政策課	生産工程効率化 推進事業費補助 金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	4,000	2,000		2,000
916	農業政策課	魅力ある県産食 材商品化促進事 業費補助金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	4,500	2,250		2,250
926	里山振興室	スローツーリス ムサポートデス ク事業費補助金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	500			500
937	生産流通課	ルビーロマンブ ランド化推進事 業費補助金	ルビーロマン 熟練ノウハウ 見える化研究 会	1,500	750		750
949	生産流通課	青果物価格安定 対策事業費補助 金	(公社) 石川県 青果物価格安 定資金協会	11,626			11,626
952	生産流通課	企業連携による 県産食材利用促 進事業費補助金	(公財) いしか わ農業総合支 援機構	1,000	500		500
960	生産流通課	農業施設等雪害 緊急復旧対策事 業費補助金	金沢市ほか2 団体	120,000	77,600		42,400
966	畜産振興・ 防疫対策課	畜産経営技術特 別指導推進事業 費補助金	(公社) 石川県 畜産協会	6,578			6,578

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出 金	特定 財源	一般財 源
967	畜産振興・ 防疫対策課	肉豚価格安定対 策事業費補助金	(公社) 石川県 畜産協会	4,925			4,925
968	畜産振興・ 防疫対策課	肥育牛価格安定 対策事業費補助 金	(公社) 石川県 畜産協会	31,227			31,227
969	畜産振興・ 防疫対策課	石川県金沢食肉 流通センター建 設事業費補助金	金沢市	155,579			155,579
971	畜産振興・ 防疫対策課	家畜改良推進事 業費補助金	(公社) 石川県 畜産協会	1,500			1,500
975	畜産振興・ 防疫対策課	石川県金沢食肉 公社経営改善対 策費補助金	金沢市	20,000			20,000
976	畜産振興・ 防疫対策課	石川県金沢食肉 流通センター整 備費補助金	金沢市	40,000			40,000
977	畜産振興・ 防疫対策課	河北潟環境保全 対策事業費補助 金	(農) 河北潟酪 農組合	40,000			40,000
979	畜産振興・ 防疫対策課	畜産農場防疫環 境整備事業費補 助金	(公社) 石川県 畜産協会	1,876	1,376		500
990	農業基盤課	農業基盤整備促 進事業費補助金	石川県土地改 良事業団体連 合会	10,610	8,338		2,272
991	農業基盤課	水土保全強化対 策費補助金	石川県土地改 良事業団体連 合会	11,000	5,500		5,500
992	農業基盤課	土地改良施設維 持管理適正化事 業費補助金	石川県土地改 良事業団体連 合会	89,400			89,400
1026	森林管理課	いしかわ森林環 境整備事業費補 助金	金沢市長ほか 21団体	307,000	60,000	247,000	
1027	森林管理課	いしかわ森林環 境整備推進事業 費補助金	金沢市長ほか 13団体	2,860		2,860	
1028	森林管理課	いしかわ森づく り推進事業費補 助金	金沢市長ほか 3団体	5,000		5,000	

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1051	水産課	漁業経営安定資金費補助金	東日本信用漁業協同組合連合会石川支店	241			241
1052	水産課	いか釣り漁業緊急支援資金費補助金	東日本信用漁業協同組合連合会石川支店	892			892
1053	水産課	漁業近代化貸金利子補給金	東日本信用漁業協同組合連合会石川支店	27,564			27,564
合計			37件	1,166,863	211,308	391,411	564,144

競馬事業局所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1078	競馬業務課	石川県調騎会運営費補助金	石川県調騎会	5,273		5,273	

土木部所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1172	建築住宅課	香林坊地下駐車場融資金償還事業費補助金	(一財) 石川県民ふれあい公社	47,500		47,500	

教育委員会所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の17件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1233	教職員課	スクール・サポート・スタッフ配置費補助金	加賀市ほか18市町	51,005	16,998		34,007
1234	教職員課	スクール・サポート・スタッフ配置費補助金(補正)	小松市ほか13市町	68,121	22,703	45,418	
1266	生涯学習課	婦人団体活動費補助金	石川県婦人団体協議会	1,730			1,730
1267	生涯学習課	青年団活動費補助金	石川県青年団協議会	2,880			2,880

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1270	生涯学習課	石川県小中学校 P T A 連合会補助金	石川県 P T A 連合会	2,880			2,880
1271	生涯学習課	石川県高等学校 P T A 連合会補助金	石川県高等学 校 P T A 連合 会	1,490			1,490
1272	生涯学習課	石川県国公立幼稚園 P T A 連絡協議会補 助金	石川県国公立 幼稚園 P T A 連絡協議会	140			140
1302	文化財課	「石川県に世界遺産 を」キャンペーン事 業費補助金	石川県に世界 遺産を推進会 議	4,000			4,000
1317	文化財課	金沢市伝統的建造物 群保存地区保存事業 費補助金	金沢市	6,000			6,000
1318	文化財課	加賀市伝統的建造物 群保存地区保存事業 費補助金	加賀市	4,000			4,000
1319	文化財課	輪島市伝統的建造物 群保存地区保存事業 費補助金	輪島市	240			240
1320	文化財課	白山市伝統的建造物 群保存地区保存事業 費補助金	白山市	3,000			3,000
1345	文化財課	埋文緊急発掘調査費 補助金	金沢市ほか 5 市町	4,343			4,343
1353	保健体育課	中学校体育連盟運営 費補助金	石川県中学校 体育連盟	190			190
1354	保健体育課	各種スキー大会開催 費補助金	石川県中学校 体育連盟 石川県高等学 校体育連盟	6,000			6,000
1355	保健体育課	中学校体育大会補助 金	石川県中学校 体育連盟	60			60
1356	保健体育課	高等学校体育大会補 助金	石川県高等学 校体育連盟	1,686			1,686
合計			17件	157,765	39,701	45,418	72,646

公安委員会所管の補助金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1371	警察本部交通 部交通企画課	自動車安全運転 センター補助金	自動車安全運 転センター	979		979	

⑤ 負担金及び交付金の質問の実施対象

負担金及び交付金の質問について、部局別に回答を求めた件数、補正後予算現計並びに補正後予算現計の財源内訳の合計を示すと、以下のとおりである。

(金額単位：千円)

部局名	件数	補正後予算現計	財源内訳		
			国支出金	特定財源	一般財源
総務部	6	1,888,372			1,888,372
危機管理監室	1	63,912		63,912	
企画振興部	5	7,536	2,500		5,036
県民文化スポーツ部	3	845			845
健康福祉部	2	9,724,675		30,821	9,693,854
生活環境部	7	31,840			31,840
商工労働部	2	2,694		2,009	685
農林水産部	4	60,957	10,593	30,245	20,119
競馬事業局	1	136,205		136,205	
土木部	2	1,275			1,275
議会事務局	1	5			5
教育委員会	3	1,338			1,338
人事委員会	1	10			10
公安委員会	1	15,379		15,379	
合計	39	11,935,043	13,093	278,571	11,643,379

総務部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の6件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
8	総務課	石川県公立大学法人運営費交付金	石川県公立大学法人	1,793,765			1,793,765
41	人事課	各種負担金（自治研修センター施設維持管理負担金）	(公財) 石川県文教会館等	10,907			10,907
73	税務課	交通安全協会負担金	(一財) 石川県交通安全協会	10			10
88	市町支援課	事務移譲市町交付金	各市町	49,670			49,670
89	市町支援課	市町振興助成交付金	各市町	34,017			34,017

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
100	市町支援課 (中能登総合事務所)	石川県交通安全協会七尾鹿島支部会費	(一財)石川県交通安全協会七尾鹿島支部	3			3
合計			6件	1,888,372			1,888,372

危機管理監室所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
106	危機対策課	石油貯蔵施設立地対策等交付金	金沢市ほか5団体	63,912		63,912	

企画振興部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の5件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
132	企画課	各種負担金	海洋エネルギー開発促進日本海連合ほか3団体	164			164
136	企画課	各種負担金	原子力発電関係団体協議会ほか4団体	452			452
158	地域振興課	いしかわご当地グルメ魅力発信事業費負担金	いしかわ地域おこしご当地グルメ推進協議会	5,000	2,500		2,500
171	空港企画課	小松空港協議会負担金	小松空港協議会	960			960
173	空港企画課	のと里山空港利用促進協議会負担金	のと里山空港利用促進協議会	960			960
合計			5件	7,536	2,500		5,036

県民文化スポーツ部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の3件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
272	スポーツ振興課	北信越ブロック スポーツ少年大会負担金	(公財)石川県 体育協会	25			25
276	スポーツ振興課	各種負担金	津幡町ほか 1団体	770			770
312	男女共同参画課	各種負担金	全国婦人保護 施設等連絡協 議会ほか3団 体	50			50
合計			3件	845			845

健康福祉部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の2件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
477	地域医療推進室	患者受入医療 機関協力金	小松市民病院 ほか27病院	2,480,000			2,480,000
540	少子化対策監室	施設型給付費 負担金	金沢市ほか 18市町	7,244,675		30,821	7,213,854
合計			2件	9,724,675		30,821	9,693,854

生活環境部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の7件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
601	環境政策課	(公社)いしかわ 環境パートナー シップ県民会議 負担金	(公社)いしか わ環境パート ナーシップ県 民会議	20			20
604	環境政策課	手取川ダム共同 施設維持管理費 負担金	国土交通省	25,399			25,399
605	環境政策課	手取川ダム共同 施設維持管理費 負担金	電源開発(株)	2,849			2,849

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
606	環境政策課	八ヶ川ダム共同 施設維持管理費 負担金	河川管理者 石川県知事	1,508			1,508
607	環境政策課	八ヶ川ダム堰堤 改良事業負担金	河川管理者 石川県知事	984			984
640	自然環境課	白山登山普及啓 発事業負担金	(株)北國新聞 社	1,000			1,000
642	自然環境課 (白山自然保 護センター)	G I S研修受講 に係る負担金	(株)パスコ 石川支店	80			80
合計			7件	31,840			31,840

商工労働部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の2件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
758	経営支援課	金融円滑化推進 事業費負担金	(株)北國銀行	2,194		185	2,009
769	経営支援課	石川県産業功勞 者表彰負担金	石川県商工会 議所連合会	500			500
合計			2件	2,694		185	2,509

農林水産部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の4件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定 財源	一般財源
883	農業政策課	農業会議費負担 金	(一社)石川県 農業会議	27,579	10,507		17,072
900	農業政策課	ドローン・A I 活用低コスト水 稲生産モデル事 業費負担金	(公財)いしか わ農業総合 支援機構ほ か4団体	30,245		30,245	
961	農林総合研 究センター	各種負担金	才田土地改 良区ほか17 団体	3,002	86		2,916
1048	水産課	各種負担金	(株)K C S	131			131
合計			4件	60,957	10,593	30,245	20,119

競馬事業局所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1076	競馬総務課	各種負担金	全国公営競馬主催者協議会ほか 8団体	136,205		136,205	

土木部所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の2件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1108	道路整備課	自転車道3号 橋緊急工事立 会費	西日本旅客鉄道 (株)金沢支社 七尾鉄道部長	112			112
1133	港湾課	各種負担金	石川県港湾協会 ほか7団体	1,163			1,163
合計			2件	1,275			1,275

議会事務局所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1205	総務課	交通安全協会金沢 中支部負担金	(一財)石川県 交通安全協会 金沢中支部	5			5

教育委員会所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の3件である。

(金額単位：千円)

管理番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1224	庶務課	各種負担金 (事務局管理費)	(一財)石川県 交通安全協会 金沢中支部	58			58
1262	生涯学習課	青年団各種大会 負担金	石川県青年団 協議会	580			580

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1347	保健体育課	北信越中学校総合競技大会負担金	石川県中学校体育連盟	700			700
合計			3件	1,338			1,338

人事委員会所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1368	総務課	ほくりく大企業博出展負担金	(株)人材情報センター	10			10

公安委員会所管の負担金及び交付金について、質問の実施対象となったのは、以下の1件である。

(金額単位：千円)

管理 番号	所管課	事業名	交付先	補正後 予算現計	財源内訳		
					国支出金	特定財源	一般財源
1370	警察本部交通部交通規制課	ワンストップサービス推進警察協議会負担金	OSS推進警察協議会	15,379		15,379	

(2) 抽出した補助金等に関する監査手続

① 補助金等の公益性の検討

大分県の挾間町が自然活用施設の運営を委託している団体に対する補助金の交付が地自法第 232 条の 2 規定の「公益上必要がある場合」に当たらないとはいえないとされた最高裁平成 17 年 10 月 28 日第二小法廷判決（民集 59 卷 8 号 2296 頁）等を参考に、補助金等の公益性に関する監査要点を具体的に整理した。

具体的な監査要点は、特定の団体のみに対する利益供与になっていないかどうかと定め、同一の団体に複数の事業として補助金等を交付しているもの、同一の団体に複数の部局から補助金等を交付しているもの、単一の団体に補助金等を交付しているものを中心として、事業の目的及び内容を把握し、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

その結果、補助金等の公益性について、指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

② 補助金等の申請、決定、交付といった財務事務の検討

補助金等の申請、決定、交付に関連する資料を閲覧するとともに、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

③ 補助事業の実績把握の検討

補助金等の実績報告に関連する資料を閲覧するとともに、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

④ 補助事業の効果測定 of 検討

補助事業の効果測定 of 検討は、目標管理型行政経営システムを基礎として実施した。具体的には、抽出した補助金等のうち、目標管理型行政経営システムで評価対象となっているものは、評価シートを閲覧するとともに、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。目標管理型行政経営システムで評価対象となっていないものは、目標管理型行政経営システムで評価対象とする必要性の有無を検討した。

⑤ 補助事業の効果測定に基づいた見直しの検討

補助事業の効果測定に係る評価シートの閲覧や補助金等の質問に基づき、定額補助金の減額、補助率の減少、補助事業の廃止といった補助金等の見直しの有無を把握するとともに、事業の目的及び内容を把握し、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。

その結果、補助事業の効果測定に基づいた見直しについて、指摘又は意見として記載すべき事項は検出されなかった。

第5 監査の結果

1. 過年度包括外部監査の結果を受けた措置が講じられた補助金等

(1) 概要

異なる補助金等で共通した指摘・意見の検出がなかったことから、意見の検出があった補助金等を個別に列挙する形で記載することとする。

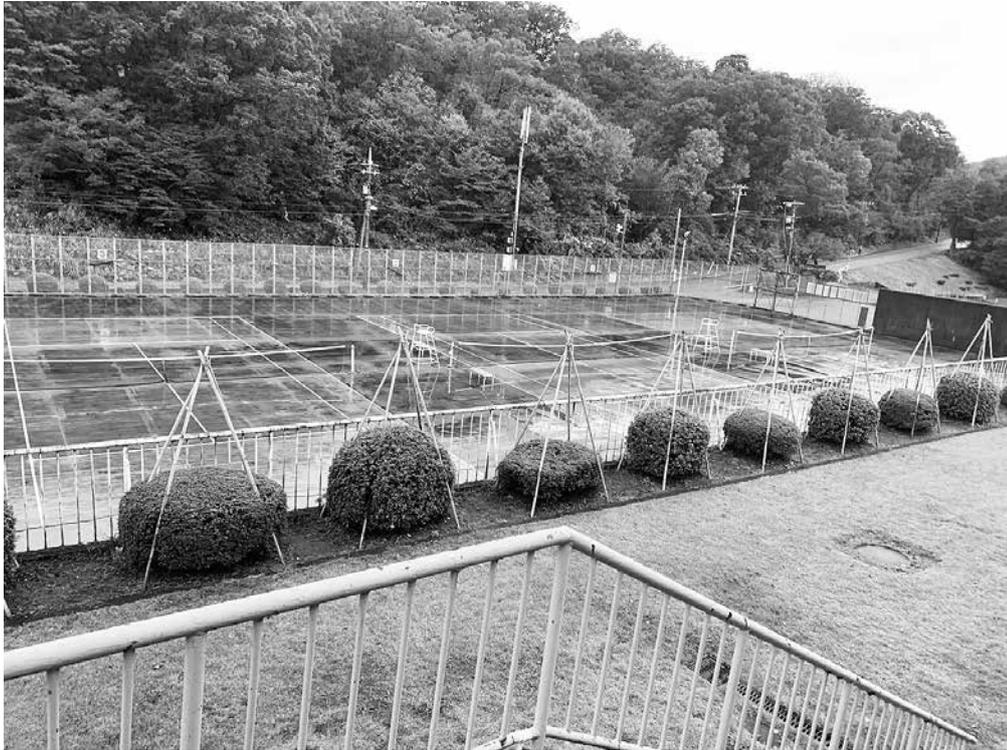
(2) 医王山スポーツセンター運営費補助金（その1）

① 概要・検出事項

管理番号	H15d-意見 23			
事業名	医王山スポーツセンター運営費補助金			
所管課	スポーツ振興課			
意見の内容	閑散期における施設の利用促進が課題であり、民間ノウハウの導入、民間への委託も選択肢の一つであるかもしれない。			
措置の内容	広く各方面からの知恵や意見を取り入れ、ソフト面、ハード面から方策を構築し、利用者のニーズに合った施設に改善し、利用の拡大を図るために、リニューアルプラン検討委員会を設置し、検討を重ねているところである。			
現在の状況	医王山スポーツセンターが、競技スポーツの合宿の場及び生涯スポーツの活動の場としてどのように提供していくのか、今後の基本構想とリニューアルプランをあわせて検討するため、平成 21 年度にリニューアルプラン検討委員会を活性化検討委員会に変更し、平成 21 年度中に計 4 回開催し、検討を重ねた。			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	31,651			31,651
決算額	31,651			31,651

公益財団法人石川県体育協会が所有する医王山スポーツセンターの維持管理費等に充当することを目的とした補助金である。活性化検討委員会における審議に基づき、医王山スポーツセンターの運営が行われていれば、医王山スポーツセンター運営費補助金の額が、地自法第 2 条第 14 項にいう最少の経費で最大の効果を挙げるような水準となる可能性があるかと判断し、活性化検討委員会における審議の状況を把握することとした。所管課に対するヒアリングの結果、平成 28 年度から令和 2 年度までにおける活性化検討委員会における検討状況の説明を求めたところ、当該事業年度において活性化検討委員会の開催実績はないとのことであった。そこで、現在の状況を確認するため、現地視察を実施した。

医王山スポーツセンターは昭和 50 年に竣工し、建築から 46 年経過している。建築後、大規模な修繕等が実施されていないことから、施設の老朽化が目立つ。



(令和 3 年 10 月 20 日包括外部監査人撮影)

これは、テニスコートであるが、塗装が一部剥離している箇所がある。なお、使用に支障はない状況とのことである。



(令和3年10月20日包括外部監査人撮影)

これは、体育館であるが、建築して以来、床を張り替えたことがなく、修繕が必要となった場合は、応急処置により対応しているとのことである。

公益財団法人石川県体育協会は、リニューアルに当たっては県と金沢市に協議する必要がある。

② 問題点

施設の老朽化が進んでいるようであるが、平成21年度に活性化検討委員会を開催したのを最後に、当該施設に関する今後のあり方の検討が進んでおらず、当該施設の維持管理費等に充当することを目的とした補助金の交付が継続して行われているのにすぎない状況であると考えられる。

③ 意見 01 《医王山スポーツセンターの今後のあり方に関する検討》

公益財団法人石川県体育協会が施設の老朽化に関する対処方針を含めた医王山スポーツセンターの今後のあり方について検討を進めるうえで、県は助言する必要がある。

(3) 医王山スポーツセンター運営費補助金（その2）

① 概要・検出事項

平成28年度から令和2年度までにおける医王山スポーツセンターの利用人数について、宿泊利用人数、日帰り予約団体人数、日帰り個人利用人数、テニスコート利用人数、キャンプ場利用人数及びライフル場利用人数の区分ごとに示すと、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	H28d	H29d	H30d	R1d	R2d
宿泊	22,134	20,546	20,189	14,219	2,122
日帰り団体	14,563	14,773	17,462	16,062	12,357
日帰り個人	1,719	1,758	1,089	897	1,781
テニスコート	1,564	1,255	1,101	763	569
本館利用計	39,980	38,332	39,841	31,941	16,829
キャンプ場	2,107	1,609	1,726	1,551	446
ライフル場	987	1,020	948	936	549
合計	43,074	40,961	42,515	34,428	17,824
開館日数	359日	359日	359日	360日	316日

(出所：医王山スポーツセンター提供資料)

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、開館日数が大幅に減少したこと等により、宿泊利用者が大幅に減少している。しかし、宿泊利用者からの予約が入っており、新型コロナウイルス感染症の流行が収束すれば、宿泊利用者が回復する可能性があるとのことである。なお、日帰り利用者は、宿泊利用からの代替となったこともあり、それほど落ち込んでいないように思われる。ただし、宿泊利用料金と日帰り利用料金には著しい差があり、当該施設の運営を継続していくためには宿泊利用者の回復が不可欠であると考えられる（例：高校生は1泊1,200円に対し日帰り個人利用1日200円）。

現地視察の結果、部屋の前等に最大利用人数を明記し、部屋ごとの利用者数を制限する等の感染防止対策を行っていることが確かめられた。

② 問題点

新型コロナウイルス等の感染症が拡大すると、宿泊利用者が減少し、公益財団法人石川県体育協会の収入が減少することが危惧される。

③ 意見 02 《医王山スポーツセンターにおける感染防止対策の周知徹底》

医王山スポーツセンターは、「いしかわ新型コロナ対策認証制度チェックシート（ホテル・宿泊業）」等を参考にし、感染防止対策の内容を取りまとめ、宿泊利用が見込まれる者等に周知する等の対策を検討し、県はそれに対して助言する必要がある。

(4) 石川県社会福祉協議会に対する補助金に係る人件費の積算

① 概要・検出事項

管理番号	H21d-意見 05			
事業名	石川県社会福祉協議会に対する補助金全般			
所管課	厚生政策課			
意見の内容	それぞれの補助事業及び委託事業ごとに人件費が積算されているが、補助金及び委託料の中の人件費については、事業の名目と実態に乖離が見られる。事業の実態に合わせて積算を行い、適切な財務事務の執行をするべきである。			
措置の内容	平成 23 年度当初予算より、業務分担に見合う人件費の積算を行った。			
現在の状況	変更なし			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円） （厚生政策課所管分のみを集計したもの）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	9,225,081	9,062,800	5,075	157,206
決算額	9,224,428	9,064,221	5,075	155,132

社会福祉協議会は、全国、都道府県及び市区町村と共通の名称であるが、その事業内容、役割は異なるとされる。県の名称を冠する社会福祉法人石川県社会福祉協議会に対しては、県から多数の補助金の交付及び事業の委託が行われている。石川県社会福祉協議会は、福祉関係の施設等の経営を行っていないため自主財源に乏しく、県からの補助金及び受託金が収入の相当部分を占めている。したがって、県は、石川県社会福祉協議会に対し、事業の実態に合わせた積算を求め、補助金の交付に係る適切な財務事務の執行をするべきであると考えられる。

平成 23 年度当初予算より、業務分担に見合う人件費の積算を行ったという措置について、現在の状況をヒアリングし、資料の提示を求めたところ、石川県社会福祉協議会からの聞き取りにより把握しているとのことであった。なお、石川県社会福祉協議会の職員がどの事業のどれほどの時間従事したかは記録されていないが、県提供資料によると、主務と兼務といった形で業務分担が明確になっていることが確かめられた。

② 問題点

聞き取りは積算の根拠としては不明確である。

③ 意見 03 《人件費の積算の精緻化》

石川県社会福祉協議会の職員の事業従事時間を厳格に管理してもらうよう依頼するか、主務及び兼務それぞれの「みなし従事時間割合」（例えば主務を 70%、兼務を 30%とする等）を定め、これを継続的に適用する等の対応をとることで、人件費の積算に関する明確な基準を設ける必要がある。

(5) 中小企業情報支援事業費補助金（その1）

① 概要・検出事項

管理番号	H22d-意見 07			
事業名	中小企業情報支援事業費補助金			
所管課	産業政策課			
意見の内容	ISICO（包括外部監査人注：（公財）石川県産業創出支援機構の略称）が行う情報提供活動は、できるだけホームページを利用したものに集約していくことが効率化につながると思われる。電子化情報誌へ中心をシフトし紙媒体情報誌を削減する、情報ライブラリーの蔵書は必要最小限に留め、他の関連書籍は保有図書館の情報を提供するなどにより、維持管理経費の削減を図るべきである。			
措置の内容	ホームページを活用し情報発信できるものについては、これまでもデジタルブック形式での発信を行っているところであるが、今後も、県内企業の IT 化の状況を見極めながら、電子媒体による情報発信に努め、維持管理経費の削減につなげていきたい。			
現在の状況	変更なし			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	20,045			20,045
決算額	20,045			20,045

中小企業情報支援事業とは、ISICO が実施するホームページ、デジタルブックの情報誌「ISICO」の発行、情報ライブラリー等による県内企業等への産業情報提供活動に対して補助するものである。

当該意見に対する措置の内容として、電子媒体による情報発信に努め、維持管理経費の削減につなげていきたいとあるが、ISICO のホームページのニュースリリース欄を閲覧したところ適宜更新されており、情報誌「ISICO」は平成 28 年度から令和 2 年度において 29 冊発行されていることから、電子媒体による情報発信に努めていることが確かめられた。

なお、当該意見に対する措置では言及されていないが、当該意見では、ISICO の維持管理経費の削減を図る手段として、情報ライブラリーの蔵書は必要最小限に留めることが例示されている。情報ライブラリーには、各種経済誌、専門誌、研修用の DVD、ビデオが置かれており、閲覧、貸出されている。したがって、情報ライブラリーの蔵書、DVD、ビデオを厳格に管理し、紛失が発生したこと等により発生する経費を抑えることで、中小企業情報支援事業費補助金の額が、地自法第 2 条第 14 項にいう最少の経費で最大の効果を上げるような水準となる可能性があるかと判断した。そこで、情報ライブラリーの蔵書、DVD、ビデオの管理状況を確認することとした。

情報ライブラリーの状況は、以下のとおりである。



(令和3年10月25日包括外部監査人撮影)

これは事務室内のDVDや経営ビデオの保管棚であり、希望者に貸出しを実施している。貸出しの管理は、「貸出管理簿」というシートに貸出日、返却予定日、利用者コード等を入力し印刷、返却時に印刷した「貸出管理簿」に返却日及び返却者を記入することで管理している。返却予定日を過ぎても返却しない者には適宜連絡を取っていることから、長期にわたって未返却となるケースはないとのことである。

直近のDVDのリストとISICOにあるDVDの現物を突合した結果、誤りは検出されなかった。なお、直近の棚卸は担当者3名により令和3年4月に実施したとのことであり、DVDの棚卸結果の提出を求めたところ、DVDの現物と突合したとするチェックマークが付された棚卸実施直前のリスト等の棚卸結果は残していないとのことであった。

② 問題点

直近に実施した棚卸結果が残っておらず、今後棚卸を実施しようとする際、直近の棚卸実施日から今後の棚卸実施日までの期間において、DVDの増減が生じたかどうか不明確になっている。したがって、仮に当該期間においてDVDの紛失が生じたとしても、その原因の究明が困難になる可能性がある。

③ 意見04《DVD棚卸結果の保管》

チェックマークが付された棚卸実施直前のリスト等を残す等により、棚卸結果を残しておくようISICOに指導する必要がある。

(6) 中小企業情報支援事業費補助金（その2）

① 概要・検出事項

各種経済誌、専門誌は事務室の外に保管棚があり、ISICO は直近6か月に発刊されたもののみを保管しており、入れ替えの都度、現物確認を実施している。貸出しの管理はDVDと同様であり、長期にわたって未返却となるケースはないとのことである。各種経済誌、専門誌に係る「貸出管理簿」を閲覧したところ、同一月に複数回発刊される雑誌であるにもかかわらず、雑誌名と発行月のみが記載されたものがあった。

② 問題点

貸し出した雑誌が特定できなくなり、雑誌の紛失が発生する可能性がある。

③ 意見 05《各種経済誌、専門誌に係る貸出管理簿の記載》

同一月に複数回発刊される各種経済誌、専門誌は、「貸出管理簿」に発行日又は発行号数を記載し、貸し出した雑誌の特定を容易にするよう、ISICO に指導する必要がある。

(7) 石川県食品協会運営費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H22d-意見 16			
事業名	石川県食品協会運営費補助金			
所管課	産業政策課			
意見の内容	石川県食品協会のような商工分野の業界団体では、その団体運営のための費用は、その団体自らが負担するよう補助金の交付等について検討すべきである。			
措置の内容	県としては、これまでも業界団体への補助については、その団体が実施する事業の公益性や県内企業等への波及効果などを踏まえ、活動費や運営費の一部に補助を行っているところであるが、意見を踏まえ、個々の団体の状況を精査し、その必要性を検討していきたい。			
現在の状況	協会の果たすべき役割は大きく、運営体制の維持・強化は必須である一方、企業等からの会費収入や事業収入では不十分であるため、県として必要に応じて、運営費等の一部助成を継続している。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	4,500			4,500
決算額	4,500			4,500

一般社団法人石川県食品協会は、食品製造業、食品流通業（スーパー、デパート、卸・小売業）、外食業（料亭、レストラン等）、これらの関連業種からなる団体であり、令和2年6月現在の会員数は269社とのことである。会員に対して行う事業は様々なものがあるが、その一つとして、小規模事業者が多い食品事業者に対して、食品の安全・安心などの普及啓発やセミナーなどを実施している。

石川県食品協会運営費補助金の効果測定について県所管課にヒアリングしたところ、食品事業者に対するセミナーの開催回数及び延べ参加者数に基づき効果測定を実施しているという回答を得た。

令和2年度における一般社団法人石川県食品協会から提出された補助金交付申請書を閲覧したところ、補助事業の内容について、具体的な記載がなかった。

② 問題点

補助事業の申請内容が不明確であることから、当該補助金交付の必要性が適切に検討できない可能性がある。

③ 意見 06 《補助事業の申請内容の明確化》

補助事業の申請を受け付ける際、事業の申請にあたり、事業の内容を具体的に記載したうえで申請するよう依頼する必要がある。

(8) 石川県発明協会補助金（その1）

① 概要・検出事項

管理番号	H22d-意見 17			
事業名	石川県発明協会補助金			
所管課	産業政策課			
意見の内容	補助金が何を対象に支給されているのか明確ではない。補助対象及び補助金の積算根拠を明確にする必要がある。石川県発明協会のような商工分野の業界団体では、その団体運営のための費用は、その団体自らが負担するよう補助金の交付等について検討すべきである。			
措置の内容	石川県発明協会は、各種事業を通じて、県内企業による発明考案を奨励し、優れた人材の育成と技術の高度化を推進することにより、本県経済の発展に大きく寄与しており、県としては、発明くふう展や発明クラブ育成事業、発明相談・講習会などの「発明奨励事業」について必要な補助を行っていきたい。			
現在の状況	変更なし			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	6,600			6,600
決算額	6,600			6,600

一般社団法人石川県発明協会は、発明の奨励、発明くふう展の開催による青少年の創造性の育成、優れた創意工夫により生産現場の自動化など多大な成果を収めた方に対する表彰（職域創意工夫功労者表彰）、知的財産権制度の普及啓発などの様々な事業に取り組んでいる団体であり、法人や個人が会員となっている。

石川県発明協会補助金の効果測定について県所管課にヒアリングしたところ、発明くふう展の出展数、職域創意工夫功労者の表彰数に基づき効果測定を実施しているという回答を得た。

令和2年度における一般社団法人石川県発明協会から提出された補助金交付申請書を閲覧したところ、補助事業が「石川県発明協会事業」とされていた。

② 問題点

補助事業の申請内容が不明確であることから、当該補助金交付の必要性が適切に検討できない可能性がある。

③ 意見 07 《補助事業の申請内容の明確化》

補助事業の申請を受け付ける際、事業の申請にあたり、事業の内容を具体的に記載したうえで申請するよう依頼する必要がある。

(9) 石川県発明協会補助金（その2）

① 概要・検出事項

一般社団法人石川県発明協会のホームページを閲覧したところ、石川県発明協会は会員から会費を得ているようである。しかし、令和2年度における一般社団法人石川県発明協会から提出された補助金交付申請書に添付される収支予算書を閲覧したところ、収入に会費収入が加味されていなかった。

② 問題点

収支予算書に交付先の収入の一部が加味されていない。

③ 意見 08《収支予算書における会費収入の加味》

収支予算書は会費収入を加味した形での提出を依頼する必要がある。

(10) 国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H23d-意見 07			
事業名	国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金			
所管課	農業基盤課			
意見の内容	申請書の金額と実績報告書の内容は費目毎に異なり、合計額では一致することから、現実にはあり得ないと思われるが、調査復命書では「合格」と評価している。補助額に影響がない場合でも、実績額を記載すべきであり、内容を確認する必要がある。また、調査報告について、「合格」は県側の裁量の表現であり、「適当と認められる」等に文言を代えるべきと考える。			
措置の内容	平成 23 年度実績報告において実績額の記載を確認した。また、調査報告についても、その結果が適当と認められた場合にその旨表記するように改めた。			
現在の状況	変更なし			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	72,758	36,379	18,190	18,189
決算額	72,758	36,379	18,190	18,189

農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等についての地域の適切な取り組みを促進する観点から、県が市町と連携し土地改良区の管理体制の整備を図ることを目的とする事業に対し、土地改良区の施設管理の体制整備の構築を図るとともに、一部管理費の助成や高度化管理のための支援を行うものである。

国営造成施設管理体制整備促進事業費補助金の実績報告書の添付資料の 1 つに管理体制整備強化支援費事業費内訳表がある。管理体制整備強化支援費事業費内訳表には経費総額、事業費、備考欄があり、経費総額の記載方法に関する注として、以下の 2 つがある。

- | |
|--|
| <p>(注 1) 変更があったときは、変更前の金額等を () で表し上段に記載すること</p> <p>(注 2) 実績報告で申請書と異なる場合は、申請書の内容を () で表し上段に記載すること</p> |
|--|

令和 2 年度において補助金交付先の 1 つである加賀三湖土地改良区から提出された管理体制整備強化支援費事業費内訳表のうち、経費総額の内訳をみると、施設管理費が補助金申請時 11,300 千円の予定であったが実績報告時は該当なし、電力料が補助金申請時 18,702 千円の予定であったが、実績報告時は 32,686 千円と、多額の差異がある経費があった。しかし、備考欄に差異原因が書かれていなかった。なお、経費総額は補助金申請時が 45,398 千円であったのに対し、実績報告時は 46,656 千円であった。

② 問題点

補助金の実績報告書に添付される管理体制整備強化支援費事業費内訳表の記載経費に多額の差異があるものがあったが、備考欄に差異原因が書かれていなかったことから、補助金の精算に有用な情報が得られない可能性がある。

③ 意見 09 《経費総額の内訳に関する差異原因の把握》

管理体制整備強化支援費事業費内訳表に記載する（注）を増やし、経費総額の内訳について、申請時と実績報告時に 20%以上の差異があった場合等、一定の場合について備考欄に差異原因を具体的に記載するよう求める必要がある。

(11) なぎさ保全対策事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H25d-意見 03			
事業名	なぎさ保全対策事業費補助金			
所管課	河川課			
意見の内容	県が組合に無償で貸し付けている海岸清掃用機械等について、組合からその使用状況が報告されていない。県は、組合に対して使用日数や使用箇所等、使用状況についての報告を求め、財産管理を徹底すべきである。			
措置の内容	平成 25 年 10 月分から毎月、貸与物品（ビーチクリーナー、レーキドーザー等）について、その使用状況（使用日時、使用者、整備状況）を記載した報告書を提出させ、財産管理を徹底することとした。			
現在の状況	変更なし			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	8,100			8,100
決算額	8,100			8,100

本事業は、千里浜海岸の維持・保全のため、羽咋郡市広域圏事務組合が行う清掃業務等に対し、補助金の交付に加えて、海岸整備に要する機械装置を無償貸付することで補助するものである。機械装置の無償貸付は、金銭を交付する補助金とは異なるが、本事業は補助の交付と機械装置の無償貸付を一体として執行する補助事業であると判断して、監査対象としたものである。

当該貸与物品に係る令和 2 年度における 12 か月分の使用状況報告書を閲覧したところ、レーキドーザーは使用実績がない月も報告書に記載があった一方、ビーチクリーナー 5303 号は、耐用年数経過していることもあり、予備機との位置づけで、使用した月しか報告書に記載していなかった。

② 問題点

使用状況報告書の記載方法が統一されていない。

③ 意見 10 《使用状況報告書の記載方法の統一》

使用実績がない月においても使用状況報告書の記載が必要かどうかを明確にすることで、貸与物品に係る使用状況報告書の記載方法を統一する必要がある。

(12) 土地区画整理事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H25d-意見 05			
事業名	H23 土地区画整理事業費補助金（金沢市副都心北部直江土地 区画整理組合）			
所管課	都市計画課			
意見の内容	予算の繰越しについて、組合から金沢市経由で提出される補助金繰越承認申請書にその事由が記載されておらず、承認した経緯が明らかでない。県は市町担当者との打ち合わせにより確認しているとのことだが、組合から提出される申請書の備考欄に記載を求め、県が承認した経緯を明確にすべきである。			
措置の内容	平成 25 年度事業から補助事業者に対し、補助金繰越承認申請書に繰越理由を記載するよう指示した。			
現在の状況	繰越承認申請書の備考欄に繰越理由が記載されていることを確認している。			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	1,436,600	742,300	454,150	240,150
決算額	1,436,600	742,300	347,150	347,150

本事業は、都市計画道路等の公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため、土地区画整理組合が実施する事業に対し助成するものである。

平成 25 年度包括外部監査の対象となった事業はすでに終了していることから、令和 2 年度に執行された土地区画整理事業の一部の関連資料を閲覧することとした。金沢市南新保地区の土地区画整理事業に係る補助金繰越承認申請書を閲覧し、繰越理由の記載内容を確認したところ、繰越理由として「事業計画を再検討したため。」との記載があった。

② 問題点

補助金繰越承認申請書における繰越理由の記載が抽象的であるため、県が承認した経緯が不明確になる可能性がある。

③ 意見 11 《繰越理由の具体的な記載》

補助金繰越承認申請書に、作業進捗等を具体的に記載したうえで繰越理由を記載する旨の注意書きを設けることで、補助事業者に繰越理由を具体的に記載するよう求める必要がある。

(13) ゆーりんピック開催事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H26d-意見 01			
事業名	ゆーりんピック 2013 開催事業費補助金			
所管課	長寿社会課			
意見の内容	実行委員会への補助という形を取っており、実行委員会から各競技団体へ助成金が支出されている。競技団体の中には、競技者から参加費を徴収している団体も存在したが、実行委員会からの実績報告書には、各競技団体の収支表等の原始証憑の添付がなかった。ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないといけないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。			
措置の内容	平成 26 年度からは、補助金に係る実績報告書の提出に際し、必要に応じて各競技団体の収支表等を添付させることとした。			
現在の状況	変更なし			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円） （ゆーりんピック 2020 開催事業費補助金に係るもの）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	3,939			3,939
決算額	3,939			3,939

本事業は、ゆーりんピック実行委員会に対し、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とするスポーツ・文化交流大会「ゆーりんピック 2013」の開催に係る事業を助成するものである。なお、「ゆーりんピック」は 2014 年度以降も開催されており、「ゆーりんピック開催事業費補助金」が継続して交付されている。

措置の内容として、補助金に係る実績報告書の提出に際し、「必要に応じて」各競技団体の収支表等を添付させることとしたとあった。

これについて「必要に応じて」という点を判断するためのマニュアル等を作成しているかどうかをヒアリングしたところ、ないという回答であった。

② 問題点

どのような原始証憑を入手すべきか判断基準が不明確である。

③ 意見 12 《原始証憑の入手に関する考え方の整理》

各競技団体の収支表等、事業の全体像が分かる原始証憑については毎年度必ず入手するというように、原始証憑の入手に関する考え方を整理する必要がある。

(14) 生きがいと健康づくり推進事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H26d-意見 02			
事業名	生きがいと健康づくり推進事業費補助金			
所管課	長寿社会課			
意見の内容	いしかわ長寿大学の運営費に関しては、講師等への謝金支払い報告及びその証憑類が、ねんりんピックへの選手団派遣費用については、費用の内訳明細や旅費交通費等の支払を示す証憑類の添付がなかった。ヒアリングしたところ、実績報告書の確認に際し、追加で証拠書類の閲覧や提出を求めている場合もあるとのことであった。すべて一律機械的に原始証憑を添付しないとイケないわけではないが、必要に応じて、実績報告書にそれらの写しを添付し、保管しておくことが望ましい。			
措置の内容	平成 26 年度からは、補助金に係る実績報告書の提出に際し、必要に応じて講師等への謝金支払いやねんりんピックへの選手団派遣費用の証拠書類を添付させることとした。			
現在の状況	変更なし			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	43,267			43,267
決算額	43,116			43,116

本事業は、石川県社会福祉協議会に対し、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とする「いしかわ長寿大学」の開催及びねんりんピックへの県選手団派遣に係る事業を助成するものである。

措置の内容として、補助金に係る実績報告書の提出に際し、「必要に応じて」各競技団体の収支表等を添付させることとしたとあった。

これについて「必要に応じて」という点を判断するためのマニュアル等を作成しているかどうかをヒアリングしたところ、ないという回答であった。

② 問題点

どのような原始証憑を入手すべきか判断基準が不明確である。

③ 意見 13 《原始証憑の入手に関する考え方の整理》

講師等への謝金支払い報告やねんりんピックへの選手団派遣費用の内訳明細等、事業の全体像が分かる原始証憑については毎年度必ず入手するというように、原始証憑の入手に関する考え方を整理する必要がある。

(15) 高度専門医療人材養成支援事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	H26d-意見 09			
事業名	高度専門医療人材養成支援事業費補助金			
所管課	地域医療推進室			
意見の内容	セミナーの開催等にかかる実績報告書に、参加者数が記載されていないものが散見された。補助金支出の効果を図る重要な情報であるため、記載するよう指導すべきである。できれば医療関係者と一般参加者の人数の別が判明する記載が望ましい。また、当該事業については、単年度のみで効果を図ることが難しく、派遣研修に関しては、終了後、学んできた知識・技術等を県内で活かせる仕事に1年以上従事すること等が求められているので、実際にそのような活動がなされたかどうか、追跡して確認したうえで検証する必要がある。			
措置の内容	平成26年度からは、実績報告書にセミナー等の参加人数を載せるよう指示し、うち医療関係者数がわかる場合は併せて記載させることとした。また、派遣研修に参加した者について、県内で1年以上従事していることを確認することとした。			
現在の状況	実績報告書にセミナー等の参加人数を載せるよう指示し、うち医療関係者と一般参加者の人数の別がわかる場合は併せて報告させている。また、派遣研修については平成27年度で終了している。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	14,700		14,700	
決算額	13,406		13,406	

本事業は、研究会グループが行う人材の養成を目的としたセミナーや研修の参加費等を補助しているものである。

令和2年度における当該事業に係る補助金のうち、「31 在宅療養を支えるケア研究会の実績報告書」を閲覧したところ、セミナー等の参加人数が記載されていることが確認でき、補助対象経費はオンデマンド方式の通信研修参加費とのことであった。しかし、当該研修の開催日が令和2年1月となっており、事業実施期間と異なっていた。県所管課に経緯を確認したところ、当該研修の開催要項を閲覧し、開催日が令和3年1月の誤りと把握したが、補助金の決定に影響する事項ではないため誤りの訂正を求めているという回答であった。

② 問題点

補助金交付先が作成した実績報告書の記載誤りが訂正されていない。

③ 意見 14 《実績報告書の記載誤りの訂正依頼》

今後、補助金の決定に影響を及ぼす可能性がない記載誤りであったとしても、補助金交付先に実績報告書の訂正を依頼する必要がある。

2. 令和2年度における補助金等（総括事項）

（1）概要

本項では、以下のいずれかに該当する事項に関する指摘・意見を記載している。

- ・全庁的な対応が必要であると考えられる事項
- ・県の条例・規則・要綱等について、内容の追加等が必要であると考えられる事項

（2）補助金交付要綱の作成に関するルールの整備

① 検出事項

県補規において、補助金の交付等に関する一般的なルールが定められているとはいえ、各補助金について個別に交付要綱を定めることは、補助事業や補助対象経費等の内容を具体的かつ詳細に示し補助金の趣旨目的を明らかにできるとともに、補助金受給の要件や条件違反等があった場合のルールが明確化される等のメリットがあることから、補助金に係る財務事務の適切な執行に寄与するものであると考えられる。

法令に基づき交付する補助金や、国の補助金交付要綱がある補助金の場合のほか、根拠となる法令や国の補助金交付要綱が存在せず、県の判断により交付する補助金であっても補助金交付要綱が整備されていない事例が散見された。

また、補助金交付要綱を作成する必要がある補助金とそうでない補助金を区分する明確なルールがないとのことである。

② 問題点

補助対象事業、補助対象経費等が不明確になる可能性がある。

③ 意見 15《補助金交付要綱の作成に関するルールの整備》

補助金交付要綱を作成する必要がある補助金とそうでない補助金を区分する明確なルールを整備するとともに、当該ルールに基づき、各部局が補助金交付要綱を整備していくよう周知を図ることを検討する必要がある。

(3) 補助金に係る事務事業における石川県暴力団排除条例第6条の措置

① 検出事項

石川県暴力団排除条例第6条(以下「県暴力団排除条項」という。)は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下、まとめて「暴力団等」という。)を公共工事等の県が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定する。県暴力団排除条項の「その他の県の事務又は事業」には、補助金に係る事務事業も含まれるものと考えられる。しかし、補助金に係る事務事業について、どのような事務事業に関し県暴力団排除条項にいう措置を講ずるか(措置対象の選択)、当該措置を講ずるとした場合、どのような方法により実施するか(措置方法の選択)といった点が整理されていないように見受けられた。

県暴力団排除条項は、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるように、努力義務の規定であり、どのような事務事業においても一律に措置が必要とされるわけではないと考えられる。当年度の包括外部監査において、暴力団等に対し県が補助金を交付した事例は検出されなかったが、今後、交付してしまう事例が発生した場合、補助金の返還を命じる財務事務を追加的に執行することになる。そうであれば、事前に措置対象及び措置方法を整理しておく方が、補助金に係る財務事務の効率性に寄与するものと判断する。

措置対象の選択の一案として、交付先を基準とすることが考えられる。例えば、市町、県の財政的援助団体等、明らかに暴力団等に該当しない交付先の場合は、当該措置を講じないとする一方、民間企業等、暴力団等に該当する交付先が存在する可能性がある場合は、当該措置を講ずるといったものが考えられる。

措置方法の選択の一案として、例えば、補助金交付要綱に暴力団等に該当する者には補助金を交付しない旨を規定し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を交付先から入手する措置や、外部の有識者等からなる委員会を通じて、十分に議論したうえで交付を決定する措置が考えられる。

② 問題点

補助金に係る事務事業について、県暴力団排除条項に規定する措置が十分に講じられていない可能性がある。

③ 意見 16 《県暴力団排除条項に規定する措置に係る取扱いの整備》

県暴力団排除条項に規定する措置に係る取扱いを整備し、県暴力団排除条項に規定する措置が十分に講じられるよう周知を図ることを検討する必要がある。

(4) 実績報告の期限

① 検出事項

県補規第 13 条《実績報告》では、実施報告期限が定められていないが、補助金交付要綱において実施報告期限を定めているものも散見されており、大半は「3月31日又は事業完了後1か月以内のいずれか早い日」とされていた。その結果、補助事業者からの実績報告が3月31日に集中し、3月31日に審査を集中的に実施している所管課があった。

県から補助事業者である市に対し補助金を交付し、市から事業主体に対し補助金を交付するという事業で、事業主体から市に対する実績報告から2か月ほど経過した後、市から県に補助事業実績報告書が提出された事例があった。事業主体による事業の完了から2か月ほど経過してから補助事業実績報告書が提出されている状況である。

② 問題点

補助事業実績報告の時期をできるだけ早めるようにすれば、県の審査が3月末に集中することを回避できる可能性がある。

③ 意見 17《実績報告の期限を設ける旨の周知》

各補助金の実績確認作業を勘案し、実績報告の期限を定めていない補助金交付要綱に、適切な実績報告期限を設けるよう周知を図ることを検討する必要がある。

(5) 現地調査の実施方法

① 検出事項

県補規第 14 条《補助金の額の確定》第 1 項は、「知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、…必要に応じて行う現地調査等により、…交付すべき補助金の額を確定する。」とされている。

県補規第 11 条《状況報告》は、「知事は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、別記様式第三号による遂行状況報告書を提出させることができる。」とされている。過年度において、県補規第 11 条に基づく遂行状況報告書の提出を求めた事業はほとんどないが、補助事業の遂行中に、所管課自ら調査を行う事業が散見された。

補助事業遂行中に所管課自ら調査を実施する根拠規定は、県補規第 12 条《補助事業の遂行に関する指示》の、「知事は、地方自治法…第二百二十一条第二項の規定…の調査…により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。」という点にあるものと考えられる。地自法第 221 条第 2 項は、「普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、…補助金…の交付…を受けた者（補助金…の終局の受領者を含む。）…に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。」と規定している。

また、県所管課の調査の実施方法を大別すると、以下のとおりである。

- | |
|--|
| <p>ア 実績報告後に現地調査を実施している。</p> <p>イ 補助事業遂行中に現地調査を実施している。</p> <p>ウ 県補規における現地調査とは異なるが、「新公益法人等立入検査実施要領」に基づき、3年に1度、公益目的事業等の検査を実施している。</p> <p>エ 県補規における現地調査は行わないが、補助事業の対象となった施設等の写真を送付させている。</p> <p>オ 県補規における現地調査は行わないが、補助事業者から提出された実績報告等の資料に基づきヒアリングを行っている。</p> |
|--|

これらの調査の実施方法のうち、補助事業の現状を最も詳細に把握できる可能性が高いのは現地調査であると考えられることから、現地調査を実施するという選択をしている以上は、実効性のある調査を実施する必要がある。

そこで、現地調査を実施しているという回答があった事業について、状況を確認したところ、何らかの調査を実施しているものの、現地調査に関する考え方が十分に整理されていないように見受けられた。

② 問題点

実効性のある現地調査が実施されていない可能性がある。

③ 意見 18 《現地調査の実施方法》

現地調査を実施している事業については、現地調査の頻度、調査手続、調査項目等が明確であるかどうか、調査結果が具体的に記録された現地調査報告書を作成しているかどうかを改めて確認することで、現地調査の実効性を担保する必要がある。また、現地調査を実施していない事業については、現地調査の必要性を検討し、現地調査を不要とした場合でも、現地調査に代替する方法の内容、頻度、調査手続、調査項目等を整理するよう周知を図ることを検討する必要がある。

(6) 補助金の概算払

① 検出事項

県の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないとされていることから（地自法第 232 条の 5 第 1 項）、補助事業が完了し補助金の額が確定した後でないと、補助金の額が交付できないのが原則である。しかし、地自法は、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法といった特例的な支出方法も許容している（地自法第 232 条の 5 第 2 項）。この点につき、県補規第 16 条《補助金の交付》第 1 項は、「補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払…をすることができる。」とされている。

県補規第 16 条第 1 項の文言からすると、県は補助事業の遂行中に、補助事業者からの請求により概算払を認めるかどうかを決定しているものと解釈した。しかし、補助事業者から補助金の交付申請があった時点で、概算払を認める事例も散見された。この場合、県が補助金の交付の目的を達成するため必要があると判断するためには、補助事業者が補助金の交付を申請する時点で、県に対し、概算払を求める具体的な理由を示すのが適切であると考えられる。

そこで、概算払を実施しているという回答があった事業について、状況を確認したところ、一部の補助金では、概算払により充当する予定の支出について、内容、時期、金額が具体的に記載されているものがあったが（No.1353 中学校体育連盟運営費補助金の概算払い要望書等）、補助事業者が、県に対し、概算払を求める具体的な理由を示していないと考えられる事例が散見された。

② 問題点

県及び事業者の双方が、補助金の概算払を特例的な支出方法として認識せず、概算払を実施している状況である。

③ 意見 19 《補助金の概算払を実施する理由の具体的記載》

補助事業者が補助金の交付を申請する時点等、県が概算払を認める時点で、補助事業者に対し、概算払を求める理由として、内容、時期、金額を具体的に記載した書類を提出するよう周知を図る必要がある。

(7) 県補規第 20 条《財産の処分の制限》の対象となる財産の有無確認

① 検出事項

県補規第 20 条本文は、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産…を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」とされている。当該規定で対象となる財産は、以下のとおりである。

- | |
|--|
| 一 不動産 |
| 二 船舶 |
| 三 前二号に掲げるものの従物 |
| 四 機械及び重要な器具 |
| 五 その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認め
て定めるもの |

県補規第 20 条に関する補助事業者に対する周知方法を質問したところ、補助金交付決定通知において、「その他事業の遂行にあたっては、石川県補助金交付規則の定めるところによる」という記載をしているのみという回答が大半であった。

また、県所管課における県補規第 20 条に該当する財産の把握方法を大別すると、以下のとおりである。

- | |
|---|
| ア 補助事業の性質から当該規定に該当する財産を所有することはない。 |
| イ 実績報告後の現地調査の際に必ず確認している。 |
| ウ 補助金の交付先に質問し必ず確認している。 |
| エ 補助金実績報告等の添付書類を閲覧し該当可能性があれば交付先に確認している。 |

これらのうち、エの「該当可能性があれば」という点について、具体的な判断基準はない。なお、県補規第 20 条に違反し、補助事業者が財産処分を行った事例は検出されなかった。

② 問題点

該当可能性の判断について判断基準が設けられていないことから、県補規第 20 条の対象となる財産の有無を把握できず、その結果財産処分の事実を見落とす可能性がある。

③ 意見 20 《県補規第 20 条の対象となる財産の有無の確認》

補助金実績報告等の添付書類を閲覧し該当可能性があれば交付先に確認するという方法ではなく、現地調査又は質問のいずれかの方法により、必ず確認するよう周知を図ることを検討する必要がある。

(8) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の返還

① 概要

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く課税される税で、消費者が負担し、事業者が納付する間接税である。

消費税等は、生産、流通などの各取引段階で課税されるが、納付すべき税が累積しない仕組みが採られている。消費税等の計算を単純化して説明すると、消費税の課税対象となる資産の譲渡等（いわゆる課税売上）に係る消費税額から、消費税の課税対象となる資産の譲受け等（消費税法第2条第1項第12号に規定される課税仕入れ）に係る消費税額を控除する仕組みとなっている。この課税仕入れに係る消費税額を控除することを仕入税額控除といい、課税仕入れに係る消費税額自体のことを仕入控除税額という。

補助金を受け取った補助事業者にとって、補助金収入が消費税法上は課税の対象とならない取引であるため、消費税等を含む補助金の交付を補助事業者が受けた場合、当該補助金部分は消費税等を受け取ったものとみなされないことから、補助事業における経費として支出した消費税等を含めて仕入税額控除を受けた場合、その補助金に含まれる消費税分は二重に受け取ったことと同じになる。その重複した部分の金額について県に報告をし、補助金を交付した県へ返還する必要が生じることとなる。

② 検出事項

一部の補助金交付要綱に、消費税等を含めて補助金を交付し、当該補助金の交付先の補助対象経費について仕入税額控除を行っている場合、仕入控除税額相当額の返還を求める旨が規定されている。ただし、すべての補助事業者に対し、返還を求める必要はなく、例えば、補助事業者の特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する場合、補助事業者がいわゆる免税事業者（消費税法第9条）に該当する場合が挙げられる。

県が補助事業者に直接補助する場合（以下「直接補助」という。）は、仕入控除税額相当額の返還の必要性について、補助事業者の決算書の閲覧等により確認しているとのことである。一方で、補助事業者が市町や業界団体等であって、事業主体が別に存在する場合（以下「間接補助」という。）は、市町や業界団体等が組織の性質上、特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する場合または免税事業者に該当する場合であるとして仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない事業が散見された。

なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行われていない事例は検出されなかった。

③ 問題点

決算書の閲覧等により確認するのは担当者の知見に左右されることから、仕入控除税額相当額の返還の必要性が適切に検討できない可能性がある。

直接補助の場合はもちろんのこと、間接補助の場合も仕入控除税額相当額の返還を求める必要があることから、仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。

④ 意見 21 《直接補助における仕入税額控除に関する一律の確認》

税込み金額で補助した場合には、仕入税額控除の申告を行った団体が県に報告するのではなく、その申告の有無にかかわらず、事後に必ず県に仕入税額控除の報告をする仕組みとするよう周知を図ることを検討する必要がある。

⑤ 意見 22 《間接補助における仕入税額控除に関する一律の確認》

間接補助の場合も直接補助の場合と同様で、税込み金額で補助した場合には、事業主体が仕入税額控除の申告を行ったかどうかについて市町等から県に報告する仕組みとする必要がある。また、その前提として、事業主体から市町や業界団体等に対して、その事実を報告する体制とするために県は市町や業界団体等に要請するよう周知を図ることを検討する必要がある。

(9) ウェブサイトで公開している事務事業評価結果のアクセス状況

① 検出事項

県は目標管理型行政経営システムによる事務事業評価結果をウェブサイトに掲載している。目標管理型行政経営システムで評価対象となる事務事業は、県が施策目的を達成するために主体的に実施している事業が中心であるが、当年度の包括外部監査で特定の事件となっている補助金等に係る事業も含まれ、評価結果を今後の事務事業の見直し的手段として活用している。目標管理型行政経営システムの評価結果は、例年 11 月から 12 月ごろに前年度分が公開され、県民から意見を募集しているとのことである。県民からの意見が活発に寄せられているような状況であれば、目標管理型行政経営システムによる事務事業評価の有効性がより高まるのではないかと考えた。そこで、補助事業の効果測定が適切に実施されているかどうかを検証するに当たり、目標管理型行政経営システムの内容だけでなく、アクセス状況を調査することで県民に対する周知の状況も把握することとした。当該ウェブサイトへのアクセス状況を直近 5 年の年度単位でみると、平成 29 年度は 3,767 件であり、令和 2 年度に至っても 5,382 件と直近 5 年で最高の件数となっているが、ウェブサイトについて、より県民に知ってもらう余地があるものと判断する。

県の人口は 1,130,801 人（令和 2 年 9 月 1 日現在）であり、県は、モニターアンケート調査により各所管課の依頼に基づき各施策分野に関する意識調査等を実施している。なお、目標管理型行政経営システムの所管は総務部行政経営課であるが、モニターアンケート調査は県民文化スポーツ部県民交流課である。

令和 2 年度におけるモニターアンケート調査の回答率を見たところ、どの項目についても 85%程度と良好であったことから、モニターアンケート調査の回答者は、県の施策に関心がある者が多いと考えられる。

② 問題点

事務事業評価結果を掲載しているウェブサイトでは「県民の皆様には評価結果をご覧いただき、忌憚のないご意見をいただきますようお願い致します。」とあるが、当該サイトへのアクセス状況と県の人口を比較衡量すると、そもそも多くの県民に存在が知られていない可能性がある。

③ 意見 23 《事務事業評価に関するウェブサイトの周知》

モニターアンケート調査の用紙に、目標管理型行政経営システムの URL や検索方法を掲載する等の方法により、アクセス件数をさらに増やす必要がある。

(10) 書面で公開している事務事業評価結果の閲覧

① 検出事項

県は目標管理型行政経営システムによる事務事業評価結果を、ウェブサイトの閲覧が困難な県民に対する補完手段として、県庁舎1階の行政情報サービスセンター、小松合同庁舎内の行政相談窓口、中能登総合事務所内の行政相談窓口、奥能登総合事務所内の行政相談窓口において書面で公開している。これらのうち、行政情報サービスセンターを現地視察し、事務事業評価結果が綴られているファイルの配架状況を確認したところ、分かりやすい場所にあり、閲覧希望者がすぐに関覧できる状況にあることが確かめられた。事務事業評価結果が綴られているファイルの配架状況は、以下のとおりである。



(令和3年10月20日包括外部監査人撮影)

写真の下部にある「行政経営シート」というファイルが、事務事業評価結果を綴ったファイルであり、県民が閲覧するのは容易な状況であると考えられるが、令和元年度事務事業の評価結果に関する県民からの意見・要望がなかったとのことである。

② 問題点

事務事業評価結果を掲載しているウェブサイトと同様に、そもそも多くの県民に存在が知られていない可能性がある。

③ 意見 24 《事務事業評価に関するファイル配架場所の周知》

モニターアンケート調査において、現在の公開場所の他に、公開したほうがいいと思われる場所を調査し、事務事業評価結果を綴ったファイルの閲覧件数を増やす必要がある。

(11) 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表

① 検出事項

補助金等の交付に関する合規性の観点から、県の財政的援助団体の運営費を対象とした補助金等に、当該財政的援助団体の職務に従事している職員の人件費が含まれていないかどうか検討するため、公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱いを整理することを目的として、県提供資料を入手した。公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表と県提供資料を突合したところ、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構は、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表において、職員派遣を受けることができる団体又は株式会社として定められている一方で、県提供資料において、公益的法人等の職務に従事する職員の人件費に関する取扱いに関し言及がなかった。

この理由を確かめたところ、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構は、平成 22 年度を最後に職員派遣が実施されておらず、職務専念義務の免除による公益的法人等における職務への従事のみ行われているため、県提供資料において言及しなかったとのことである。また、平成 22 年度を最後に職員派遣が実施されなくなった経緯は不明であるとのことである。

なお、県の財政的援助団体の運営費を対象とした補助金等に、当該財政的援助団体の職務に従事している職員の人件費が含まれている事例は検出されなかった。

② 問題点

長期にわたって職員派遣が実施されていない経緯が不明である団体が、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表に残存している。

③ 意見 25 《公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表の見直し》

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団及び公益財団法人いしかわ農業総合支援機構に対する職員派遣の実施方針を整理し、公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する規則の別表における取扱いを検討する必要がある。

3. 令和2年度における補助金等（個別事項）

（1）概要

本項では、以下のいずれかに該当する事項を記載している。

<ul style="list-style-type: none"> ・総括事項に記載した事項のうち、個別事業において指摘・意見として該当がある事項 ・個別事業に特有の事項のうち、意見として該当がある事項
--

（2）石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	322			
事業名	石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金			
所管課	厚生政策課			
事業の目的及び内容	技能実習生及び特定技能外国人を受け入れる事業者が負担する日本語学習に係る経費の一部を補助することで、介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人が円滑に就労できるように支援を行うもの。			
交付先	社会福祉法人はくさん会、社会福祉法人福寿会、社会福祉法人牧羊福祉会			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価は行われていない。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	1,103		1,103	
決算額	1,103		1,103	

県暴力団排除条項は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の県が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定する。県暴力団排除条項の「その他の県の事務又は事業」には、補助金に係る事務事業も含まれると考えられる。

当該補助金と類似する性質を持つと考えられる、石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金の交付要綱に暴力団排除条項を規定し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を入手するという方法で県暴力団排除条項にいう措置を講じており、交付先が社会福祉法人である点も共通している。しかし、石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金の交付要綱に暴力団排除条項が規定されていない。

なお、県は県内の社会福祉法人に対し、社会福祉法及び国要綱「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、3年に1度、報告徴収や立入検査を実施し、役員及び評議員について、暴力団等に該当しないことを確かめていることから、県暴

力団排除条項にいう措置を全く講じていないわけではないと考えられる。加えて、暴力団等に補助金を交付した事例は検出されなかった。

② 問題点

類似する性質を持つと考えられる補助金について、県暴力団排除条項にいう措置が異なるものとなっている。

③ 意見 26 《県暴力団排除条項にいう措置の同一化》

石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金について、交付要綱に暴力団排除条項を規定し、暴力団等に該当しない旨の誓約書を入手することで、石川県外国人介護福祉士養成支援事業費補助金と同一の措置を講ずる必要がある。

(3) 石川県保育環境改善等事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	557			
事業名	石川県保育環境改善等事業費補助金			
所管課	少子化対策監室			
事業の目的及び内容	児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）に対し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、子ども用マスク、消毒液等の購入や、施設の消毒等を行う経費を助成するもの。			
交付先	株式会社、社会福祉法人、学校法人、計7法人			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価は行われていない。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	3,605			3,605
決算額 ¹⁵	2,110	2,110		

県暴力団排除条項は、「県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の県が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定する。県暴力団排除条項の「その他の県の事務又は事業」には、補助金に係る事務事業も含まれると考えられる。

認可外保育施設の中には民間企業主導型のものが存在することから、県暴力団排除条項は努力義務ではあるが、補助金に係る財務事務の効率性に寄与するため、何らかの措置を講ずる必要があると判断する。しかし、県暴力団排除条項にいう措置が講じられていない。

なお、暴力団等に補助金を交付した事例は検出されなかった。

② 問題点

補助金に係る事務事業について、県暴力団排除条項にいう措置が講じられていない。

③ 意見 27 《県暴力団排除条項にいう措置の未対応》

石川県保育環境改善等事業費補助金について、県暴力団排除条項にいう措置を講ずる必要がある。

¹⁵補助金の抽出は、予算額に基づいて実施したため監査対象としている。

(4) 感染拡大防止対策支援金支給事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	791			
事業名	感染拡大防止対策支援金支給事業費補助金			
所管課	経営支援課			
事業の目的及び内容	石川県緊急事態宣言に伴い発出された休業要請等に応じた事業者に対し協力金を支給したもの。			
交付先	石川県産業創出支援機構 (ISICO) 等			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価は行われていない。			
令和2年度における補助金交付額とその財源 (金額単位: 千円)				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	2,173,325		2,173,325	
決算額	2,173,324		2,173,324	

当該補助金に係る審査業務は、県が株式会社 JTB 金沢支店と随意契約し、契約金額は 135,487 千円とのことである。

随意契約の理由は、「多数の申請が予想され、申請事業者の不慣れ等から書類の確認作業が膨大になることが予測される。当該事務作業のノウハウについて、株式会社 JTB 金沢支店は県の新型コロナウイルス拡大防止協力金支給 (予算額ベースで 12,000 件処理) のシステム構築、コールセンター業務の受託実績があることから、当該事務委託に対応できる唯一の事業者と判断した。」というものである。

令和2年度においては、新型コロナウイルスに関連する支援金の支給を大量に行う事務作業が行える事業者は、限られていたということに一定の合理性はあると考えら今回のコロナ禍で株式会社れるが、JTB 以外にも、支援金の審査業務のノウハウを得た事業者がいる可能性がある。

② 問題点

今後、疾病の蔓延等による大規模な支援金支給事業を執行する場合、事務委託に対応できる事業者が増えている可能性があるため、補助金に係る審査業務の事務委託に要する費用の経済性の観点から、随意契約が適切とは言えなくなる可能性がある。

③ 意見 28 《公募型プロポーザル等の導入》

今後、大規模な支援金支給事業を執行する場合、随意契約ではなく、公募型プロポーザルや競争入札等により事業者を募集する必要がある。

(5) 温泉旅館魅力開発支援事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	817			
事業名	温泉旅館魅力開発支援事業費補助金			
所管課	観光企画課			
事業の目的及び内容	温泉旅館が、旅行者に対して提供する独自の体験プログラムや観光コンテンツを新たに開発する取り組みに対して支援するもの。			
交付先	金沢市、七尾市、加賀市、白山市			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価は行われていない。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	7,884			7,884
決算額	7,245			7,245

市町（実際の申請は市のみ）を通じた間接補助であるため、県は「市町等が組織の性質上、特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する、または免税事業者等に該当する」として仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない。市から事業主体へ向けた補助金交付要綱と思われる「七尾市温泉旅館魅力開発支援事業費補助金交付要綱」を閲覧したところ、補助対象事業者は「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のガイドライン等を遵守している温泉地で旅館業を営む事業者とする。ただし、公的施設及び保養所施設で事業を行う者は除く。」とされており、補助対象がすべて免税事業者等に該当するとは言い切れないと考えられる。さらに、当該要綱の補助対象経費を確認したところ、補助対象経費の内容のみが記載されており、「税抜き」と明記されていないことから、消費税相当額を含めて補助金が交付されている可能性があると考えられる。

なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行われていない事例は検出されなかった。

② 問題点

仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。

③ 意見 29 《間接補助における仕入税額控除に関する確認》

税込み金額で補助した場合には、事業主体が仕入税額控除の申告を行ったかどうかについて市町等から県に報告する仕組みとする必要がある。また、その前提として、事業主体から市町や業界団体等に対して、その事実を報告する体制とするために県は市町や業界団体等に要請する必要がある。

(6) いしかわ百万石食材ブランド化推進費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	903			
事業名	いしかわ百万石食材ブランド化推進費補助金			
所管課	農業政策課			
事業の目的及び内容	有識者委員によりブランド化の基本方針の検討や食材の認定に関すること指導助言を行うほか、食の総合サイトの整備や食品企業と連携した商品開発など、県内外の消費者や観光客に食材の魅力を発信に要する経費を助成するもの。 マーケティング専門家の助言を踏まえたブランド戦略の策定や生産技術向上や品質向上などの品目の磨き上げ経費に対して助成するもの。			
交付先	公益財団法人いしかわ農業総合支援機構、石川県産食材ブランド戦略推進委員会、高松紋平柿生産組合、志賀農業協同組合、南加賀地区丸いも生産協議会、能登棚田保全活動協議会			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価が実施されており、ブランド品目の販売額を指標として有効性評価を実施している。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	18,500	9,250		9,250
決算額	18,500	9,250		9,250

県は「交付先の組織の性質上、特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する、または免税事業者等に該当する」として仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない。公益法人等の内容は消費税法別表第三に規定があるが、交付先に含まれる志賀農業協同組合は公益法人等に該当しないものと考えられる。さらに、当該補助金の交付要綱に相当する実施要領を閲覧し、補助対象経費を確認したところ、補助対象経費の内容のみが記載されており、「税抜き」と明記されていないことから、消費税相当額を含めて補助金が交付されている可能性があると考えられる。

なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行なわれていない事例は検出されなかった。

② 問題点

仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。

③ 意見 30 《直接補助における仕入税額控除に関する確認》

税込み金額で補助した場合には、仕入税額控除の申告を行った団体が県に報告するのではなく、その申告の有無にかかわらず、事後に必ず県に仕入税額控除の報告をする仕組みとする必要がある。

(7) ルビーロマンブランド化推進費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	904			
事業名	ルビーロマンブランド化推進費補助金			
所管課	農業政策課			
事業の目的及び内容	ルビーロマンのブランドを確立するため、出荷販売体制の整備、品質管理体制の整備、PR・販売促進活動に要する経費に対して助成するもの。			
交付先	全国農業協同組合連合会石川県本部、ルビーロマン研究会			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価が実施されており、ルビーロマンの商品化率を指標として有効性評価を実施している。			
令和2年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	2,500	1,250		1,250
決算額	2,500	1,250		1,250

県は「交付先の組織の性質上、特定収入割合が5%超で公益法人等に該当する、または免税事業者に該当する」として仕入控除税額相当額の返還の必要性を確認していない。公益法人等の内容は消費税法別表第三に規定があるが、交付先に含まれる全国農業協同組合連合会石川県本部は公益法人等に該当しないものと考えられる。さらに、当該補助金の交付要綱に相当する実施要領を閲覧し、補助対象経費を確認したところ、補助対象経費の内容のみが記載されており、「税抜き」と明記されていないことから、消費税相当額を含めて補助金が交付されている可能性があると考えられる。

なお、仕入控除税額相当額の返還が必要であるにもかかわらず、返還が行われていない事例は検出されなかった。

② 問題点

仕入控除税額相当額の返還が漏れる可能性がある。

③ 意見 31 《直接補助における仕入税額控除に関する確認》

税込み金額で補助した場合には、仕入税額控除の申告を行った団体が県に報告するのではなく、その申告の有無にかかわらず、事後に必ず県に仕入税額控除の報告をする仕組みとする必要がある。

(8) 白山市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金

① 概要・検出事項

管理番号	1320			
事業名	白山市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金			
所管課	文化財課			
事業の目的及び内容	<p>重要伝統的建造物群保存地区制度（以下「重伝建制度」という。）は、文化財保護法に基づき、城下町や宿場町、門前町など、歴史的な集落や町並みの保存を図るため、昭和 50 年に創設され、本県では全国最多となる 8 地区が選定されている。</p> <p>重伝建制度は、文化財を面で保存するものであり、観光や地域活性化などの地域の期待も高いことから、県内各地における重伝建の広がりを、国とともに支援するもの。</p>			
交付先	白山市			
事務事業評価	目標管理型行政経営システムによる事務事業評価が実施されており、国・県指定文化財等件数を指標として有効性の評価を実施している。			
令和 2 年度における補助金交付額とその財源（金額単位：千円）				
	交付額	国	特定財源	一般財源
予算額	3,000			3,000
決算額	3,000			3,000

当該補助金は、県から市に交付し、市から重要伝統的建造物を保存しようとする事業主体に対し、その維持管理費の助成を行うものである。

県補規第 13 条《実績報告》は、実施報告の期限が定められておらず、当該補助金の交付要綱に相当する「石川県文化財関係県費補助要項（内規）」においても実績報告の期限が定められていない。一方で、今回の質問の結果、大半の補助金は、実施報告期限を「3月31日又は事業完了後1か月以内のいずれか早い日」と定めていた。事業主体から白山市に提出された補助事業実績報告書を閲覧したところ、大半が令和2年10月に工事が完了し、最も完了が遅いものでも令和3年1月であった。しかし、白山市から県に補助事業実績報告書が提出されたのは令和3年3月31日であった。実質的な事業の完了が令和3年1月であるにも関わらず、それから2か月ほど経過してから白山市から県に対し補助事業実績報告書が提出されている状況である。

② 問題点

事業主体の事業完了後1か月以内に県に実績報告を行ってれば、県の審査が3月末に集中することを回避できた可能性がある。

③ 意見 32 《実績報告の期限の規定》

「石川県文化財関係県費補助要項（内規）」において、実績確認作業を勘案し、適切な実績報告期限を設ける必要がある。

4. 令和2年度における補助金等（参考事項）

（1）概要

本項では、補助金交付要綱が制定されていなかった事例（以下、本文中において「交付要綱事例」といい、表において「交付要綱」と表記する。）、概算払を実施していたが明確な理由がなかった事例（以下、本文中において「概算払事例」といい、表において「概算払」と表記する。）、これらの両方に該当する事例（以下、本文中において「両方該当事例」といい、表において「両方該当」と表記する。）を部局別に記載している。これらの事例は、補助金交付要綱の規定に関する全県的なルールの整備及び概算払請求書の様式変更後に、対応する必要があるものである。部局別に、交付要綱事例、概算払事例及び両方該当事例の数を示すと、以下のとおりである。

部局名	交付要綱	概算払	両方該当	部局合計
総務部	1		2	3
危機管理監室			1	1
企画振興部	1	3	18	22
県民文化スポーツ部	9		5	14
健康福祉部	4	4	7	15
生活環境部	1		3	4
商工労働部	6	8	17	31
観光戦略推進部	2		4	6
農林水産部	5	9	11	25
競馬事業局		1		1
土木部			1	1
教育委員会	4	2	1	7
公安委員会			1	1
事項別合計	33	27	71	131

(2) 総務部

総務部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が1件、両方該当事例が2件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
28	総務課	幼児教育の質に関する研究事業費補助金	なし	
33	総務課	石川県私立幼稚園協会補助金	なし	なし
37	総務課	加越能育英社運営費補助金	なし	なし

(3) 危機管理監室

危機管理監室が所管する補助金は、以下のとおり、両方該当事例が1件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
118	消防保安課	石川県エルピーガス協会補助金	なし	なし

(4) 企画振興部

企画振興部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が1件、概算払事例が3件、両方該当事例が18件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
139	企画課	デジタル映像制作費補助金	なし	
142	企画課	大学コンソーシアム石川運営費補助金		なし
143	企画課	国連大学高等研究所オペレーティング・ユニット運営費補助金	なし	なし
144	企画課	共同研究プロジェクト事業費補助金	なし	なし
146	企画課	学都石川魅力発信推進事業費補助金		なし
147	企画課	能登原子力センター管理運営費補助金	なし	なし
174	空港企画課	小松空港国内線活性化事業費補助金	なし	なし
175	空港企画課	小松空港国際線活性化事業費補助金	なし	なし
176	空港企画課	小松空港緑化推進費補助金	なし	なし
177	空港企画課	小松空港国際貨物利用促進事業費補助金	なし	なし
179	空港企画課	航空プラザ運営費補助金	なし	なし
180	空港企画課	国際線駐車場運営費補助金	なし	なし
181	空港企画課	小松空港周辺環境対策費補助金	なし	なし
185	空港企画課	のと里山空港上水道整備費補助金	なし	なし
186	空港企画課	のと里山空港需要拡大等強化事業費補助金	なし	なし
188	空港企画課	のと里山空港二次交通支援事業費補助金	なし	なし
189	空港企画課	のと里山空港利用促進同盟会補助金	なし	なし

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
197	新幹線・交通対策監室	先導的プロジェクト推進事業費補助金		なし
203	新幹線・交通対策監室	のと鉄道利用促進協議会補助金	なし	なし
204	新幹線・交通対策監室	観光列車利用促進支援事業費補助金	なし	なし
205	新幹線・交通対策監室	のと鉄道運行維持対策費補助金	なし	なし
206	新幹線・交通対策監室	のと鉄道安全運行対策費補助金	なし	なし

(5) 県民文化スポーツ部

県民文化スポーツ部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が9件、両方該当事例が5件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
215	県民交流課	石川県健民運動推進本部補助金	なし	
216	県民交流課	簡易グラウンド管理運営費補助金	なし	
240	文化振興課	音楽文化推進事業費補助金	なし	
266	文化振興課	加賀本多蔵品館運営費補助金	なし	なし
278	スポーツ振興課	社会体育振興費補助金	なし	なし
279	スポーツ振興課	医王山スポーツセンター運営費補助金	なし	
296	スポーツ振興課	各種スキー大会開催費補助金	なし	
297	スポーツ振興課	選手強化費補助金	なし	なし
298	スポーツ振興課	高校生強化費補助金	なし	なし
299	スポーツ振興課	中学生強化費補助金	なし	なし
304	スポーツ振興課	国民体育大会派遣費補助金	なし	
305	スポーツ振興課	北信越国民体育大会派遣費補助金	なし	
309	スポーツ振興課	施設整備費補助金	なし	
310	スポーツ振興課	屋内アイススケートリンク整備費補助金	なし	

(6) 健康福祉部

健康福祉部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が4件、概算払事例が4件、両方該当事例が7件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
348	長寿社会課	石川県老人クラブ連合会補助金	なし	なし
349	長寿社会課	老人クラブ活動推進費補助金	なし	なし
350	長寿社会課	元気シニアスタンプラリー事業費補助金	なし	なし
351	長寿社会課	老人クラブ健康増進事業費補助金	なし	
352	長寿社会課	高齢者相互支援啓発事業費補助金	なし	
398	障害保健福祉課	聴覚障害者センター運営費補助金	なし	なし
399	障害保健福祉課	聴覚障害者センター施設整備費補助金	なし	
400	障害保健福祉課	手話通訳者・要約筆記者健康対策事業費補助金	なし	
497	健康推進課	難病団体運営費補助金	なし	なし
499	健康推進課	石川県臓器移植推進財団運営費補助金	なし	なし
500	健康推進課	臓器移植コーディネーター活動費補助金	なし	なし
524	少子化対策監室	放課後児童クラブ事業費補助金		なし
525	少子化対策監室	放課後児童クラブ障害児受入促進事業費補助金		なし
526	少子化対策監室	放課後児童クラブ開所時間延長促進事業費補助金		なし
529	少子化対策監室	放課後児童クラブ施設整備費補助金		なし

(7) 生活環境部

生活環境部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が1件、両方該当事例が3件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
595	環境政策課	令和2年度（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議事業費補助金	なし	なし
597	環境政策課	令和2年度里山里海ウォーク開催事業費補助金	なし	
610	温暖化・里山対策室	エコファミリー倍增推進事業費補助金	なし	なし
632	自然環境課	いしかわ自然学校推進事業費補助金（いしかわ自然学校管理運営事業）	なし	なし

(8) 商工労働部

商工労働部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が6件、概算払事例が8件、両方該当事例が17件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
672	産業政策課	石川県食品協会運営費補助金	なし	
679	産業政策課	基幹産業新分野参入・展開支援事業費補助金	なし	
731	産業立地課	金沢港開港50周年記念事業費補助金	なし	なし
732	産業立地課	金沢港定期航路運航支援事業費補助金	なし	
733	産業立地課	金沢港戦略的海外ポートセールス推進事業費補助金	なし	なし
734	産業立地課	金沢港物流ルート転換支援事業費補助金	なし	なし
735	産業立地課	金沢港冬季入出港支援事業費補助金	なし	
736	産業立地課	金沢港利用拡大支援事業費補助金	なし	
737	産業立地課	物流事業者と連携した金沢港利用転換促進事業費補助金	なし	
739	産業立地課	金沢港発着クルーズ拠点化推進事業費補助金	なし	なし
740	産業立地課	クルーズ船誘致強化事業費補助金	なし	
741	産業立地課	クルーズ船受入体制整備事業費補助金	なし	なし
742	産業立地課	金沢港・七尾港利用促進対策事業費補助金	なし	なし
743	産業立地課	金沢港振興協会補助金	なし	なし
759	経営支援課	構造改革支援融資資金費補助金		なし
760	経営支援課	経営安定支援融資資金費補助金		なし
765	経営支援課	新型コロナウイルス感染症特別融資資金費補助金		なし
768	経営支援課	緊急特別融資システム改修費補助金	なし	
770	経営支援課	小規模事業経営支援事業費補助金		なし
771	経営支援課	小規模企業経営指導力強化事業費補助金	なし	なし
772	経営支援課	中小企業支援活動事業費補助金	なし	なし
773	経営支援課	商工会議所連合会活動費補助金	なし	なし
774	経営支援課	商工会連合会活動費補助金	なし	なし
775	経営支援課	商工会青年部・女性部連合会活動費補助金	なし	なし
776	経営支援課	若手後継者等経営力向上支援事業費補助金	なし	なし
777	経営支援課	商工会設立60周年記念事業費補助金	なし	なし
791	経営支援課	新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給事業費補助金		なし
792	経営支援課	新分野チャレンジ緊急支援費補助金		なし
793	経営支援課	緊急経営支援アドバイザー派遣事業費補助金		なし
794	経営支援課	感染拡大防止対策支援金支給事業費補助金		なし
806	労働企画課	金沢勤労者プラザ運営費補助金	なし	なし

(9) 観光戦略推進部

観光戦略推進部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が2件、両方該当事例が4件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
825	観光企画課	のとじま水族館修繕費補助金	なし	
827	観光企画課	金沢百万石まつり補助金	なし	
851	観光企画課	本多の森ホール運営費補助金	なし	なし
877	誘客戦略課	金沢コンベンションビューロー運営費補助金	なし	なし
878	誘客戦略課	戦略的コンベンション誘致推進事業費補助金	なし	なし
880	誘客戦略課	金沢フィルムコミッション運営事業費補助金	なし	なし

(10) 農林水産部

農林水産部が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が5件、概算払事例が9件、両方該当事例が11件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
886	農業政策課	農業会議費補助金		なし
890	農業政策課	いしかわ農業総合支援機構運営費補助金	なし	なし
892	農業政策課	農業人材確保・定住促進事業費補助金		なし
893	農業政策課	企業的経営体育成指導推進事業費補助金	なし	
904	農業政策課	ルビーロマンブランド化推進事業費補助金	なし	なし
910	農業政策課	県産食材首都圏販路開拓推進事業費補助		なし
911	農業政策課	県産食材海外販路開拓推進事業費補助金		なし
912	農業政策課	低コスト畑作生産モデル事業費補助金	なし	なし
913	農業政策課	低コスト施設園芸モデル事業費補助金	なし	なし
914	農業政策課	生産工程効率化推進事業費補助金	なし	なし
916	農業政策課	魅力ある県産食材商品化促進事業費補助金	なし	なし
926	里山振興室	スローツーリズムサポートデスク事業費補助金	なし	
949	生産流通課	青果物価格安定対策事業費補助金	なし	なし
952	生産流通課	企業連携による県産食材利用促進事業費補助金		なし
966	畜産振興・防疫対策課	畜産経営技術特別指導推進事業費補助金	なし	なし
967	畜産振興・防疫対策課	肉豚価格安定対策事業費補助金	なし	なし
968	畜産振興・防疫対策課	肥育牛価格安定対策事業費補助金		なし

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
969	畜産振興・防疫対策課	石川県金沢食肉流通センター建設事業費補助金	なし	
971	畜産振興・防疫対策課	家畜改良推進事業費補助金	なし	なし
975	畜産振興・防疫対策課	石川県金沢食肉公社経営改善対策費補助金	なし	
976	畜産振興・防疫対策課	石川県金沢食肉流通センター整備費補助金	なし	
977	畜産振興・防疫対策課	河北潟環境保全対策事業費補助金	なし	なし
979	畜産振興・防疫対策課	畜産農場防疫環境整備事業費補助金		なし
1051	水産課	漁業経営安定資金費補助金		なし
1052	水産課	いか釣り漁業緊急支援資金費補助金		なし

(11) 競馬事業局

競馬事業局が所管する補助金は、以下のとおり、概算払事例が1件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
1078	競馬業務課	石川県調騎会運営費補助金		なし

(12) 土木部

土木部が所管する補助金は、以下のとおり、両方該当事例が1件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
1172	建築住宅課	香林坊地下駐車場融資金償還事業費補助金	なし	なし

(13) 教育委員会

教育委員会が所管する補助金は、以下のとおり、交付要綱事例が4件、概算払事例が2件、両方該当事例が1件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
1233	教職員課	スクール・サポート・スタッフ配置費補助金		なし
1234	教職員課	スクール・サポート・スタッフ配置費補助金 (補正)		なし
1302	文化財課	「石川県に世界遺産を」キャンペーン事業費補助金	なし	

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
1353	保健体育課	中学校体育連盟運営費補助金	なし	
1354	保健体育課	各種スキー大会開催費補助金	なし	なし
1355	保健体育課	中学校体育大会補助金	なし	
1356	保健体育課	高等学校体育大会補助金	なし	

(14) 公安委員会

公安委員会が所管する補助金は、以下のとおり、両方該当事例が1件である。

管理番号	所管課	事業名	交付要綱	概算払
1371	警察本部交通部 交通企画課	自動車安全運転センター補助金	なし	なし

以上

令和4年3月発行

石川県包括外部監査報告書

発行 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課 電話番号 076(225)1246

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/index.html>

石川県監査委員事務局 電話番号 076(225)1863

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

紙にリサイクル可